

一の沢遺跡調査報告書

1989. 3

山 梨 県 教 育 委 員 会
関 東 農 政 局 笛 吹 川 農 業 水 利 事 業 所

一の沢遺跡調査報告書

1989. 3

山 梨 県 教 育 委 員 会
関東農政局笛吹川農業水利事業所

序

本報告書は1982年度に実施した笛吹川農業水利事業国営水管水路埋設工事に伴う事前の発掘調査の結果をまとめたもので、調査の対象は山梨県東八代郡境川村小黒坂一の沢遺跡であります。

一の沢遺跡の所在する境川村は、甲府盆地の南縁にあって、曾根丘陵地帯の北東部に位置し、縄文時代、弥生時代、古墳時代の集落址や古墳が多数発見され、遺跡の集中地域として知られております。この度発掘調査された一の沢遺跡は、同じ工事による事前調査として、1983、1987の兩年度にも実施され、縄文期住居址15軒、平安期1軒、中世1軒、土壙100基以上が発見されて、すべて『一の沢西遺跡』1985・『一の沢北遺跡他発掘調査報告書』1988として報告書を刊行致しました。

この地域は、3回にわたる帶状の発掘調査の結果からみても、規模の極めて大きな遺跡で東西400m、南北500mの範囲に集落が分布することが想定可能となり、しかも縄文前期から中期、後期の住居址、土壙が密集していることから、縄文時代のこれらの時期の中心的集落であることが明らかとなつて参りました。このような遺跡は、甲府盆地の東縁部に多く立地しており、これら從来から知られている遺跡群との関連からも重要な位置を占めるものと思われます。

本地域はこの遺跡の最東端にあたる地域であり、すぐ東部には狐川が流れ急斜な崖が迫っております。幅10m前後の区域を調査した結果、縄文住居址11軒、埋甕1基、古墳時代後期古墳が4基検出されました。縄文では井戸尻期終末から曾利期初頭の資料や縄文後期の関西方面からの土器片の搬入品等が注目されるものと思われます。さらに古墳時代では後期の横穴式石室の周溝が検出されておりますが、特に3号墳からは40cm前後の大型の甕類が、周溝底部から約10~15cm前後浮上して発見されました。しかもそれらは総て10cm前後に破壊されており、宗教的行為と見られることから、報告者は、7世紀終末~8世紀初頭にかけて甲府盆地周辺に同様な祭祀が行われていたものと推定しております。

これらの結果は近隣地域、さらに甲府盆地の考古資料を補完するものと思われます。本報告書が、多くの方々に研究や學習の資料として、ご利用いただければ幸甚です。

末筆ながら、種々ご協力を賜った関係機関各位、並びに直接調査に従事していただいた方々に厚く御礼申し上げます。

1989年3月

山梨県埋蔵文化財センター

所長 磯貝正義

例　　言

1. 本報告書は、昭和57年度笛吹川農業水利事業国営幹線管水路敷設工事に伴う発掘調査報告書である。
2. 発掘調査は、農林水産省関東農政局の委託と文化庁の国庫補助金を受けて、山梨県教育委員会が実施した。
3. 本書は、調査によって検出された遺構、遺物を多く図示することに重点をおき、文章の記述については極力少なくした。
4. 使用地図は国土地理院発行の5万分の1（甲府）を利用し、遺構挿図内の水系レベルは海拔高を示す。
5. トレース、製図、図版作成は小林、里村が行い、写真撮影は清水守が行った。
6. 出土品の整理は山梨県埋蔵文化財センターで行った。
整理作業参加者
河上幸司、富田政美、小林智夫、石原和人、中西浩、保坂岳志、鈴木良弥、宮川東、後藤幸江、土屋明美、石川操、松野和美、弦間千鶴、柏木まつ江
7. 出土遺物、本報告書の図面類は山梨県埋蔵文化財センターに保管してある。
8. 原稿執筆、編集は小林広和、里村晃一が行った。

目 次

第 I 章 調査に至る経過

第 II 章 遺跡概況

第1節 地理的環境

第2節 歴史的環境

第3節 発掘調査区域

第 III 章 遺構と遺物

第1節 繩文時代 遺構と遺物

第2節 繩文時代（B区）遺物

第3節 古墳時代 遺構と遺物

第 IV 章 まとめ

第1節 繩文時代遺構・遺物

第2節 繩文時代集落の変遷

第3節 繩文時代土壤について

第4節 古墳時代

図版目次

- 図版 1 一の沢遺跡発掘全景
- 2 1号住居址、遺物出土状況
- 3 J-1住、No.1、2土器出土状況
- 4 J-2住居遺物出土状況
- 5 J-2全景、J-2住居址内土壤、土壤上面土器群
- 6 J-4住遺物出土状況
- 7 J-4、1、3住：J-1、4住全景
- 8 J-1、4住：J-4住と発掘全景
- 9 J-5住全景・出土状況
- 10 J-7住（セクション・ベルト付）全景
- 11 J-7住、遺物出土状況（No.47、49）
- 12 J-9住、No.46土器出土状況
- 13 J-8住、10住全景
- 14 J-11住と出土状況・単独埋蔵
- 15 B区（後期土器出土状況）
- 16 1号墳全景：周溝内出土状況
- 17 2号墳全景&セクション
- 18 3号墳全景&周溝内須恵器出土状況
- 19 3号墳セクション&出土状況：4号墳全景
- 20 J-1住出土土器
- 21 J-1住出土土器（No.2、5、45、46、47、48、49、55）
- 22 J-2住出土土器（No.33、34）
- 23 J-2住出土土器（No.15、16、25、27、30、31）
- 24 J-2住出土土器（No.12、24、26、28）
- 25 J-2住出土土器（No.17、18、21、22、23、32）
- 26 J-4住出土土器（No.36、37、38） J-11住（No.52、53）
- 27 J-5住出土土器（No.39、40、41、44）
- 28 J-2、6、7住出土石器
- 29 出土石器
- 30 J-4住、5住出土石器
- 31 B区出土遺物
- 32 "
- 33 "
- 34 "
- 35 "
- 36 古墳周溝内遺物・1号墳：3号墳
- 37 " " 3号墳

挿 図 目 次

- | | |
|--------------------|---------------------------|
| 1 一の沢遺跡位置図（その1） | 30 出土土器実測図（J 4、5、9住） |
| 2 " (その2) | 31 出土土器実測図（J 7、8、11、単独埋蔵） |
| 3 " (その3) | 32 J-1住土器拓影 |
| 4 一の沢遺跡・全体図 | 33 J-2住土器拓影 |
| 5 一の沢遺跡・発掘区遺構分布図 | 34 J-2住土器拓影 |
| 6 J-1住・実測図 | 35 J-2住土器拓影 |
| 7 J-2住・実測図 | 36 J-2・3住土器拓影 |
| 8 J-3住・実測図 | 37 J-3・4住土器拓影 |
| 9 J-4住・実測図 | 38 J-4住土器拓影 |
| 10 J-5住・実測図 | 39 J-5・6・7住土器拓影 |
| 11 J-6住・実測図 | 40 J-7住土器拓影 |
| 12 J-7住・実測図 | 41 J-8・9住土器拓影 |
| 13 J-8住・実測図 | 42 J-9・10住・B区土器出土土器拓影 |
| 14 J-9住・実測図 | 43 B区出土土器拓影 |
| 15 J-10住・実測図 | 44 " |
| 16 J-11住・実測図 | 45 " |
| 17 1号墳周溝実測図 | 46 一の沢・出土石器類（その1） |
| 18 2号墳周溝実測図 | 47 " (その2) |
| 19 4号墳周溝実測図 | 48 " (その3) |
| 20 4号墳周溝実測図 | 49 土偶実測図 |
| 21 J-1住・2住遺物分布図 | 50 B区出土特殊遺物 |
| 22 J-3住・4住遺物分布図 | 51 一の沢古墳周溝内遺物 |
| 23 J-5住・6住遺物分布図 | 52 " |
| 24 J-7住・8住遺物分布図 | 53 " |
| 25 J-9住・10住遺物分布図 | |
| 26 J-11住遺物分布図・単独埋蔵 | |
| 27 出土土器実測図（J 1住） | |
| 28 出土土器実測図（J 2住） | |
| 29 出土土器実測図（J 2住） | |

第Ⅰ章 調査に至る経過

本遺跡は農林水産省笛吹川農業水利事業国営幹線水管路の路線発表後に、県教育委員会が実施した路線内の分布調査の結果、繩文中期の集落と確認されたものである。

その後、本遺跡の重要性に鑑み、農林水産省と県教育委員会との協議によって工事前の発掘調査が計画された。

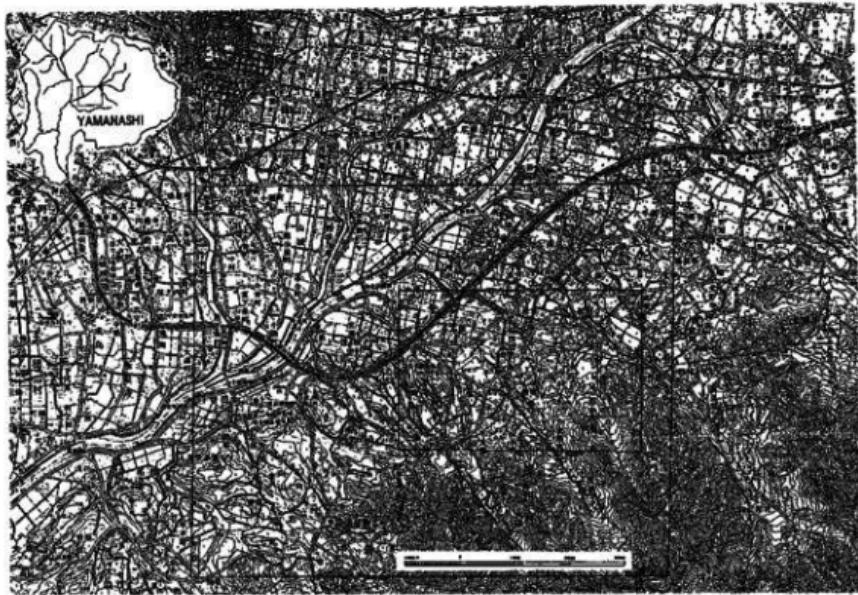
昭和57年10月20日 発掘指定地域の確認

昭和57年10月28日 発掘調査通知の提出

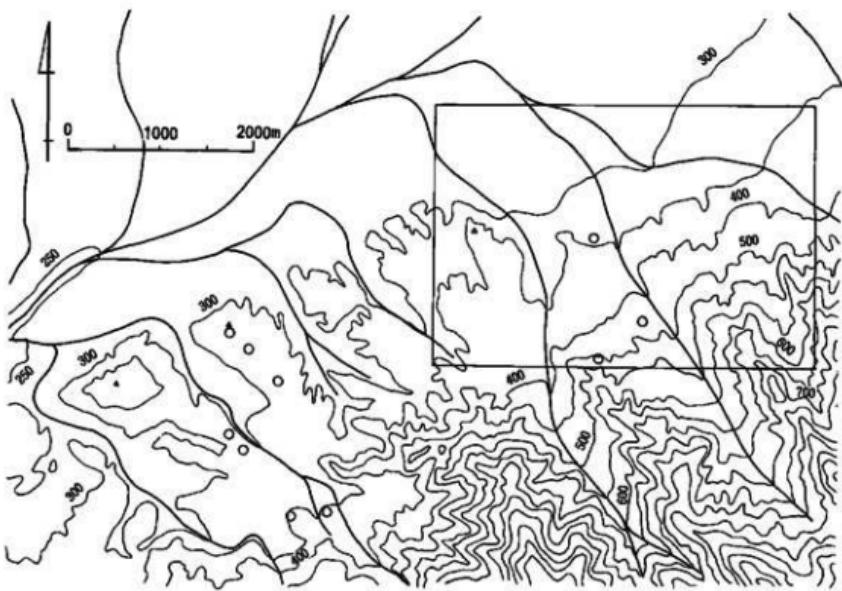
以上の経過を得て山梨県教育委員会が調査主体となり、昭和57年10月28日から12月25日にかけて実施した。

調査状況

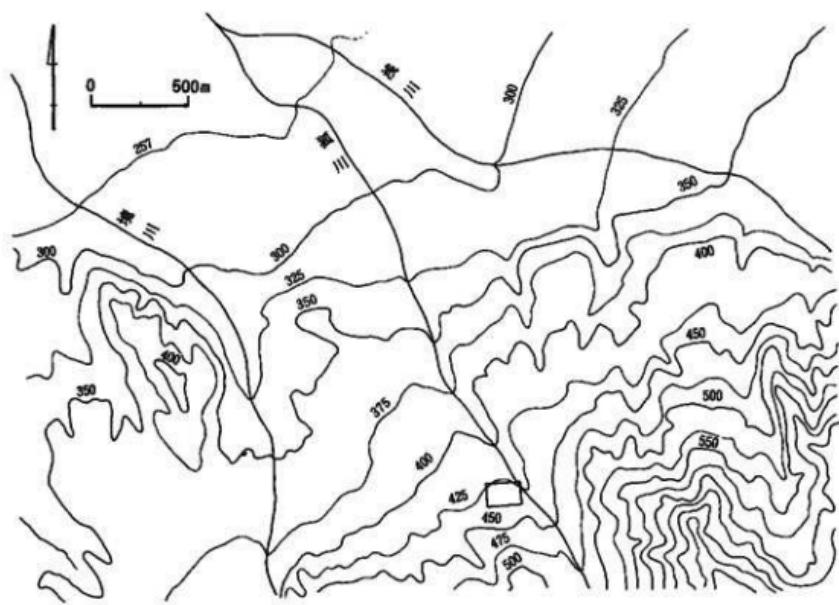
10/28	発掘開始 杭打ち開始	24	4号全景写真撮影、1号墳セクション、ベルト実測
29	表土剥ぎ作業	25	B区掘り下げ開始
30	1、2、3、4号住居址確認	29	1号墳全景写真撮影
31	1号墳、5、6、7号住居址確認	12/2	7、8号住居址、2、3号墳掘り下げ開始
11/2	1号住居址掘り下げ作業開始	7	3号墳南部に須恵器破片群の確認、全容確認の為の掘り下げと精査
	2号住居址掘り下げ作業開始	11	9号住居址掘り下げ、10、11号住居址8号下部より確認
4	3、4号住居址掘り下げ		
5	8、9号住居址、2、3号住居址確認 杭打ち作業終了	13	7号住居址全景写真撮影
7	5、6号住居址掘り下げ作業開始	14	3号墳須恵器破片集中区写真撮影
10	2号住居址一括廃棄土器 1号炉址検出	15	8号住居址全景写真撮影、ただちに10、11号住居址掘り下げ
12	3、4号住居址セクション、ベルト実測	17	3号墳全景写真測量、全城、造構測量開始
13	1、2、3号住居址セクション、ベルト実測	21	10、11号住居址、2号墳写真撮影
16	2号住居址、土器群取り上げ、下部より土壤確認	24	測量終了
19	1号住居址、全景写真撮影	25	全体写真撮影、発掘終了
21	2号住居址全景写真撮影		
22	3、6号住居址全景写真撮影		
23	5号住居址土器群写真撮影		



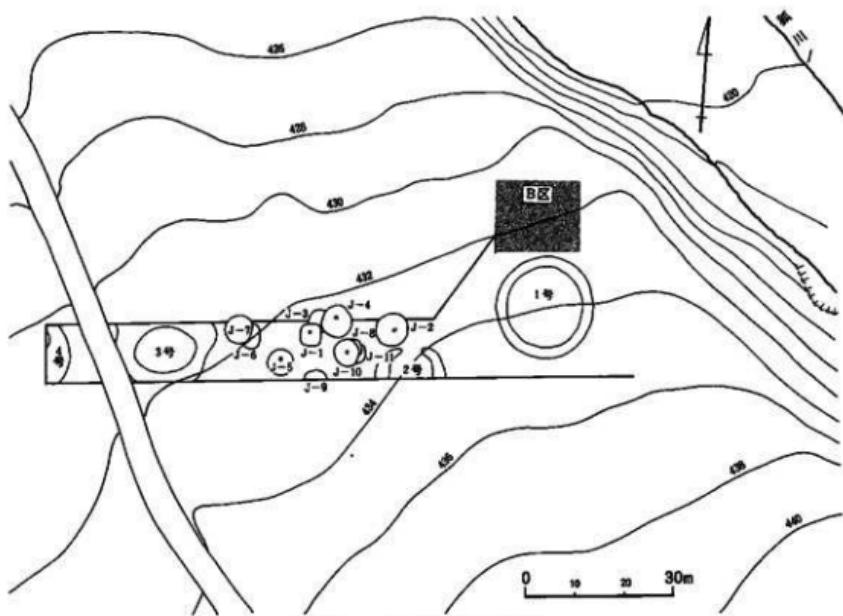
第1図 一の沢遺跡位置図（その1）



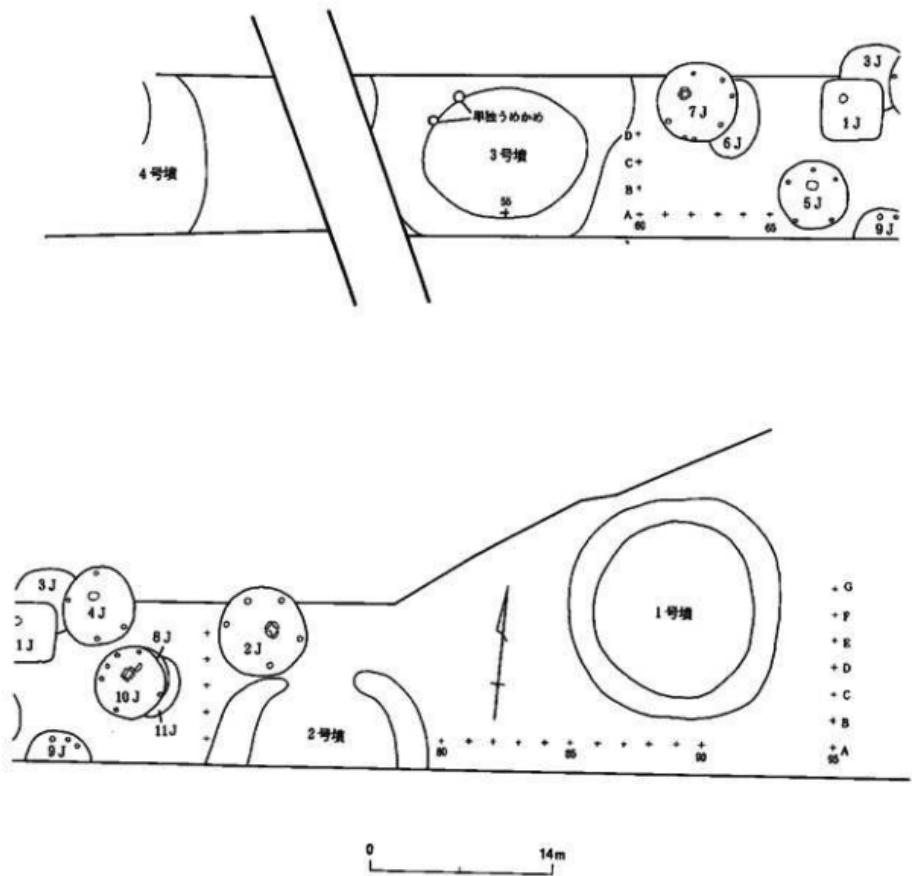
第2図 一の沢遺跡位置図（その2）



第3図 一の沢遺跡位置図（その3）



第4図 一の沢遺跡・全景図



第5図 一の沢遺跡造構分布図

第Ⅱ章 遺跡概況

第1節 地理的環境

一の沢遺跡は、山梨県東八代郡境川村小黒坂字一の沢に所在する。境川村は山梨県の中央部を占める甲府盆地の南縁部に続く所謂「曾根丘陵」の東端部に位置する。

甲府盆地は釜無川と笛吹川という富士川の上流部の二河川の流域沿いに平地が広がり、両者の合流点となる駿沢口付近は標高250mを切り、広大な氾濫原を形成している。この盆地低部は笛吹川上流部に向かって大きく広がりを見せ、標高260mの等高線は甲府市街地の南縁部を通過し、盆地北縁部より南に突出する八人山の山裾にまで及んでいる。

釜無川は盆地西部を北上し、盆地北西部の丘陵地帯を過ぎて、八ヶ岳南麓の水源地帯に至る。

一方、笛吹川は盆地南縁部に沿って流れ、釜無川との合流点から15km前後の流れは一定し、南側には曾根丘陵が続いている。笛吹川の支流は丘陵を切断するように小河川が北に流れ、笛吹川に数多くが流入するが、笛吹川と背後の山々との距離がないため、大きな扇状地を形成するには至らない。一の沢遺跡の属する境川村の名称となった境川や本遺跡を流れる狐川が流入する曾根丘陵東端部で笛吹川は流路を北に向けるため、曾根丘陵の東側の地域では、笛吹川の支流の距離も長くなり扇状地が発達する。また、各支流が近接して平行に流れるため扇状地の両端が重複し複合扇状地となり、広大な緩斜面が広がっている。さらに笛吹川上流部は盆地北東部の丘陵地帯が続き、水源の秩父山地に至っている。

甲府盆地と外部とは上述の河川を通して繋がるが、盆地南西部の富士川を過ぎて太平洋側に出るルートや、北西部の釜無川を遡上し諏訪湖畔に至るルートは、地形上の大きな障害も存在せず、後者の諏訪湖盆地と甲府盆地は一構造盆地とされるように連続性の高いものである。一方、笛吹川の上流部は秩父山地に至り、秩父を経由して関東平野に至るルートも存在するが、急峻な山々が続き越えも高所を通過しなければならない。今日では盆地東部に流入する笛吹川の一支流の日川上流部と、関東平野の西部を流れ相模湾に注ぐ相模川の上流部桂川の支流笛子川の水源となる笛子峠を通るルートが主となり、交通機関も整備されてきたが、笛子峠越えも秩父山地と同様に難所であったことに変わりはない。甲府盆地南東部は律令期以降は笛吹川の支流の金川を遡上し、御坂峠を越え山中湖畔に出るルートが開かれている。

以上その他にも急峻な山々を越える峠は各地に存在するが、盆地西側の南アルプスの山々は標高3000mを越え完全に外部と遮断し、北西の八ヶ岳、その東に茅ヶ岳さらに北から東にかけての関東山地の山並が続く。南の御坂山塊の山々は標高1500m前後が最も高く、他と比べて低いが背後には富士山が雄大な姿を横たえる。この様に甲府盆地は地形上きわめて隔絶性の高い地域であるといえる。

曾根丘陵は、背後の御坂山地の山麓よりテラス状に張り出した丘陵地帯の総称で、山麓部の斜面を下った標高350m前後より緩斜面が台地状に2km前後盆地に向って続く。丘陵の先端部

は、笛吹川と釜無川の合流点付近の下流より、王塚・米倉山・東山・坊ヶ峰等の高位段丘が標高350~400mと逆に高くなり、笛吹川の氾濫原との境界は急激に下る傾斜変換線をなしている。

境川村の西部に位置する坊ヶ峰は標高392.5mで、曾根丘陵の東端部に当たるため一際目立つ存在である。坊ヶ峰は盆地に向って半島状に突出し南側はさらに高くなり標高も400mを越えるが、その南は標高350m前後の平坦面を挟んで背後の山麓部に続くため、丘陵上に孤立するようにそびえ、地域を区画する存在となっている。

坊ヶ峰の東側を削るように境川が北流し、下流部は坊ヶ峰の先端部より流れを西に向かって、上流部は深い谷を刻みながら水源の名所山に至り、鶯宿峠付近が分水嶺となり芦川渓谷に至る。境川の東1km前後に平行して狐川が流れ水源の春日山に至るが、境川ほどの急な谷を形成せず分水嶺の黒坂峠付近に及ぶ。曾根丘陵の背後の御坂山地には他にも多くの峠が存在するが、この地域で富士北麓に至るには、笛吹川の支流芦川が刻んだ深い谷を渡り再度峠を越える必要がある。狐川の東は標高679.8mの種山開拓から続く緩斜面が存在し、その東側を浅川が流れ地域を区分している。

一の沢遺跡の属する境川と狐川に挟まれた地域は、両河川によって削られた谷の中間部に緩やかな北西方向の斜面が続いている。坊ヶ峰以西の曾根丘陵上の平坦面よりは傾斜が急であるが、先端部の高位段丘が存在しないため、盆地底部と明瞭な傾斜変換線をなさず、緩斜面が連続する点で様相を異にしている。しかし、本地域の東側の複合扇状地帯などの規模もなく、位置的にも両者の中間地帯であり、面積的には笛吹川沿いの丘陵、扇状地の中では最小の地域となる。

一の沢遺跡は狐川が山間部より流れ出した標高400~450mの地点に位置し、遺跡の立地としてはかなりの急斜面である。本遺跡より下位は傾斜がさらに急になり、標高350m前後で高位段丘の名残となる高まりが存在し、標高300mにかけて再度傾斜が急になるが、坊ヶ峰以西の様な崖状の急斜面とならず、標高260m前後の浅川との合流点に至っている。

この様に狐川上流部は全体として急斜面となるが、途中に階段状に緩斜面が何段か連続し、現在の集落は狐川の西岸沿いに続き、標高500mを中心に大黒坂の集落が、標高400m以下で小黒坂の集落が続き、この両集落の途切れる中間部で、盆地に向って幾分張り出すような舌状の緩斜面に一の沢遺跡は乗っている。遺跡の東側は狐川の刻んだ谷が存在し、15m前後下る斜面が続くが、狐川はその崖より20m東側を流れる。この崖に沿った部分が最も北に張り出し、北西の緩斜面を形成する。標高440mで傾斜が緩くなり、標高430m前後で再び傾斜が少し急になる。発掘調査区はこの緩斜面の先端部の標高430~435mを東西方向に帯状に位置するため、斜面を西に下る様に調査区が続き、西側は大黒坂と小黒坂の集落を繋ぐ村道で一部途切れるが、村道より西側は傾斜が急になり、若干窪む谷状の地形が100m前後続いている。

本遺跡の眼下には笛吹川が流れ、盆地を隔てて遠くは八ヶ岳が遠望できる視界良好な地点である。

第2節 歴史的環境

笛吹川南岸の地域は曾根丘陵上を中心に古くより調査が実施され、研究者の関心も高く多くの遺跡が知られている。近年、曾根丘陵に続く扇状地地域では中央自動車道の通過に伴なう発掘調査が実施され、駿河堂遺跡を初めとする多くの遺跡・資料が集積された。また、今回の一の沢遺跡の様な水利事業や農道建設に伴なう小規模な調査も各地でおこなわれるようになり、さらに分布調査の充実とあいまって遺跡の分布密度は著しく高まり、平坦面や緩斜面は全域に遺跡が認められるようになった。

そのため、地域全体の概要を把握したり、時期別に遺跡の展開を概観することも可能となつた。また、小地域単位での変遷や遺跡内部の集落の様相も、資料の充実により他との比較検討することでより詳細な内容を知ることが出来るようになり、当時の社会構造に迫る途が開かれたともいえよう。

旧石器時代は古く米倉山出土の石器群が唯一の資料として知られるにすぎなかったが、曾根丘陵中央部の東山南麓部の立石遺跡の調査や、扇状地の駿河堂遺跡の調査で、該期の資料が検出されている。しかし、他には僅かの資料が散見できる程度で、大部分はナイフ型石器に関連するもので時期的にも限定されるため、一層の資料の集積が望まれる。

縄文時代にはいると調査報告書の出された遺跡も多く、先述の駿河堂遺跡や、一の沢遺跡を下った京原遺跡等の拠点となる集落が想定される遺跡が点在する。駿河堂遺跡は扇状地の先端部に立地し、京原遺跡も同様に低位段丘面であるが、曾根丘陵上では高位段丘の東山南麓の上の平遺跡・立石遺跡は、盆地内部に向って逆に高くなる緩斜面に立地し、曾根丘陵と他地域との遺跡の環境的な差を鮮明にしている。

縄文早期は、駿河堂遺跡で住居址を含む資料が検出され、広く関東・中部高地に視野を広げても傑出した内容を示しているが、盆地内部ではこれに対比できる遺跡はなく孤立している。一の沢遺跡周辺では、本遺跡の南の標高500mに占地する机遺跡で若干の土器が検出されている。

縄文前期になれば遺跡は全域に散見できる。先述の大規模遺跡ではいずれも資料が集積されているが、特に一の沢遺跡を含む一の沢遺跡群、さらに上位の段丘に立地する寺平遺跡では住居址が検出され、前期に限れば本地域は該期の遺跡が集中するといえ、前期の遺跡の立地の一端を示すものであろう。

縄文中期に入ると遺跡数もその内容もこれまでとは比較にならないほど充実し、集落の展開・変遷をも窺える調査も認められるが、細分された土器型式に対応させれば空白部も多い。拠点となる遺跡は広大な緩斜面に占地し、各土器型式の住居址・遺物が検出され連続して集落が営まれる。一方、狭小な緩斜面では出土資料が限定された土器型式の時期となることが多く、一の沢遺跡周辺では中期前半の資料に乏しく、中期中葉から後半の遺跡が多くなり、全体として集落の立地が移動したことが窺える。

中期前半は東山・米倉山周辺部で調査が進み、東山丘陵上の上の平遺跡・立石遺跡、丘陵奥

部の村上遺跡・上の原遺跡、米倉山背後の向山遺跡・下向山遺跡の各遺跡が、東山と米倉山の間に流れる瀧戸川をU字状に囲むように占地している。中期後半に入れば少量であっても必ず該期の土器片が検出され、全城に展開したことが知られる。駅迎堂遺跡を初めとする中期後半の内容は、これまで八ヶ岳南西麓を中心とした曾利式土器の文化圏が、本県に主体部の存在が想定されるようになり、評価を一変させるようになった。

縄文後期になると笛吹川沿いの資料は少なく、先行する中期後半の繁栄からすれば激減するといつてもよい。縄文晩期はさらに資料が減り、集落を形成するものは僅少で、調査でも若干の土器片が認められる程度となる。本地域と盆地を挟んだ八ヶ岳南麓では巨大な集石遺構を検出した金生遺跡を始め、該期の調査が近年あいついでいるが、いずれも特殊な遺構で一般的な集落の様相は明かでない。

弥生時代の調査は縄文後、晩期に統いて解明の遅れが目立っている。水稻が生業の中心となり社会構造が一変するため集落の立地も激変することもあるが、初期の弥生文化の内容を示す遺跡の調査に恵まれない。近年、弥生末期以降の方形周溝墓の調査があいつぎ、盆地北西部の釜無川流域の金の尾遺跡では、集落と周溝墓の両者が検出されるが、弥生後期の遺跡である。曾根丘陵東山南麓の上の平遺跡で128基の周溝墓が検出され、東山頂部の東山遺跡では古墳時代に属する円形周溝墓も認められている。一の沢遺跡の周辺では弥生の発掘資料は皆無で、本地域の拠点となる京原遺跡では、古墳時代初頭の資料がまとまっている。

周溝墓に続く古墳時代は、曾根丘陵の東山・米倉山を中心とした地域を主に小平沢古墳（前方後方墳）・銚子塚・大丸山塚（前方後円墳）・丸山塚（円墳）という大型古墳の突然の出現によって幕をあける。最大の銚子塚は全長170m弱で、出現期の前方後円墳としては東国で最大級の規模を有し、三角縁神獣鏡を始めとする副葬品の内容は畿内勢力との強い関連を示すものであった。本地域周辺では、岡銚子塚が前述の中道銚子塚に近い埴輪を検出するが規模は半分に満たない。しかし、東原遺跡と岡銚子塚は至近距離にあり、墳墓と集落の両者から該期の内容に迫ることが出来る重要な資料である。

前期古墳にみられた古墳の規模は、続く時期には全般に縮少し、墳丘が大型化する全国的な動向とは著しい相異を示す。東山周辺では天神山古墳（前方後円墳）が全長140m前後で、帆立貝型の前方後円墳である王塚も後円部は大規模であるが、他は墳丘規模に見るべきものはない。しかし、銚子塚を始めとする東山古墳群中の茶塚は初期の馬具が検出され、後期横穴式石室に連なる要素を認めることが出来る。

群集墳に代表される後期の中小古墳は、前期に大規模古墳の集中した曾根丘陵には数少なく、笛吹川上流部の扇状地が中心となる。駅迎堂遺跡の占地する京戸川扇状地の扇頂部には千米寺古墳群が、金川扇状地では四ツ塚古墳群が一部調査されている。一の沢遺跡でも後期の円墳の周溝部が4基検出されているが、調査区の面積からすれば、千米寺・四ツ塚古墳群と同様に高い密度を示すものであろう。境川村地内はかつて57基の古墳が存在したことが「境川村誌」の記述にも見られるように、金川・京戸川の扇状地と同じ様相を示している。四ツ塚古墳群は中央自動車道のインターチェンジ内に当ったため、20基とまとまった数の古墳の調査が実施さ

れ、6世紀後半～7世紀代の築造期と、8世紀代に及ぶ追葬期が判明している。

一方、前期・中期に見るべきものなかつ盆地北部は、盆地北東部に突出する八人山を中心とする積石塚群に代表される地域で、近年一部の積石塚の発掘調査も進み、6世紀後半に初源が認められるようになった。また、盆地北西部の釜無川流域でも竜王古墳群を始めとする後期古墳の発掘調査が実施された。これらの中小規模の古墳も資料の集成により立地・遺物の内容等の対比によって被葬者層の推定の手掛りとなっている。

後期横穴式石室墳の中には他の中小古墳と隔絶した規模を有する大型横穴式石室墳が点在し、盆地南東部の御坂町姥塚・八代町地蔵塚と、盆地北西部の甲府市万寿森古墳・加牟那塚古墳が盆地を挟むように対峙する。前者の笛吹川流域では上流部は盆地北縁部に沿って流れ、春日居町には寺本庵寺、一宮町には国分寺が創建される。

さらに、笛吹川上流部の山梨市にも横穴式石室墳の分布が認められ、該期の集落は本県最大の横穴式石室墳である姥塚の周辺の姥塚遺跡で広範囲の調査が実施された。縄文時代には遺跡の認められなかつ盆地内部にも集落は拡大し、逆に丘陵上には少なくなる傾向が認められ、開発が盆地全域に及んだことが明らかとなったが、万寿森古墳・加牟那塚古墳を含む盆地北西部は古墳に続く有力な遺跡は存在せず、集落の調査も僅かである。また、曾根丘陵上でも該期の遺跡数は少なく、中心地域が移行した様な観がある。

この様な変動の背景は、駿河湾地域からの交通路の変遷を主に意義づけられてきた。それは、古墳時代前半は東山周辺の古墳群の位置から東山の西側を流れる滝戸川を週上し右左口峠を越え芦川渓谷を渡り再び阿難坂を越えて富士北麓から西麓をまわり静岡平野に出る「中道往還」が唱えられて久しいが、盆地内部の笛吹川沿いにも古式古墳が点在することから富士川沿いにもルートが想定されている。後者は富士川の盆地外部への出口である鍬沢口を眼下にする鳥居原狐塚で「赤鳥元年」鏡が検出されることを重視したものであったが、本地域の岡銚子塚の評価と、さらに笛吹川最上流部より秩父を経た群馬県の古墳の内容から笛吹川沿いのルートが想定されている。いずれのルートも盆地南西部より静岡平野に至る点では一致している。

後期は四ツ塚古墳群が密集する金川の上流部を週上し、御坂峠を越え山中湖畔に至るルートが重視される。後世「鎌倉往還」と称された様に、静岡平野だけでなく相模平野に出ることも可能となる。この交通路の変更は、後期の交通手段が馬匹を主体としたものに移行するため、最短距離であるが急傾斜の「中道往還」から、傾斜が幾分緩い迂回路である御坂路に変化したものとされているが、当時の社会の多様な要素がその背景にあったものであろう。

第3節 発掘調査区域

狐川西岸の段丘上に調査区は位置する。この一帯は一の沢遺跡群と総称できる小遺跡の集合体である。一の沢遺跡は遺跡群の北東端で、僅かに尾根状に高くなる立地である。本遺跡の西側は一の沢西遺跡と称され、連続する水利事業に伴なう調査である。また、一の沢西遺跡の西部より北に向かい別の水利事業で調査された遺跡が一の沢北遺跡と称されている。

一の沢遺跡の調査区内部の東側は1号墳が占地し、1号墳の北側に縄文後期の土器片が散在して出土したためB区として区別している。1号墳の南西20m前後に2号墳が、さらに西に40m前後に3号墳が、村道を挟んで3号墳の西隣が4号墳である。

縄文期の住居址は2号墳と3号墳の中間に集中し、J-1～J-11号のすべての住居址がこの区域で検出されている。J-2号は2号墳の北に接近し、その西側にJ-8・10・11号の重複する住居址群が位置し、その北西にはJ-1・3・4号が重複し、その南西にJ-9が調査区外縁部に一部突出している。J-10号の西15m前後にJ-5号があり、その北東にJ-6・7号の重複があり、その西は3号墳である。3号墳の削平されたマウンド内部に埋甕が検出されており、2・3号墳の位置にも縄文期の造構の存在した可能性が高い。

1号墳の周辺は黒色土が厚く堆積し、B区も含めれば谷状の地形が古く存在したことが考えられ、狐川の流路が現在の崖より東に移動していることからすれば、狐川は古くは1号墳付近を通過していた可能性も考えられる。とすればB区の後期の土器片の位置づけが問題となる。B区では造構が認められず土器の小破片が全面に散在し、特に集中する様子のないことからすれば、上流部土砂の流入ということになり、調査区の南側の高所に後期の遺跡の存在を想定する必要がある。又、縄文中期の住居址は狐川のすぐ西に接して営まれていたことになり、遺跡の環境を考える上で重要な視点となろう。

第Ⅲ章 遺構と遺物

第1節 繩文時代 遺構と遺物

J-1号住居址

調査区中央部の68のラインを中心にC～Fに及ぶ位置にある。北側はJ-3号住と重複し、本址がJ-3号住を切って構築される。北辺部は直線状で4.8m、東西は北辺と直角にDまで直線状に続くが、南辺は西に偏在する円形もしくは台形状で、全体としては多角形のプランとなる。南北方向に最大6.1mで主軸となり、東西は5.1mを測る。

周壁は重複部で僅かに存在が確認できる程度であるが、ロームの残る他の部分は30cmは認められ、床面近くはカーブし上部で直立する。周溝は認められず床面はほぼ平坦であるが、南側の突出部は僅かに高くなる。

ピットは6ヶ所に認められるが、うち1ヶ所は小さく浅い。貯蔵穴と考えられる大型のピットが1ヶ所あり、柱穴と考えられるピットの配列はバランスが悪い。南側の2本は1m弱で近接し、プランの突出部とも対応し、床面の高まりからも出入口の施設に関連するものであろう。北側はプランと柱穴は一致しないが、南側の先述の柱穴のラインとは平行しており、東側は南北の柱穴の中間に1本周壁に寄った位置にあり、西側には対応する柱穴は認められない。但し、本址の場合は西に寄って南に貯蔵穴、北に炉址が存在するという住居内の施設の偏在に対応するための柱穴の配置とも考えられる。柱穴はいずれも径40cmで、深さは40cm前後と浅い。一方、貯蔵穴は東西に広い楕円形で、深さは60cmで内部は袋状に広がり、床面は球状をなす。

炉址は土器の胴部破片を用いた埋甕炉で、北西部の柱穴の内側で、両者は極端に近接し、小ピットも炉址の西に隣接する。炉址内部は炉体の土器の深さ20cmまで掘られ、焼土は5cm前後である。炉体土器は上部で若干開き、床面より5cm前後突出する。

出土状況： 遺物一括集中区は住居址内の東部に石材を伴って認められる。土器No.9、2、5がほぼ一ヶ所に折り重なって認められ、No.9が最上部、No.2が中、No.5が最下位である。土器No.9は横たわって出土しており、その口縁部付近には枕大状の石材が床面より15cm浮上して検出されている。土器No.9は浮上して出土しているが、底部を欠損しており、胴部以上は圧し潰されたように検出されている。

これを取り除くとNo.2が横たわって出土、さらにこの下からNo.5が検出される。この2個体はほぼ完形に近く、床面より浮上して認められる。

1号住居址ではこの様に遺物が一括集中する箇所がなく多くの遺物は破片で床面に浮上して認められ、出土レベルも10～25cmと一定せず量も少ない。

このほかの遺物はいずれも床面浮上のもので、塔状把手土器は住居址内北部寄りに数箇所から散乱の状態で床面15cm～20cm浮上の位置で出土している。摺曲文土器は炉址の西北に床面浮上15cmで検出されている。（土器外面を下に、内面を上にして検出される）。またこの土器は

胴部上半と下半が1m弱離れて認められたがレベルは両者共に一定のものである。小型土器No.10、浅鉢No.4は住居址と中央寄りの位置に床浮上で認められる。遺物のドットの傾向は炉址の東部付近が空白部を形成しているが意図的なものは感じられない。尚、特殊遺物としては土器再利用の円形土板が検出されるが住居址内西部よりに一般の破片と同様に床面に浮上して認められる。

土器(第27・32図)：9は口径34cm、高さ現存48cmを計測する。器形は底部より口縁部にかけて開くラッパ状の深鉢形土器である。文様の構成はA+B+B'+A'である。口唇部にはヘラ状の突起が四単位でつく。このヘラ状突起の頭部より、△状に懸垂文が垂下する。この懸垂文は左懸垂文が胴部過半で左方向に伸び隣の懸垂文の右側に連結して区画文を形成する。区画内はさらに隆帯により三角状に区分されその中には沈線による渦巻文が充填される。区画中央には区画下部より上方に隆帯が一本伸び頭部は抽象文の頭部に見られた2本指状(弧)のものが認められる。区画文を形成する下部隆帯文は、井戸尻期に一般的に見られる刻目隆帯を意識したものと考えられるが、その施文方法は、確かに粘土を張付けるが一定でなくしかも隆帯を形成するほど量が多くなく、中には沈線により区画された個所があり、区画文、下部隆帯の省略化が進んでいる。2a～cは、口径9.7cm、口縁部13.2cm、胴部12.2cm、底部7.4cm、高さ24.8cmで、口縁部が屈曲して丸みを帯び、底部にかけて緩やかに絞られる形態の深鉢形土器である。口縁部は無文で張付けによる渦巻文と隆帯文が対に認められる。この渦巻隆帯から懸垂文が伸び2分割してさらにそれらの中間の頸部より垂下する懸垂文が垂下し4分割の区画文土器A+B+B'+A'となる。懸垂文で区画された中には隆帯が斜めに施され三角状に区画される。区画下部では明確な区切りは認められず沈線による。区画内は半肉状に渦巻文、円、三叉文が充填されるが、部分的に繩文が施される箇所も認められる。5a・bは、口径15.5cm、胴部11.2cm、底部9.5cm、高さ13cmで器面には繩文が施される。器形は底部より口縁部にかけて緩やかに開くラッパ状を呈する。把手は三角状のものが片方に付けられる。把手頭部から胴部下半にかけてキャタピラ懸垂文が施され、懸垂文はこの反対側にも認められる。繩文は2段RLである。1は、口径約30cm、口縁部最大径42cmの大型土器である。器形は内湾屈曲して胴部で最小径を示す。最小径下では再び胴部は膨らみ球形に近い形態を示す。摺曲文は各単位ごとにマムシ状頭部に近い形態を表している。胴部上部は無文であるが、二条のキャタピラ文による懸垂文が四単位で認められる。最小径の部分ではベン先状の押引文が一周してその直下には一条の隆帯文が巡る。それ以下では隆帯文による懸垂状の文様が等間隔に全面に施される。8は四単位塔状把手土器である。把手部の側面と内側に円形透かしが認められ、把手内部は空洞となる。透かしの外枠には沈線による三叉文風のものが認められる。口縁部は各単位ごとに渦巻文で充填される。この渦巻文は二連続でシンメトリーに施されている。口縁部文様体の下部には一条の隆帯文が認められ指頭による潰しが施され、さらに各単位ごとに横位の刻み目が入れられる。この隆帯以下では無文となり、隆帯に接して伸びる渦巻隆帯が認められる。この隆帯はキャタピラ施文である。10a・bは、口径13cm、胴部15.5cmの小型土器である。口縁部無文に懸垂文が四単位で施される。懸垂文は胴部に至ると曲線となり櫛形の区画を形成

する。頸部は波状隆帯が施される。胴部は先の隆線の内外に半竹状の施文具により平行条線が充填される。口縁部の懸垂文は両脇に二条の隆線を配し中央には頭部で隆線を芯に渦巻粘土紐による装飾である。3は炉体である。口縁部、底部共に故意に欠損したもので現存部分は胴部径43cm、高さ35cmの大型土器である。胴部中央には二条の刻目隆帯が配されその中には大きな波状隆帯文が配される。6は、小型な摺曲文土器で摺曲文頭部にはマムシ状三角文を配し、摺曲文の隆線を連結したものが認められる。口縁部以下は無文であり懸垂文が垂下する。4は、浅鉢土器で底部は欠損する。口縁部及び底部付近に無文帯を残し、前面にR L繩文が充填される。口縁には刻目を施した隆線が一条垂下する。11は、摺曲文土器で6よりやや小型なものである。摺曲文の単位は大きく摺曲文の隆線を連結する横位の粘土紐が認められる。7は、頭部にキャタピラ隆帯、胴部に半肉状の三叉文を施すもので、胴部は大きく外反する形態である。58・59は、口縁部にヘラ状把手を四単位に付ける形態のものである。頭部に丸みをもつ把手の両端から隆帯がカーブしながら懸垂する。さらにこれに対応するように隆帯をV状に施し下端では外側に開き口縁部に平行に巡る。この内側には頭部に円形の張付けを施し、ダンゴ状に連結して隆帯とした懸垂文が二条認められる。60は、口縁部折り返しで、二条の指頭潰しの隆帯が平行に施文される。61は、口縁部に一条の沈線が巡り、以下には地文も無文でやはり沈線による曲線が配される。混入品で時期は、堀の内期に属する。62は、口縁部上端2.3cmを無文として以下には押引による結節の爪形文が認められる。63は、口唇部2.2cm破片の下端部で4mmと極端に口唇部で肥大するものである。64は、口縁部は無文で、破片下端に沈線が認められる。形態は外反しながらも湾曲する。66は、口縁部破片で横位に爪形状文が連続押捺されている。67は、口縁部で幅広の半肉状の隆帯文となりそれより以下では隆帯の中央より懸垂文が認められる。隆帯の文様構成は上より無文、沈線、ラーメン状文でこの文様を中心に左右に集合沈線、三叉文が施され整形がよくなされている土器である。68は、折返口縁で重厚なものとなっている。施文は集合沈線が口縁部1.5cmの長さで認められる。69・76・78・80・81・84・85・86・90・91は隆帯文が認められるものである。69は隆帯にペン先状の刻目が左右に交互に施文される。70~72は地文に集合条線が施文されるもので頭部には平行の隆線が一条認められる。この頭部に接して渦巻文が張付けられそれから垂下する懸垂文が認められる。75は先の塔状把手土器の胴部破片で渦巻きに近い隆帯が一条認められる。91は二条の懸垂隆帯の末端部で2本の隆帯がお互いに接近して結合する。72は頭部に二条の平行隆線を張付けその中に波状の隆線が施される。この頭部文様体の下には高さ1cmを計測する渦巻文を頭部とする懸垂文が垂下する。86は屈曲する口縁部で口唇部は欠損する。一条の指頭潰の隆帯文が認められ、以下には二条の隆帯文が懸垂する。83は隆帯による区画文で内は集合沈線により充填される。88は橢円区画文の一部でキャタピラ文の隆帯区画がなされる。87は半肉状の隆帯で中には集合沈線が充填される。93は半肉状の隆線が認められる。94は隆帯に爪形文が連続して押引され、隆帯により区画される。95は隆線の渦巻文に近い一部で上より鋸歯状文、無文隆線と続き、無文帯をおいてさらに中心にキャタピラ隆帯渦巻文が認められる。96は半肉状の隆線の渦巻文である。97は集合沈線によるもので、口縁部に近い

ものである。98は地文R L縄文に隆帯文が張付けられたものである。99、100は大型土器の一部で無文部に隆帯が認められる。101は条線文に粘土紐を張付けたもので胴部中央部と考えられる。102・103・104・107・108・109・111は条線によるもので104・111は底部に近く下半部は無文帯となる。107・108は二から三条の隆線が張付けられたもので、大型土器の一部と考えられる。105・106は無文に隆帯、隆線を張付けたもので105は炉体に利用されたものと同一個体である。113はR L縄文に平行沈線、波状沈線が施される。114は底部破片で大粒な縄文を配している。115は縄文R Lに平行沈線を施す。116・120・121は区画文土器の一部と考えられる。116は区画内に斜行沈線が充填する。120は区画内に集合沈線が充填される。117～119は土器片の再利用のメンコである。

石器（第46図）：石器は4点が出土しているが、完形品は残らない。1は磨製石斧で両面共に丁寧に調整がなされている。斧の基部側は欠損している。2は基部のみが残るもので乳棒状を呈する。3は剥片を利用した削器で剥片の先端部は使用による小さな剝離痕が認められる。バルブを残しており剥片の形態の原形を止めている。4は短冊形の打製石斧で剥片利用で刃部は先端に付けられ、側辺部では形態調整の加工痕が顕著に認められる。基部側は欠損している。この他には、黒曜石製の石鎌が1点、小剝片が7点出土している。

J-2号住居址

調査区の中央東寄りに現状では位置するが、縄文中期までは本址の東側に谷状の窪地が存在することからすれば、本址は東端部に位置したことになる。75-2ラインを中心に北側が一部調査区外に出る。

南西-北東方向に6.5mの主軸を有し、南西部が突出し、北東部は緩いカーブとなるため、その中間を繁ぐ北西-南東部は角ばった部分が多く、多角形状の長円形のプランをなす。主軸上の奥壁寄りに炉址を有し、ピットは5ヶ所に認められ、主軸上の炉址の外側に1本、主軸と直交し炉址の両側に対になって2本、その南西側も主軸と直交して認められるが、南西の2本は中央の2本より近接し、特に南東側の1本は主軸側に寄っているが、全体にバランスよく配列され南西部に出入口の存在を予想させる。柱穴は50cm前後で、いずれも住居址内部に傾斜して掘られている。

本址の場合住居の廃絶後に土器廃棄が行なわれるが、炉の南東部は住居址の埋没後に土壤が掘られるなど、住居の底部が残るにすぎないため、周壁は10cmに満たない。床面は南側に向かって低くなる平坦面で、周溝は検出されなかった。

炉址は石畳炉で奥壁側が一石で、他の三辺は二石を配し入口部は舌状に開く整った形状である。炉址内部の掘り方は奥壁寄りと北西部が直立し35cmで、その対辺は傾斜しながらも浅くなり、特に南東端の頂点をなす二石はともに薄い石材が用いられ、外部に突出することから、この方向から灰の撒出しがあったものと思われ、炉址内部の焼土は炉址上端より10cm前後まで認められた。

出土状況： 遺物の全体的なまとめは炉址西脇に検出された土壤を中心に遺物群の広がりが認められる。完形品は2個体のみで（無文浅鉢、条線文深鉢土器）ある。これ以外は底部を

欠損するもの、口縁部のみを残すもの、口縁部、底部共に欠損するもの、などで多くは破片実測によるものであり該期の一括廃棄状況に近似するが本例はこの真下に土壌が存在して土壌底部に大型土器の胴部破片が出土して、さらに同一個体が土壌上部に蓋状に認められる例と、他の土器群と混在して出土することからこれらの多くの土器群は土壌に伴う蓋等の施設が考えられる。

さらに土壌の上部には土器と共に3個体の人頭大の石材が認められ、土壌内よりも同様な石材が検出されることから土壌蓋に付属する石材と考えられる。土壌を中心に遺物が集中するため住居内のドットが空白状に認められる箇所が多い。このことから多くの遺物は土壌に伴うものとみなすことが出来る。

出土土器（第28・29・33・34・35・36図）： 12～14は重弧文土器の実測図でいずれも破片の状態で検出された。12は頸部に二条の粘土張付文を配し、胴部では粘土張付の懸垂文が認められる。15・16は口縁部上端に無文部を残し以下では条線文が充填されるものである。器形は胴部がやや外反するが、口縁部に至ると極端に開く傾向にある。19は地文に縄文R Lを配し、二条の隆線文を懸垂文として垂下させる。懸垂文には半竹状の工具による連続押引が認められる。口縁部には二条の平行沈線文が連弧文で配される。器形は底部より口縁部にむかって緩やかに外反する形態で口縁で最長となり、頸部は存在しない。17は胴部、口縁共に膨らみをもつ深鉢形土器である。口縁上端には二列の刺突による小孔が配される。地文には縄文が器面全面に配され頸部には二条の平行沈線文が巡る。1は口縁、胴部下端が欠損するもので、深鉢土器である。頸部には沈線、粘土張付文が一周する。胴部は地文条線にV状の懸垂文が粘土張付けの状態で四単位認められる。この懸垂文の中間には沈線による頭部渦巻の懸垂文がそれに平行して垂下する。20は鉢型土器で胴が膨らみ、口縁は肩部で直立する。鉢付土器で土器本体には有孔ではなく鉢に直立の孔があげられている。胴部以下は撚糸文が施文され、器面には渦巻に近い張付文が胴部の頂部に連続して配される。21は撚糸文を主体とした土器で、胴部には半肉状の隆線が曲線で認められ、底部は欠損する。22は形的には20に近い鉢形の土器で鉢付土器である。地文は撚糸文が器面を充填しており、肩部粘土張付文より粘土張付文が垂下し胴部中央では渦巻文となり一周する。この張付文の回りには刺突の小円孔が連続し認められる。23は胴部破片であり、撚糸文が胴部に充填する例である。胴部は膨らみを持ち、頸部から上方は欠損する。24は頸部上方から胴部下半にかけて欠損する深鉢形土器で、胴部は球形に近い状態である。頸部は一条の押引による波状線が認められ、胴部では縄文R Lが充填される。25は口縁部で屈折し、胴部で球形に近い膨らみを呈するものであるが、胴下半部は欠損する。口縁部上端は粘土張付けにより口縁部区画文を形成する。粘土紐はその先端で渦巻を呈し、区画の区切りとなっている。この区画は八単位となり、区画内は縦の条線により充填される。口縁部下半部から頸部にかけては無文帯を形成する。頸部では二条の平行沈線が施文され以下は撚糸文が充填する。26は浅鉢の無文土器である。27は口縁部区画文土器で半肉状の隆線と沈線により口縁部文様帯を形成する。口縁部下半から頸部は無文帯となる。頸部は半肉状の隆線が施文される。28は小型土器で、口縁部無文帯で肩部は粘土張付けにより文

様帶が区画され、内には集合条線が充填され、胴部では条線文が充填される。 29はX字状の把手が付けられるもので、地文には胴部に列点文が充填される。 30はやはり口縁部区画を形成する大型な土器である。区画は背の高い粘土で隆帯を形成し、渦巻文により区画を行い、区画内は条線で充填する。口縁下半部から頭部にかけては無文部を形成する。 31は頭部上方、胴下半部を欠落する。地文は撚糸文で、沈線による連弧文が巡る。連弧文との接合部には沈線による懸垂文が垂下する。 32は頭部から上部を欠落し、胴部では条線を地文として半肉状の渦巻隆帯文が一周する。 33は口縁部無文、胴部は地文条線文、胴部文様には懸垂文により区画され、区画内には半肉状の渦巻文が認められる。 34は口縁部、底部を欠落するもので基本的には33と同器種かと考えられる。 122・126は粘土紐隆線による口縁部区画で渦巻文により梢円区画され、区画内には縱方向の条線文が充填されている。 122は粘土紐の痕跡を残すが126では良く調整されており区画は半肉状の形態を保つ。 124も梢円区画であるが区画の単位に突起状のものを持つ。 123は口縁部に円形の連続する区画を持つもので区画は半肉の隆帯であるが、粘土を盛り調整が施されたものである。 125は現状からの観察では口縁部に突起を持ち、この突起からは粘土紐による懸垂文が認められる。この懸垂文を境に二条の隆線が口縁部を巡り、口縁部文様体を形成するものと思われる。この文様帶の下はR L繩文が施文される。懸垂文は半竹状の工具により押引されている。 128は地文R L繩文に、口縁部上端に沈線を施しその下には一条隆線を施し、さらに沈線により円形区画を行い、区画内は繩文が充填される。 127は口縁部に沈線の組み合わせにより口縁部文様帶を作出しているもので地文はR L繩文を用いる。 129は口縁部が外反し頭部に一条の粘土紐を張付たものである。 130は重弧文土器の口唇部である。施文は半肉状の隆線と粘土張付により格子目状のものとなる。 131・132・134は連弧文土器で132・134では重弧文の各単位に蛇状の懸垂文が垂下する。 136は口縁部無文で頭部に波状の粘土紐張付が認められる。 139は口縁部無文で胴部繩文R Lである。 148は口縁から細かい条線が認められる。 149は張付と、沈線の組み合わせによるもの。 150は口唇部に刻目を入れ、地文繩文に平行沈線を施文したものである。 151・152は口縁部区画文土器、151は粘土紐による区画、152は鉗齒状文と沈線による区画文土器で内には繩文が充填される。 153は二条の刻目を施す隆帯文が認められるもの（井戸尻期）。 154は曾利終末期の所産、地文条線文に口縁部二条の沈線、懸垂する蛇条の沈線でやはり混入品である。 155は条線文に、小円形の孔が認められるもの。 156・157は粘土紐隆線により渦巻文が認められるもので口縁部区画の一部と考える。 158は重弧文土器（小型のもので、沈線により重弧文が描かれる）。 159は口縁部に半肉状の隆線で頭部渦巻の隆線を配したもので、下部は集合条線が認められる。 160は繩文R Lに粘土紐で口縁部区画を配している。 161・162は重弧文系の土器で格子目状を呈している。 174は重弧文土器で重弧文の上に懸垂文が張付られる。 163は口縁部に列点を連続に配したもので4段認められる。 164・165・168・169・170・167・172・173は列点文が認められるもので、いずれも胴部破片である。 164・165・167・170は半肉状の隆線が棒状、曲線状に描かれるもので、同一個体の可能性がつよい。 171は縁の沈線に粘土紐懸垂文が認められる。 175は地文条線に懸垂文の組み合わせである。 177は胴部

片に半肉状の曲線文、178はNo.33の復元図の胴部破片で2号住居の土壤底面に敷かれたもので、土壤の施設に利用されたものである。地文は条線で3本の渦巻状の隆線文が配されている。182はNo.22に近いもので口縁部は欠損するが肩部の二条の粘土張付による平行隆線文が存在し、胴部は撚糸文を地文として、この上に粘土張付による頭部渦巻状の文様が施文される。器形は鉢状の形態を呈する。184は178の頸部に近い破片の可能性が強いものである。187～192は地文条線の土器片で187には半肉状の隆線が二条認められる。186は地文に撚糸文を施文して二条の平行沈線文を施したものである。193は胴部上半部の一端で、現状では文様帯の上下端に四条の半肉状の隆線文が認められる。そのなかには地文に条線文を充填し3本の波状隆線が認められ、さらにその下には沈線による頭部渦巻文が認められる。194は頭部から胴部上半部の破片である。頭部には波状の粘土張付文が施される。この粘土張付文から粘土紐が垂下して横円区画文を形成する。区画文内には条線文が地文となり、それを消す事なく施文される。粘土紐で区画され、内には沈線により横円文が施文される。195は波状隆線文に波状の粘土張付の懸垂文の組み合わせである。196は胴部上半部の破片であり横位粘土紐による区画その下に若干の無文帶を配し以下条線文となる。197は条線に隆線が認められるもの。198は地文条線に渦巻文が施文されるものである。199は条線文に沈線による波状の懸垂文が認められる。200は地文条線に曲線の半肉状文。201は半肉条線に粘土張付による渦巻文（胴部破片）。202は条線に粘土張付文。203は頭部から胴部破片で三条の隆線に以下は条線が施されるものである。205は頭部から胴部破片で二条の隆線に以下は縄文、206は頭部破片で二条の隆線が認められ、以下は条線文となる。207は頭部破片で平行条線に以下は無文。208・209・210は条線文に粘土張付文を施したものである。211は隆線で区画し、その内に列点文を配したもの。213は条線に平行隆線を施し、以下は条線文のものである。

出土石器（第46図）：磨製石斧4点、打製石斧2点、削器2点、磨石2点が確認されている。磨製石斧8は基部が乳棒状に近い形態を示すもので先端刃部は使用による摩滅が著しいものである。側面、表裏面共に丁寧に磨きによる整形がなされている。9は乳棒状に近い形態を示しているが、石材の表面が風化して原形を示さず、先端部は胴部より欠損している。10は打製石斧であるが、石材の風化が著しくやはり原形を保たない。11は削器で、剥片利用である。表裏面にレンズ状の整形がなされており、削器の刃部は現状では右上半部に認められる。裏面より1回大きな剥離痕が認められ、表面の4分の1に達するものでこの大きな剥離痕の中に小さな刃部作成による小剥離痕が認められる。12は剥片を斜めに使用している。刃部は一辺に表裏より小剥離痕が認められる。13・14は磨石で表裏、側面全域に磨きが認められる。14は表裏に凹が認められる通称凹石である。

J-3号住居址

調査区中央部の68のラインを中心とするJ-1号住の北側に重複する住居址で、東側も一部がJ-4号住と重複が認められるため全容は明らかではない。現存する周壁は北側と西側の一部でこれから推定すれば長軸は東西方向に5.0m、南北は少なくとも4.0mは存在するようであるが東西方向を越える規模は認められず、長円形のプランと考えられる。

周壁は僅かしか残らず柱穴が周壁に隣接して掘られた例も存在することから、周溝は存在しなかったものであろう。床面は周辺部で若干低くなるがほぼ平坦面で、重複するJ-1号住との段差は認められない。ピットは4ヶ所に検出されたが、東側は周壁部に2本、西側は内側に1本で、この3本はいずれも内側に傾斜して掘られるが、いずれも25cmと浅く小規模なものである。本址の最大の柱穴は炉址の西側に近接する1本で、深さ40cmを測るが炉址に向かって傾斜して掘られる特異なものである。

炉址はプランの南側に寄った位置にあるが50cmの正方形を呈する石囲炉で、東・南は石材が残るが、北は東の炉石に接する小石が残る。しかし他は石材が存在せず、内部の掘り方はほとんどなく、僅かに中央で窪む程度で実用性が疑わしい。

以上の様に本址は不明な部分が多いが、残された形状から見ても通常の住居とは異なる部分が多く、特殊な用途も想定できよう。

出土状況： 1号住居址との重複関係から、住居址の全容が明確でないことから、遺物の出土量も本遺跡の中では、少ない部類にはいる。床面浮上の小破片が主であり、住居址中央部に認められる。

出土土器（第36図）： 315～317・319～321・323はJ-1号住の流れ込みの摺曲文土器、塔状把手土器の破片である。327・328は縄文RLで口縁には二条の沈線が施文され、屈曲する口縁を持つものである。329はRL縄文の口縁部で頭部には一条沈線が認められる。口縁は直立して外反や膨らみは認められない。331・332・336は地文RL縄文に平行沈線、垂下する沈線が認められるものである。

出土石器（第46図）： 刺片利用の削器と磨石の計2点がみとめられるにすぎない。15は刺片の原型を大きく変えずに刺片の上端、下端に刃部を形成している。17の形態は半月形を呈する磨石である。表裏面、半月形の直線部を磨面として用いており、直線部を呈する底面が最終の作業面として使用された。

J-4号住居址

調査区中央の東寄りの71のラインを中心として北半部は調査区外に位置する。長軸は南北一北東に5.6mを測り、長軸方向の二辺は平行して直線状をなす。南西・北東は緩いカーブで統き長円形を呈する。南西端は一部J-3号住と重複するため周壁は残らないが、南側で周壁30cmを測るが、他は残りが悪い。

ピットは6ヶ所に認められ、主軸に直交する方向に長く4本が長方形に配され、南西部の2本は主軸に近接し、出入口の施設に関連するものであろう。整ったプランに対応する様にバランスよく柱穴が配され、いずれも北東部に傾斜して掘られ径は25cmと小さいが深さは35cmを測る。

周溝に近接した柱穴が多く、周溝は認められない。床面は住居の中央部が若干低くなるが凹凸は少ないと。

炉址は石囲炉であるが石材は既に抜きとられ、痕跡からは一辺95cmの正方形で、一辺に二石を配しさらに間隔を小石で埋めたことが窺え、掘り方は中央に鍋底状にカーブし深さ25cmで焼

土は10cm前後が確認された。整った炉址であるが、住居のプランと一致せず、炉址の主軸は住居址の主軸と45°前後で交わり、炉址の位置も住居の北に寄り、長軸方向では中央部であるが奥壁に寄らず、僅かに出入口に近い部分である。

出土状況： 住居址全域に遺物の分布が認められるが、集中区はない。炉脇近くに土器36・37・38がまとまって出土している。破片状に出土しており、これらは折り重なって出土している。床面浮上10~20cmに集中している。特殊遺物としては土偶1点が出土している。床面浮上で、他の土器小破片と同様に廃棄物としてあつかわれた可能性が強い。

出土土器（第30・37・38図）： 37は口径24cm、胴部15cmで底部から胴部下端は欠損している。口縁部は重弧文で四単位に認められる。口唇部に認められる渦巻は七単位で認められ、重弧文の両末端と中央にアクセントをつけている。重弧文の上には口唇部の渦巻から蛇状の粘土紐が垂下して、さらに頸部では六単位による渦巻文を主とする把手が一周する。胴部は地文RLを地文として三単位の粘土紐による渦巻文が施される。36は、口径30cm、胴部20cm、器形は口縁部が大きく外反するキャリバーである。口縁部は無文で頸部は粘土張付けによるもので上下の両端に棒状の粘土紐による平行線文、その中间に二条の波状隆線が張付けられる。胴部は地文RLで全面に施文し、頸部より蛇状の懸垂文が垂下し四単位に区切られ、内に粘土張付けによる頭部模状文が施文される。38は、四単位で口縁部に突起を持つもので、結果として波状口縁となっている。口径25cm、胴部17cm。胴部より口縁部にかけて緩く外反する形態で頸部のシャープさはない。口縁部無文、頸部には蛇状の粘土紐張付けが認められ以下はRL繩文を地文として粘土紐張付けの蛇状の懸垂文が認められる。35は、口径推定41.8cm、胴部28.8cmで胴部上半から欠損する。口縁部は無文で、頸部は上下に粘土紐を配し、内には半肉状の隆線文が6本施文され、内2本は押引文による爪形文が認められる。346は、口縁部の小破片で、地文RL繩文の上に粘土紐張付けによる頭部模手状文が認められる。347は、口縁部の角張ったもので、口縁部は胴部からみてそれほど広がらずやや外反するものである。頸部には二条の半竹状の平行隆線が器面に押し引かれている。胴部は地文RL繩文で平行する粘土張付文と懸垂文が認められる。349は大型キャリバー土器で無文で、口縁部は内側に折り曲げられる。350は口縁部に二条の沈線を巡らしたもので後期の所産と考えられる。351・352は口縁部無文土器で、352は下部に条線が認められる。353は口縁部が大きくくびれ、肩部が外反するもので無文土器。354はキャリバー深鉢形土器、口縁部は屈曲し、頸部では一条の押引の爪形文による隆帶が巡る。362は頸部に一条の棒状の隆線と波状隆線による組み合わせで、地文はRL繩文である。363は口縁部が外反するキャリバーで、頸部には一条の隆線が巡り全面に赤色顔料が塗られる。口唇部には二条の沈線が認められる。365・366は頸部に一条の波状粘土紐が粘付されるもので、地文はRL繩文である。367は半肉状の渦巻文を主体としたもので、口縁部に把手状に配されている。368は井戸尻期の所産と考えられるもので、繩文はRLが認められ、屈曲する口縁部である。369は地文に平行条線文を施し、粘土紐による棒状、波状のものが一本ずつ認められる。371は頸部破片で頸部の上下端に波状の粘土紐が施文される。そのあいだには斜行の半肉状線が引かれ、それに対応するように粘土張付け

が行われ、格子目状を呈している。肩部は集合条線文が認められる。375は頸部から肩部の破片で棒状粘土紐、波状粘土紐の組み合わせ、376は地文R L繩文に平行隆線で、頭部蘇手状文を配する。378は頸部から肩部の破片で、二条の棒状粘土紐と波状粘土紐で懸垂文を構成し地文は条線文となる。380は小型の深鉢形土器の頸部で、格子目状の文様に粘土張付けの上部に円形浮文が粘付される。381は重弧文土器で、重弧文は粘土の張付けというより、半竹状の施文具による押引が認められる。382は条線文を主体とし、粘土紐の懸垂文が認められる。383は大型土器のX字状の把手土器であり、把手の部分は欠落する。現状では3本の平行する隆線が認められ、以下ではR L繩文が認められる。384は地文集合条線に下部が円形を呈する三本の隆線文が認められる。385は地文条線に二本の平行する懸垂文が認められ、隆線には刻目が連続して施文される。387は器形深鉢型土器で胴部上半が膨らみを持つ、頸部には一条の波状張付文の跡が認められ地文は繩文L Rである。389は頸部から肩部にかけての破片で頸部には一条の波状粘土紐の張付とそれから伸びる懸垂文が認められ地文に繩文R Lを施す。器形は深鉢形土器と考える。390は地文R Lの繩文に押引と粘土張付けによる半肉状の渦巻文が認められる。391は地文条線文に粘土張付けの隆線文が平行文、懸垂文で認められる。393～396は条線文を主体としたもので肩部破片である。393・395は細かい条線文が充填される。401は条線文の土器底部破片で、底部近くは無文となる。402は地文に浅い細かい条線文を施して、一条の平行隆線が認められ隆線上には押引による半竹状の連続押引が認められる。403は条線文に隆線が五～七条認められる。404は地文にR L繩文を配した後、半竹状の施文具により平行沈線を施したもので前期に属し、9号からの流れ込みと考えられる。405は平行沈線に粘土張付、406は頸部で三条の平行隆線下に波状隆線で、地文はR L繩文が施文される。407は口縁部破片で無文に半肉の隆線、352は現状では四条の隆線により区画され内には繩文が充填される。409は地文繩文R Lに粘土張り付けによる波状隆線が認められる。424・413は土器片利用の円形土製品である。

出土石器（第46図）： 削器2点、凹石2点、黒曜石の剥片8点が出土している。16は側刃部に刃部作成の為のものと思われる小剝離痕が認められるもので、形態はやや湾曲するものである。18は縦長剥片利用のもので先端部は欠損している。打面は平坦で打角120度を計測するもので、剥片基部にバルブを残している。側面加工は裏面からは90度に近い剝離痕が両側に認められる。表面からは剥片基部左辺に集中して平坦剝離に近い加工が施されている。石斧とは考えがたく削器として考えられる。20・21は凹石で両面共に磨きが入っており、さらに凹が両面に認められるものである。剥片類は小さな不規則な物で2次加工は認められない。

J-5号住居址

調査区中央の66・67のラインを中心としA～Cと南に寄り、今回発掘調査した住居址中唯一の重複のない調査区に位置した例である。

長軸は南西～北東に5.4mで、北西側の一部の角ばった部分を除けば、長円形のプランであるが全体的に見れば南西部が幾分狭まる。このことは柱穴の配列にも表れており、5ヶ所認め

められたビットは広い北東側に3本配され、中央の一本が主軸上に位置し、南西は2本でその間隔は北東部の柱穴の幅と一致する。南西部に出入り口が想定でき、奥壁寄りの主軸の北側に炉址が位置したものであろう。柱穴は径35cm前後で、深さ40~60cmを測る。本址の場合は住居址外部に向かって傾斜した柱穴が見られるが、内側は直立するか内部に向って傾斜しており、柱穴は直立して立てられたものであろう。

周壁は15cm前後が残るが、外傾して開きが大きい。周溝は認められず、床面は平坦であるが北半部は僅かに低くなる。

炉址は石囲炉で石材は残らないが、抜きとられた痕跡が残る。痕跡からは小石材で各辺を形成し、堀り方は五角形を呈するが浅く15cm掘り産められるだけで焼土は15cm前後認められる。

出土状況： 住居址西南部に空白部が認められるが、その他は遺物が全域に認められる。特に住居址東部では、大型土器、渦巻把手土器、器台土器等がまとまって折り重なるように出土している。集中区の大半はこの大型土器が破片状になっているため、これらの間に他の土器が出土する状態になる。完形品は器台土器のみで、大型土器、渦巻把手土器はいずれも肩部下部が欠損するものであった。

出土土器（第30・39図）： 39は口縁部～胴部にかけてのものであり、口縁部は無文、胴部上半は三条の沈線文、以下は条線文が認められるものである。器形は深鉢形土器で胴部は膨らまず直立して、口縁は屈曲するものである。40は器台土器で、円形の板にやや開きぎみの脚部を付けたもので小型のものである。41は大型な土器で底部より緩やかに胴部上半まで広がり口縁で屈曲して極端に広がるもので胴部上半は二本の粘土紐で区画され内には二本の波状の粘土紐が張付けられる。胴部は条線文で粘土張付けによる懸垂文が垂下する。張付文は曲線と直線の組み合わせのものが主体となる。42は胴部下半部で地文条線文に、隆線による櫛形の区画の一部が認められるものである。43は胴部上半に三条の粘土張付文、以下は条線文が認められるもので、41の小型の器種とされるものである。44a・bは渦巻文による大型把手土器である。把手は2個で対をなし、把手からは2本の懸垂文が垂下する。口縁部は二本の張付文により連弧文に近い状態を示し、区画された内は無文となる。大型把手の中間には小さい把手が付き、そこからも懸垂文が垂下する。地文は条線文が主体である。428は胴部破片で二条の平行する懸垂文の中に波状の粘土張付けが施されるものである。429は口唇部に刻目を設け、口縁部では平行文が表裏に施文されるものである。（前期終末～中期末の所産と考えられるものである。）431・432・436・437は条線文を地文とする胴部破片である。431は二条の平行隆線文に刻目が施文されるもの。432は小刻みな波状隆線が張付けられる。436は曲線文の粘土紐が張付けられ、437では小刻みな波状沈線が認められる。434・435は頸部破片で粘土紐により波状隆線が粘付されるものである。439は半肉状の三叉文系の一部と考えられる。440～443は無文系の土器であり口縁下半部は欠落する。444は口縁部破片で文様は沈線により横円形文が施文されている。445は口縁部に突起状のものが付けられ、突起部からは懸垂文が垂下するもので両脇には沈線により区画がなされ中には条線が充填される。446は口縁部破片で無文に半肉状隆帯が施文されるものである。口唇部には三角状の印刻文が

施文され口縁はやや突起状のものが認められる。447・448は頸部で指頭渢隆帯文、1cm大のドーナツ状の連続文が認められ、下部には陸線区画が認められ内には条線が充填する。452は大きな曲線をもつ陸線に区画され内に条線が充填するものである。

出土石器（第47図）：磨製石斧2点、打製石斧1点、磨石2点、剥片8点、残核4点が出土している。磨製石斧は2点共に欠損している。26は胴部から基部にかけて欠損するもので、現状は始状を呈している。25は基部が乳棒状に近いもので、基部の一部、胴部から先端にかけて欠損するものである。27・28は磨石で27は凹石となっている。26は縦長剥片で先端部は欠損している。残核は3cm前後で、それより剥離された製品は縦長状を示さず不規則な剥片が作出されたものと考えられる。

J-6号住居址

調査区西側の63・64のラインを中心に、西側はJ-7号住に切られる。残存部から推定すれば南北方向の主軸は5.5mで東西4.2mの楕円形のプランである。ピットは3ヶ所で北側は主軸上に2本、南側は西寄りに1本掘られるが、主軸の反対側は検出されなかった。主軸の内側の柱穴は径50cm、深さ45cmで、他の2本とは著しく異なり貯蔵穴とも考えられるが、内部は袋状に広がらず、前期の住居址である点から柱穴としてもよさそうである。

床面は平坦で周壁近くで若干深くなるが、明瞭な周溝は認められなかった。周壁の残存部はいずれも30cm認められる。

出土状況：7号住居址と重複関係にあるため遺物の量は極端に少ないが、床面直上に石皿が検出されている。この他は前期終末の土器片が床面10cm浮上して出土している。

出土遺物：462は、口縁から胴部にかけての破片である。J-6の中では比較的に保存が良いものである。胴部から鉢状に開き、口縁でさらに開く形態である。施文は口縁から胴部にかけて全面に連続く字状文が縦方向に施文される。463は頸部から胴部にかけての破片である。頸部横位の竹管文による平行沈線文が施文され、それより縦位の分割帯が垂下する。その分割された内には二条のレンズ状文が垂下する。464・465・472は胴部破片で横位の分割帯が認められその下には連続く字状文が施文される。横位の分割文の可能性がある。468は地文に横位の平行条線に、1cm大のボタン状の貼付文を配している。その他は黒曜石製の剥片2点出土しているが、いずれも不規則なものである。

J-7号住居址

調査区西側の62のラインを中心とするが、北側は調査区域外で、東端はJ-6号住と重複する。径5.8mの円形プランで南北方向の主軸に沿って一部は直線状をなす。

ピットは7ヶ所に認められ、南側の2ヶ所の小ピットは近接し共に周壁に隣接しており出入口に関連した施設であろう。東側の1本は径50cmと他に比べて大きく袋状をなさないが、他の4本が台形状にバランスよく配されることから、特に柱穴址とする必要はない。

周壁は確認面が浅いこともあり残存部が少ないが、床面との境界の不明瞭なカーブした立ち上がりで20cmを測る。床面も周壁寄りで僅かに高い部分が認められるが平坦で、周溝は検出されない。

炉址は主軸の西側で奥壁寄りに位置し、北・東辺の石材が残る石囲炉で、石材の痕跡と合せれば $80 \times 90\text{cm}$ の住居の主軸に沿った長方形のプランを呈する様である。残った石材は扁平な小石材で、痕跡部も浅く石材を置いた程度の簡単なもので、内部の掘り方も浅く床面より僅かに高む程度にすぎず焼土は 12cm 前後認められる。

出土状況： 遺物の出土は散漫であるが、住居址内に一様に分布する傾向にある。図上復元可能土器は主に住居址内の中心部に近い箇所に認められる。いずれも床面 5cm 程度浮上するもので、床直上は認められない。47は中央部に認められ、完形に近いもので器体を横にして床に平行に認められ、48・49もレベルは同一である。出土状況は土器内面を上にして認められ、破片は平行に並んで認められる。49は圧し潰された状態で認められる。この他には摺曲文土器の存在があり住居址東部に認められ床面に 10cm 浮上して破片で認められる。

出土遺物（第31・39・40図）： 49は口径 18cm 、胴部 14cm で、口縁部は殆どが欠損し、胴部がやや残存する。器形は深鉢のキャリバーで四単位の小把手がつけられ口縁部付近では 8mm の沈線と粘土張付けによる隆線文を施す。この隆線文は把手と連結している。さらに隆線の下に蛇状の張付文が施され把手の部分で渦巻となり、そこより二条の懸垂文が垂下する。やはり懸垂文部上にもキャタピラ文が認められる。地文は胴部では無文となり底部近くになると垂下する集合沈線文が認められる。把手の形態は小型の三角状をなす。47は口径 15.3cm 、胴部 13.7cm 、底部 11.1cm 、高さ 31.5cm で口縁部が屈曲し、頭部から胴部はほぼ同じくして底部に至る。口縁部には四単位の張付文が認められそれより以下は二条の懸垂文があり、その隆帶には押引による爪形文が認められる。口縁部の張付文は二条の平行懸垂文に 2 個の小型ドーナツ状の張付文を施してH状に整形する。頭部では一条の横位の隆線が周りこの口縁部文様帶から胴部懸垂文の張付文が垂下する。地文は垂下する集合沈線文である。48は口径 13.5cm 、胴部 10.8cm 、高さ 21cm で器形は下位より口縁部に向かってやや開きぎみの形態をとる。文様は一条の懸垂文により四単位で区画されている。区画内の文様は胴部中位に横位のキャタピラによる隆帶文が認められる。その上方では隆帶文による連弧文が各区画内に認められ、さらに沈線による連弧文が認められる。この区画内は中央に垂下する二条の隆帶文が施され両脇には沈線による三叉文が充填される。横位の隆帶文の下では曲線を基本とした隆帶文と、沈線による渦巻文が交互に認められる。50は浅鉢土器で口縁は胴部より底部にかけての破片で無文であるが器面は丁寧に調整がなされている。489は口縁部が屈曲する摺曲文土器で施文は丁寧に施され粘土張付けは土器の器面にその痕跡は認められないほどである。摺曲文の中心は 1.8cm のドーナツ状文を頭部として隆線に刻目を入れた懸垂文を核として施す。488は口縁部が内湾する摺曲文土器であり胴部は欠損するが頭部付近に最小径がくるようである。器面はスヌ状の炭化物が不着している。摺曲文は把手状の突起を区画の単位としてそれより伸びる連弧文の中に二単位のV字状文が施され結果として摺曲を形成している。頭部は地文無文として胴部の始まる箇所に隆帶が施される。口径は推定 30cm 、胴部 17cm の小型の部類に入る土器である。施文は基本的に粘土張付けで粘土紐の形状をそのまま残している。491は口縁部付近破片で、489に近いが摺曲文の単位が大きい。493は大型土器の口縁部で摺曲文の波状頭部の部分が認められる。

施文方法は粘土張付けによるものであるが摺曲文は丁寧に調整が施されており粘土の器面への接合部は区別がつかない。491は摺曲文の口縁部破片であり、489と同様摺曲文の中心にはドーナツ状頭部から垂下する懸垂文を核としている。494は、口縁部が“く”の字状に屈折する形状である。口唇部には把手状のものが欠落した痕が認められる。それからは垂下する隆帯が認められ、口縁部は5cmほど無文を残し以下にはR Lの繩文が認められる。(欠落の把手は渦巻に近いものと考えられる。) 512は一条の横位の隆帯文と垂下する隆帯文との組み合わせで地文は無文である。上下端共に欠損する胴部のやや下半部の破片である。垂下する隆帯の現存の頭部はミミズク状の把手に近いものである。514は地文繩文二段R Lの胴部破片で僅かに破片上部に隆帯文の一部が認められる。隆帯は井戸尻期特有の刻目が入る隆帯である。496は土器中央に隆帯が認められ、キャタピラ文が施文され、大きな弧を描く曲線である。隆帯文は2本が併設し内側の隆帯がやや低く細目に仕上げられる。又、隆帯の左側は沈線文が二条認められる。492は垂下する沈線文が認められる小破片である。497は頭部から胴部にかけての破片で、頭部は2本の隆帯状のものが施され頭部は垂下する集合沈線文が充填される。現存の右端には隆帯の欠落の痕が残る。499は口縁部から頭部にかけての破片で、口唇部は欠損するが頭部には一条の隆帯が認められる。500は垂下する隆線と地文R Lの繩文の組み合わせである。501は繩文前期、諸磯期の破片であり、半竹状の施文具による平行沈線文が横位、斜位に認められる。混入品で7号が6号住居を切るところから、本資料は6号に属する。502は一条の平行する隆帯と幅3mmの垂下する沈線である。隆帯にはキャタピラ文が認められる。

498は地文には集合沈線文があり、懸垂文が張付けられる。頭部は渦巻文でそれより三条の平行する隆線が垂下する。503は頭部破片で、一条の横位のキャタピラ文による隆帯文それ以下では垂下する縦位の集合沈線文が認められる。504は頭部から胴部にいたる破片で、頭部は2本の平行隆線で隆線の間には垂下する張付けが認められ、その下位に伸びる隆線状のものには円形の刺突がある。505はキャリバーの深鉢土器で頭部から胴部にかけての破片である。頭部には六条からの平行する隆線文が認められそのうちの二条は押引による爪形文が認められる。胴部で集合沈線文が認められ頭部上端にはS字状の粘土張付けが認められる。506は胴部破片で横位の平行沈線と垂下する集合沈線との組み合わせ。507は頭部破片で頭部から極端に胴部にかけて膨らむ形態で頭部が最も怪が小さい形態。地文は集合沈線文でそのうえに曲線を主体とする二条の隆帯文が認められる。

508は胴部やや下位のもので、地文R L繩文で2本の平行する隆線が認められる。515と接合関係にある。半竹状工具による平行沈線文で充填され、このうち二条の押引による爪形が認められる。515は平行沈線文の上に大型なX字状把手を張付けたものである。516は突起状の分厚い破片に渦巻状の張付文を施している。517は頭部直下の破片で、粘土紐による円、曲線文が認められ、胎土表面には石英粒子が目立つ。518は隆帯により現状ではX字状に施文され、Xの中央に粘土紐による張付けが認められる。519は横位隆帯文で隆帯には井戸尻期特有の刻目文が施される。

石器：打製石斧2点、石鎌1点の計3点が出土している。29は石斧と考えられるが、摩滅

が著しく原形を止めない物であるが、形態から判断した。30は胸部から基部を欠損するもので、短冊形の石斧である。

J-8 住居址

調査区東側の72-73ラインを中心とする。東側はJ-11号住と重複し、プランの直下にはJ-10号住が存在する。主軸は南西-北東方向で5.9mを測る梢円形のプランで、北西側は一部直線状に続き、この部分に沿って3ヶ所のピットが集中する。ピットは6ヶ所確認されプランの北西側に5本が偏在する。いずれも形状の差が大きく、北西の周壁に沿った1本と炉址の背後の奥壁に近接するピットは浅いが、他の4本は50cm前後掘り込まれた柱穴と考えられる。南西の主軸上に主軸柱穴と考えられる深いピットが存在するため、本址では北西部の集中するピットが出入りの施設に関連するものであろう。

周壁は浅く、特に北側は僅かにその存在が確認できる程度にすぎない。床面は直下のJ-10号住を埋めるため張り床になるが、平坦で凹凸が少なく、周壁側で若干低くなるが、炉址は一辺80cmの正方形のプランを呈する石囲炉で、主軸に沿って北西側の奥壁寄りに位置している。石材は南部の二辺に残り、主となる各辺に配し隙間を小石で充填した構成である。残った石材はいずれも立て用いられ、南東側は内部の底面に至る大型の石材であるが、入口方向に向かう南西側は炉石を固定する掘り方はなく、床面に置かれた様な状態である。石材の存在しない二辺は内部の壁面が緩傾斜で掘られ、石材の残る二辺の直立した状況と異なっている。

出土状況： 遺物の多くは破片で出土している。住居址南部に遺物の空白部が認められるものの、他は全域に認められる。特に集中区はないが、中央よりに大型品が多い傾向にある。出土レベルは床面10~15cmに遺物の範囲は納まる。

土器（第41図）： 546は破片復元図で口縁部には、把手状の突起を1箇所もつ。口縁部は櫛形に近い区画文と渦巻文との組み合わせで口縁部文様帯を形成する。懸垂文は渦巻文、櫛形文のそれぞれ中央から懸垂する。櫛形区画文内、更に胴部には薄い条線文が充填する。区画文、渦巻文共に隆帯の高さは一定を保つ。547は口縁部上端が無文でその下に一条の隆帯を巡らし、それよりは渦巻懸垂文が垂下する。地文は薄い条線が羽状に充填する。548は波状口縁に近いもので上端には把手状の突起をもち、波状の頂部近くには有孔が認められその下には渦巻文が垂下する。この渦巻文を挟んで櫛形区画文が配される。隆帯は調整され高さは一定をもつ。549は波状口縁に近い形態であるが、突起部分が鋭角に近い。口縁部文様帯は渦巻文と円形区画文で形成される。突起部分から懸垂文が垂下し懸垂文、区画文の隆帯は高さは一定を保ち、区画内、及び胴部は薄い条線文が充填する。550は口縁無文、以下条線が認められる。551は口縁無文帯を有し、一条の沈線が巡り以下は条線文を地文として波状沈線文が垂下する。552は一条の半肉状の隆帯が一周する。553は隆帯を懸垂文として両脇に条線が施文されるが隆帯を挟んで方向が逆になるため羽状を取る。554は地文条線で懸垂文が三条認められ、一条は渦巻が認められる。555は地文条線に渦巻隆帯が配される。556は隆帯を上下に挟んで条線、無文が認められる。557・558・563は地文条線に懸垂文が認められ、559・560・561・563・564は条線に渦巻文が認められる。565は羽状の条線が認められ、567は

口縁に指撫による無文帯を有し、以下は条線が充填する。器形は底部よりやや開きながら口縁に至る深鉢土器である。569は胴部破片で、U状の隆帯に区画され内には羽状沈線を施したものである。570は半肉状の隆帯により横円区画が認められる胴部破片で下部には隆線により円弧が認められる。571は半肉状のものに渦巻文、円弧が認められるものである。

石器（第50図）：2点の打製石斧、黒曜石製剝片が6点出土している。31は基部の一部が欠損する。摩滅が著しいものであるが短冊形の打製石斧と言える。32はやはり短冊形の打製石斧で摩滅が著しいものである。黒曜石剝片はいずれも小型な不規則な剝片であった。

J-9住居址

調査区東寄りの69-70のラインに位置するが、南西側が半分以上区域外に当たるため部分的な調査にとどまった。残存する二辺は直線部が続き隅丸方形形状で、現状では北西-南東方向に主軸が存在するようであるが、南西コーナーのカーブが北西・北東のコーナーより大きなカーブとなることが予想されることから、南西部に突出する部分がかなり大きいものと考えられ、出入口もこの方向に存在した可能性が高い。

ピットは3ヶ所に検出されたが、柱穴と考えられるものは北東の1本で、北西のコーナーが近接する2ヶ所は、1本は浅い皿状のものであるが、小型で炉址の掘り方とは異なる。他の大型ピットは内部に土器片の流入があり、長方形の直立した壁面から貯蔵穴用の施設の可能性を考えられる。

床面は中央部で僅かに段差が認められ、重複の可能性もあるが調査範囲が限定されるため明らかでない。周壁も僅かでその存在が確認できる程度で周溝は認められない。

出土状況：床面上に土器46が認められる。半分に割れた状態で出土して両方の破片は土器内面を上にして出土する。これは口縁部、底部を欠損するが一周するように接合する。45は大型のピット内に落ち込んで検出された。胴部の大型破片で半周は残らない。他は普利Ⅱ期の土器片が数点出土するのみであった。

出土遺物（第30・42図）：2個体の土器が出土したのみである。45は口縁部が外反し、無文である。頸部は粘土紐の張付けが認められるもので、上下に平行する直線状の粘土紐、その中に蛇状の張付紐が2本認められる。以下は地文にRL繩文が配され、その上には曲線を主体とした懸垂文が粘付されている。46は口縁部上端を欠損するものである。頸部は波状と棒状の張付けが施され、胴部は地文に集合条線が充填する。底部付近では無文帯を残し、頸部からは蛇状の懸垂文が垂下する。

J-10号住居址

J-8号住の直下に位置する住居址で、主軸は南西-北東方向に5.5mで、西端は外部に突出し角ばっている。主軸と直交する方向はいずれも大きなカーブを描くが、北西側は全体的に舌状に膨らむため歪な多角形状のプランをなす。

ピットは9ヶ所から検出され、南西の2ヶ所を除くと周壁に近接し、東半分は等間隔に配される。北西のプランの膨らみに対応して、小ピットが2本、その外側に東半部の柱穴と同じピットが2本で台形状に配され、出入口の施設の存在を窺わせる。しかし、本址の南西部のコーナー

から西側にかけてプランは直線状で、この部分に主軸が通過し、主軸を挟んで柱穴が対に配される。この2本を除いて他の5本の柱穴が整った五角形を呈しており、北西・南西のどちらか一方は拡張された可能性も考えられる。

周壁は重複のため削られ僅かしか残らない部分が多く、南側40cmで急傾斜の壁面が認められる。床面は小さな凹凸が見られ、全体として炉址周辺の中央部が高くその外側で低くなり、周壁寄りで再度高くなり周溝は検出されなかった。

炉址は主軸の奥壁寄りに80×100cmの石囲炉が配され、上部に重複する住居があるにもかかわらず石材が完存する。いずれも各辺の長さを満たす板状の石材4枚で構成し、炉内部の壁面は炉石で完全に覆われている。掘り方底面は平坦に整備され、焼土20cm前後認められる。

J-8号住とプランはほぼ一致するが、北西の突出部のみJ-10号住が広がり、他は一回りJ-8号住が外にくるが、周壁の傾斜を考えれば東半部は、ほとんど一致し連続する。柱穴の配列も比較的近く、J-10号住の西にJ-8号住が位置し、東端部の1辺は互いに隣接して掘られている。この様な状況は炉址についてもいえ、J-8号住の炉はJ-10号住の炉を避けるように、北西に乗るように設置され、先行するJ-10号住の炉址を抜かず一辺は共有するような状態であったため、炉址の位置が不自然なものとなったようである。遺物は極端に少なく破片が少量認められるのみで、出土位置も床面に浮上するが5cm内外におさまる。

出土遺物（第42図）： 600・601・604は重弧文土器の口縁部破片である。600は大型な土器の破片で口唇部には設を有する。602は良く調整された器面に纏文RLが施文される。603は地文RL纏文に粘土張付けによる横円、方形の張付文が認められる。605は地文条線に粘土張付けによる頭部方形粘土張付文とそれから垂下する懸垂文の組み合わせである。606は屈曲する頭部で四条の半肉状の隆線に、波状に近い粘土張付けが施文され、地文は細い条線が充填される。607・609は無文土器で、609は折返口縁が認められる。611は地文条線にS字状粘土張付けが認められる。613は頭部破片で波状の粘土張付けを上下に施文しその内には六条の半肉隆線が平行文で認められる。614は地文RL纏文・懸垂文の粘土張付けが認められる。615は地文列点文に懸垂文の渦巻きが認められる。石器類は石鎌1点、剣片1点出土している。

J-11号住居址

調査区東側の72-73のラインに位置し、J-8・10号住の二基に切られるため、南東側の周壁と床面が僅かに残るにすぎない。残存部から見れば南東の周壁が直線状で、南西部は大きくカーブし、北東コーナーが屈曲することから、南西-北東に4.5m前後の主軸をもつ小型のプランが考えられる。

ピットは2ヶ所に検出され、主軸に沿って配されたようで、周壁は僅かに残るが緩くカーブし立ち上りは不明瞭で周溝は認められない。

出土状況： 重複によるため三日月状に、住居址が残る程度であるが2個体の土器、吊手形土器と深鉢土器の2個体が出土している。他には遺物の出土はない。床面より10cm浮上する。

出土遺物（第52・53図）： 52は吊手部の正面から頭部にかけて欠損する。吊手部は正面

に梢円の窓が開き後部では対に2個の窓が開く。正面の施文の左位下部に円形の透かしが有り、そのまわりには沈線により円形の区画が施される。53は口縁部を残し頭部は三条の張付粘土紐が施される。頭部以下は地文にやや太めの条線が充填される。懸垂文は蛇状の粘土張付けによるものである。

第2節 繩文時代（B区）遺物

B区（第42・43・44・45・50図）

先にも記したがB区では造構が認められず、土器の小破片が全面に散在する。89Aから80Aの間にはそれまでローム層が表土から30ないし50cmで検出されたのがこの区間では検出されず、約2mを掘り下げた状態でも地山には到達出来なかった。のことから古くはこの区間が沢状の地形をなしていた可能性が強い。ここでの遺物の主体は土器であり、住居地区の土器群より新しく中期最終末から後期中葉に位置付けられるため、B区のみで分類を試みておく。

I群

I群としたものは中期末葉を主とした土器で、曾利Vから称名寺期に属するもので、非在地系の土器も認められる。

624は波状口縁の深鉢土器の一部で口縁は無文帯をなす。波状の波頭直下には有孔が認められ、無文帯の直下には地文R L繩文に沈線文で縦位の区画がなされ、J字状に区画された内には、磨消が認められる。755は平縁の口縁部を有するので、口縁部はやはり無文帯を残す。この無文帯の下には沈線によってJ字状に区画されたR Lの磨消繩文が認められる。754は口縁部無文で、直下に敷隆起線文が認められる例で、その下は羽状に近いR Lの繩文が施文される。752はR L繩文を地文に沈線が認められるもので、口縁は外反する。626は四単位の波状口縁土器の深鉢土器である。文様は口縁部に沿って二条の沈線が平行に配され、波頭の下部はJ字状となる。J字の下はそれに沿って伸びた沈線が縦位に区画される。現状では口縁から二段目の区画内に磨消しが認められ、他は繩文で充填される。628は四単位の波状口縁を有するもので、波頭の下には有孔をもつ例である。口縁に沿って一条の沈線が施され、有孔を挟んで沈線で縦位に区画されたR Lの繩文帯が垂下するものと思われる。626・628は他の土器と比べ胎土がもろく、断面の觀察からは黒色を呈し、他のものが赤色系で靈母を混入する状況と異なり、胎土の質で一見して区別できる。

II群

後期初頭の土器群で堀の内期に属するものである。

○口縁上部に一～二条の沈線がめぐり、その下に斜位に刻目列がめぐるもの。(620・622・630・632)

620は口縁が小波状を呈するもので、波状の下には小円形の孔があけられ、これを囲むように弧状の沈線が施され、胴部は曲線を主体とする沈線が施される。622は一個の小円に刻目文、630は四単位の波頭をもつ波状口縁と思われ、波状部は8字状の小円文と口縁に沿っては一条

の沈線が巡り、その下部に刻目文帯が施される。632は口縁に沿って刻目隆線と垂下する刻目隆線文が認められる。634は口縁に平行に二条の沈線文が巡り、二本の沈線の間は凸帯状を呈し、凸帯上には連続列点文が認められる。639・672・674は口縁平行沈線の下に平行して刻目隆線文が施されるもので胴部には曲線文・直線文が施され、胴部には曲線文・直線文の沈線が認められる。621・623・631・636は現状で波状口縁をなし、口縁に平行沈線をめぐらせ波状の波頭部では小円孔を有する。625・640は四単位の波状口縁で、口縁には小円孔と沈線の組合せとなる。713は沈線文の下位（肩部～胴部）にかけて数条づつの右下り・左下りに対照的な斜位の沈線文によって覆われるものである。710・716・719・723・724・727・730・731・733・741・744は現状は平縁で一条の沈線が巡るものである。729は上述の中に属するが、胴部に隆線が認められ肩部は無文となる。717・721は肩部から胴部にかけて直線の懸垂文が垂下する。725は口縁に沿って三条の沈線が施され、以下はRLの繩文となる。742は沈線の下に連弧状の二条の沈線が施され、連弧文の単位ごとに二条の平行沈線の懸垂文が配されている。743は沈線より継位の沈線が一本認められるものである。746は沈線の下に平行に隆蒂文が巡り、そこにはLRの繩文が施される。749は746の隆蒂が二本になる。

○口縁上部に沈線を施さないもの。

711・712・718・722・745・747・748・751、器形は口縁が外反するもので、文様は口縁から胴部にかけて継位の沈線や曲線の沈線が施される。751は内面折り返しで、斜位に刻目隆起線文が施される。726・749は口縁に沿って一～二条隆蒂が巡るもので、隆蒂にはRL繩文が施されるものである。657・659・662・663・665は刻目隆線を施すものである。657は肩部破片で二条の刻目隆線とそこから垂下する刻目隆蒂が認められ、地文にはRL繩文が施される。659は胴部が膨らむ形態を示し、頸部付近に刻目隆線が平行し、それ以下では地文LR繩文に沈線で丁寧にJ字状の渦巻文が認められる。662は頸部に小円文による8字状文と二条の刻目隆線文が組合せられる。それ以下では地文LR繩文に、8字状文より垂下する沈線による懸垂文にそれを中心に曲線を主体とする沈線が対称に施される。663は8字状文と二条の刻目隆線文で、以下はLR繩文に斜位の磨消し区画文が認められる。665は8字状文と二条の刻目文隆線で、それ以下では地文にRL繩文に垂下する数条の沈線による懸垂文となる。

○繩文施文が目立つもの

651は折り返し口縁になっており、表面は地文LR繩文に頸部小円文をもつ隆線文で、裏面は無文で口縁部に渦巻状文と刻目文が施される。753・757は地文LR繩文に平行沈線による細長い区画がなされるもので、757は小円孔を中心に区画の単位が区切られる。758は波状口縁で口縁部は無文で口縁に平行に沈線文が施され、それ以下では地文RL繩文が施される。759・760は口縁部無文で、以下はRL繩文が施されるもので、759は沈線により区画されている。767・830は平行沈線に磨消し繩文の組合せとなる。761は地文の繩文に、口縁付近に平行沈線、下位に垂下する懸垂文が数条認められる。771は地文LR繩文に曲線の沈線が施される。756は口縁部が外反するタイプで、口縁部は無文、以下は平行沈線と磨消し繩文が認められる。638は口縁部付近に連続列点文（小円文）が施され、以下は直線と曲線の組合

せによる三角状の磨消し繩文が施される。 763～765・769・827～829は三角形に区画される磨消し繩文である。 763・829以外は二条の沈線により斜位・横位の沈線が施される。 772～825は地文沈線文で曲線・直線文が施されるものである。 777はJ字状の沈線が認められる。 772・773・776・778・790・801・804・807・808・814・818～822は直線と曲線により沈線文が施文される。 779は斜位の四条単位の細沈線により三角状の施文がなされる。 785は三条の沈線が縦位と斜位に施される。 805・810は縦位と斜位の沈線が切り合うもの。 780・813は縦位又は横位の沈線と頭部波状の沈線との組合せ。 790・784は細沈線により縦位の直線と斜位の曲線文との組合せ。 798・811は平行沈線により渦巻状を呈するものである。

III群

後期中葉の土器をまとめた。

○8字状貼付文と刻目隆線が施されるもの。

671は口縁部破片で、口縁には8字状貼付と刻目隆起線文が認められる。口縁部付近では無文帯を形成し、以下は細繩文L Rが施される。660は8字状貼付文によって連結された二条の刻目隆起線文が施され、以下は磨消し繩文が区画される。 668は8字状貼付文によって連結された刻目隆起線文が配され、上位に沈線によって区切られた繩文帯が認められる。 670・675・687・688は8字状貼付文の下位が無文となるもので、675は沈線で区切られる。 681・682・685は口縁に沿って一条の刻目隆起線文を巡らし、横位の沈線区画により無文・繩文帯を形成する。 653～655は口縁上半部の破片で二条の比較的間隔のある刻目隆起線文が巡る。

○浅鉢形土器

643は球形状の小把手がつけられ、表面は口縁に沿って8字状貼付文の刻目隆起線文が配される。内面は小把手が渦巻状を呈し、口縁付近は沈線が配されて隆起部分は細かい刻目文が施される。 644は方形状の小把手が配されて有孔をもち、表面は無文であるが内面の把手部分は有孔と刻目で飾られている。 645は球形の小把手付土器で、外面は8字状貼付文と刻目隆起線文が施され、内面の把手部分は縦位の刻目文が施され、口縁では平行沈線が巡り、口唇部には細かい刻目が認められる。

○注口土器

696・697・700は直線・曲線の沈線間に矢羽根状の沈線が組合せられるもので、701は同心円文が施される。 699は横位の平行沈線が數条巡り、さらに縦位の鎖状を呈する平行沈線が施されるもので、702は縦位の鎖状の沈線が組合せられ、704は横位・縦位及び弧状を呈する平行沈線の組合せである。 707は横位の数条の平行沈線と横位の鎖状沈線の組合せ。 693は平行沈線により円心状ないしは不整形に区画されるもので、それぞれの区画内には、細繩文が施文される。

第3節 古墳時代 遺構と遺物

1号墳

調査区東端の85~94に位置する。削平された円墳の周溝部のみが残るもので、周溝部のプランは主軸が南西一北東方向で隅丸の五角形状を呈し、北東の突出部は周溝底部の幅も最小で30cmを測り、他の部分は40~90cmと異なっている。深さはいずれも30cm前後で一周し段差もなく途切れないで続く。

削平が著しく周溝部もほとんど底部に近い位置しか残らないため、周溝内部からは石材があまり検出されず、台状部に埋葬主体部の痕跡は認められない。

遺物から見ても横穴式石室が主体部になるものと思われ、横穴式石室が存在したとすれば墳丘のプランの主軸と一致した方向で、北東部の突出部に開口部が想定される。出土状況は西側周溝より1点、土師器の碗が出土している。7世紀中葉の所産で、他には溝南部、溝東部に大型壺の破片が出土しているが復元は出来ない。溝内に浮上して出土していることから3号墳と同様な行為がなされた可能性が強い。

2号墳

1号墳の西の75~80のラインに位置し、周溝部と周溝が途切れるブリッジ部が調査区内部に当たるためプランの全容は明らかでない。

周溝は浅く60cmしか残らないが、底面は平坦で断面は逆台形状をなす。幅3m前後でブリッジ部に向って狭まり先端が細く内側に屈折し、ブリッジ部は4.0mである。周溝底部は石材が多く、西側は底面全体を覆うように密集している。調査区の境界のセクションに石材の集中が見られ、石室の基底部の石材と裏込め石が一部残り、横穴式石室の存在を確認できるが、マウンドは完全に削平されており、石室の基底部付近まで部分的に開墾が及んでいるため、石室の残存部は僅かしかない。

石室・墳丘の主軸は南北方向で、北側の開口部がブリッジ部に続き、前庭部を構成したものと考えられ、周溝内に落ち込んだ石材は前庭部の石積みの可能性が高い。

3号墳

調査区西端の村道の東側で50~60のラインに位置している。調査区幅いっぱいに方台部が広がり、南北の周溝外部は調査できなかった。主軸は東西方向に9.9mで、南北方向は8.2mの稍円形のプランで、周溝は深さ50cmが残り一周する。

北東・北西部は周溝が外に広がり四隅突出墳の様な形状を示すが、方台部が周溝外部の突出に対応しないため、むしろ周溝幅はこの部分で最大幅4.5mを測る。周溝の断面は鍋底状に窪み、底面に平坦部は少なく、石材の流入も僅かである。

削平が著しく主体部の痕跡を残さず、周溝部のプランも複雑であるため、主体部を想定する根拠に乏しい。しかし、北東・北西の突出部の中間は周溝の傾斜がゆるく、両側から遺物が出土していることから開口部と考えられ、主軸が北南の横穴式石室としておきたい。

最も出土量の多いのが周溝南部で、須恵器大型壺が計6個体分出土している。殆どの物が10cm内外に故意に破壊されて周溝底部に折り重なるように認められ、周溝内に3mの範囲に出土して同一型式、破壊の状況からみて一括破壊、放棄という行為がなされ7世紀終末に全県下に

められる程度で大部分はこの破片群である。

この他の遺物では、周溝の両前方で高杯が溝底部より出土している。

前者の須恵器群は7世紀終末の古墳にかかる、鎮魂祭による所産の物で、後者高杯類は6世紀後半、古墳築造期に於ける墓前祭址関係のものと考える。

4号墳

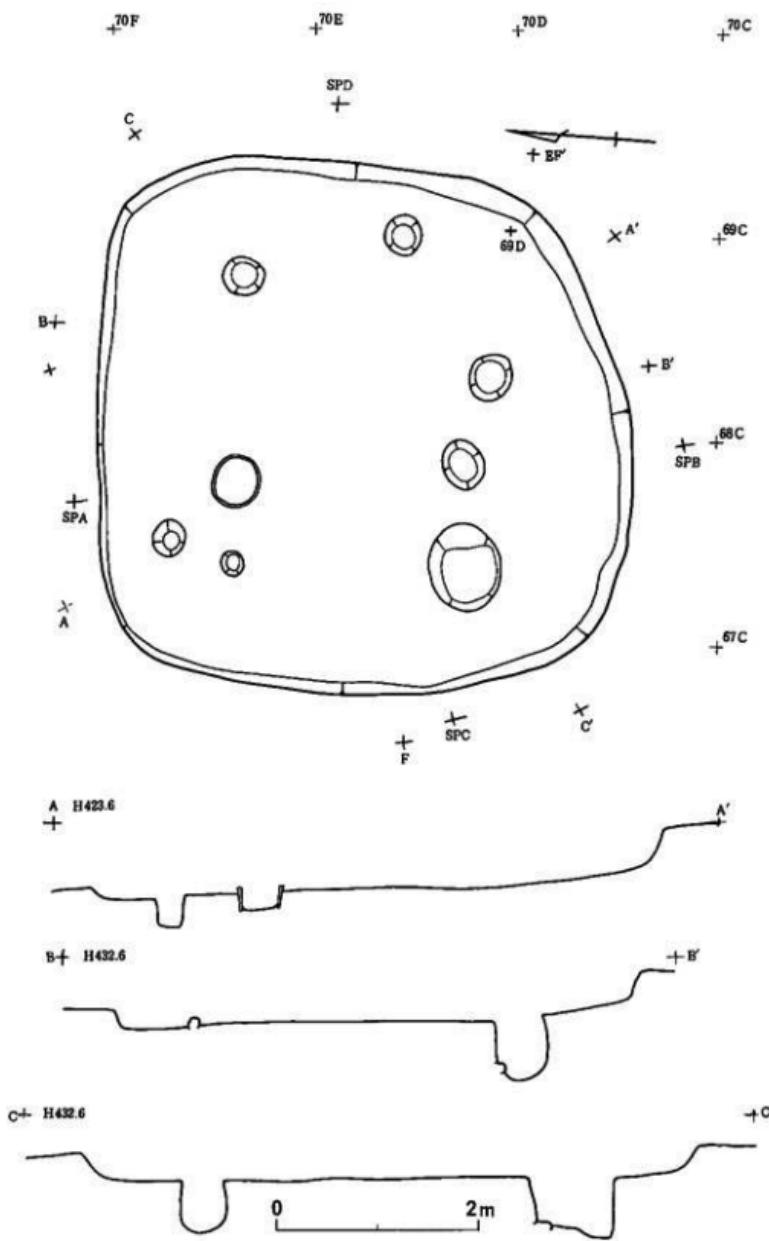
3号墳の西に近接し調査の最西端に周溝の一部が検出されるにすぎない。残存部は周溝の南東の隅で、南北方向は狭い直線状に続き、西に向かうコーナーで幅が広がり5.2mとなる。方台部も急カーブのコーナーが僅かに調査区内に残存した。

土師器・須恵器計測表

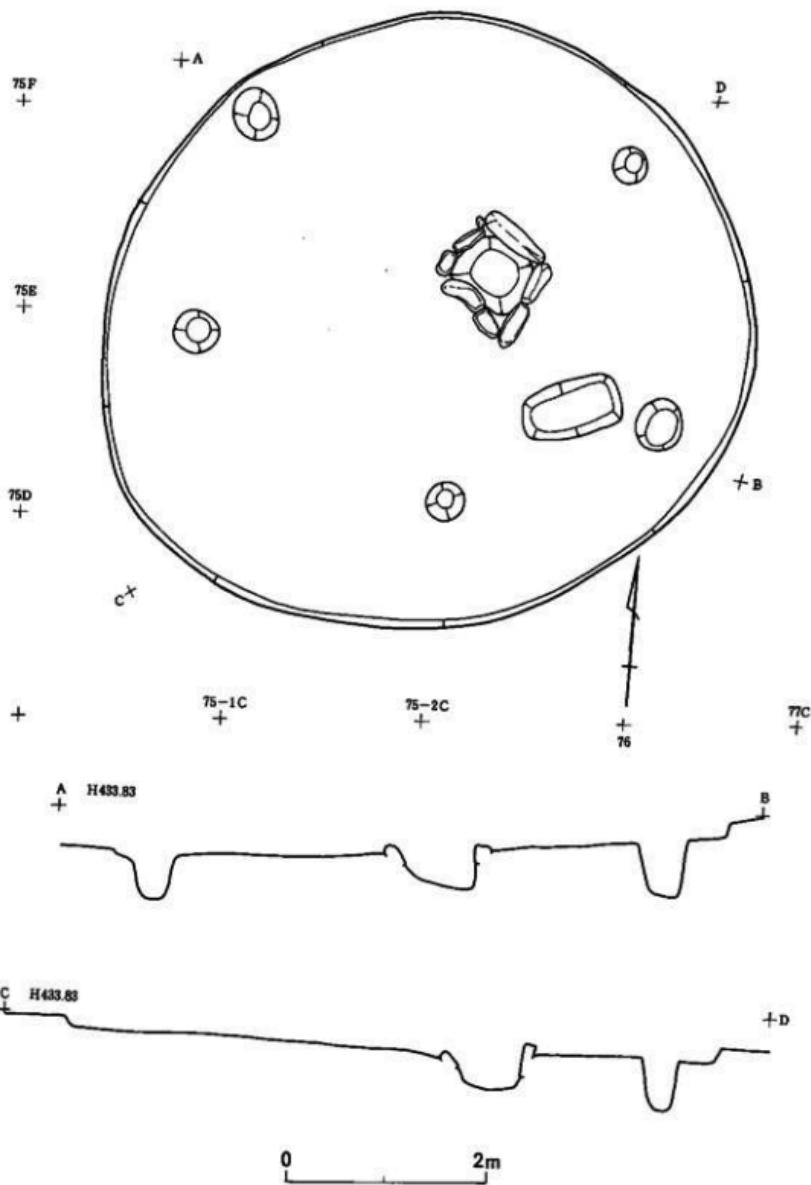
○土師器 ◎須恵器

No.	出土位置	器形	法量(口計・器高・底計・幅)	備考	
1	右位周溝前部	高杯	9.7×…×…×…	脚内面ヘラ削・外面ハケ調整	○
2	左位周溝前部	高杯	7.4×5.85×4.75×…	杯部ヘラ・脚ヘラ	○
3	周溝南部	高杯	13×	杯内面暗文・外面下部ハケ	○
4	北部周溝	碗	9×2.9…	外面ヘラ削	○
5	周溝南部	杯	11.8×4.1×7.2…	外面暗文	○
6	周溝南部	杯	12×3.3×7.3…	内面暗文	○
7	"	長頸壺			◎
8	"	杯	10.8×2.9×7.7		◎
9	"	長頸壺	16.4×…		○
10	"	長頸壺	11×24.2×9×16.3		○
11	"	平瓶	11.2×19.2×7.3…		○
12	"	大型壺	22.3×46.1×…×46.1	外面叩き目・内面青海波文	○
13	"	"	24×48×…×44.4	"	○
14	"	"	31.5×47×…×46.5	"	○
15	"	"	25×47.5×…×44.5	"	○
16	"	"	23.5×44×…×43.3	"	○

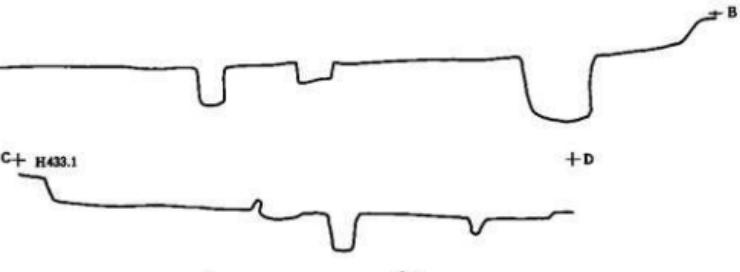
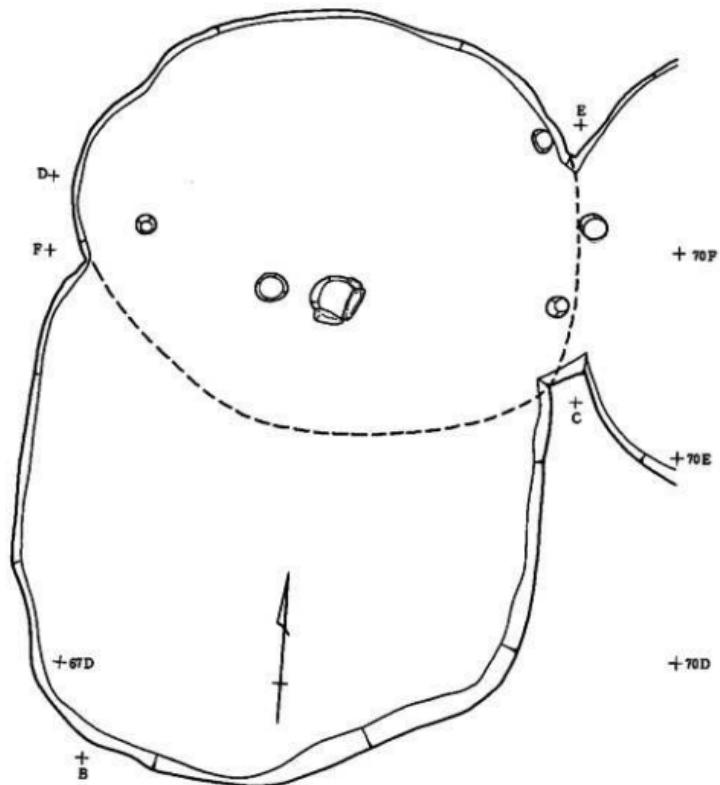
№4のみ1号墳、他は3号墳出土



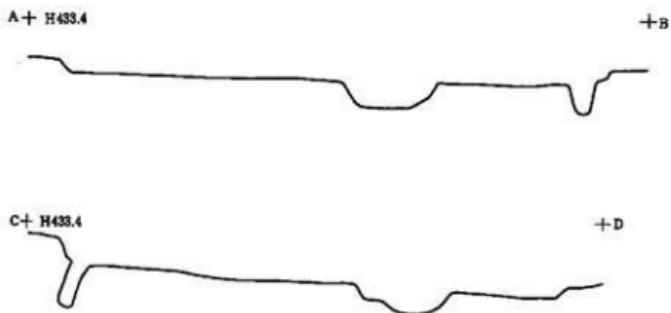
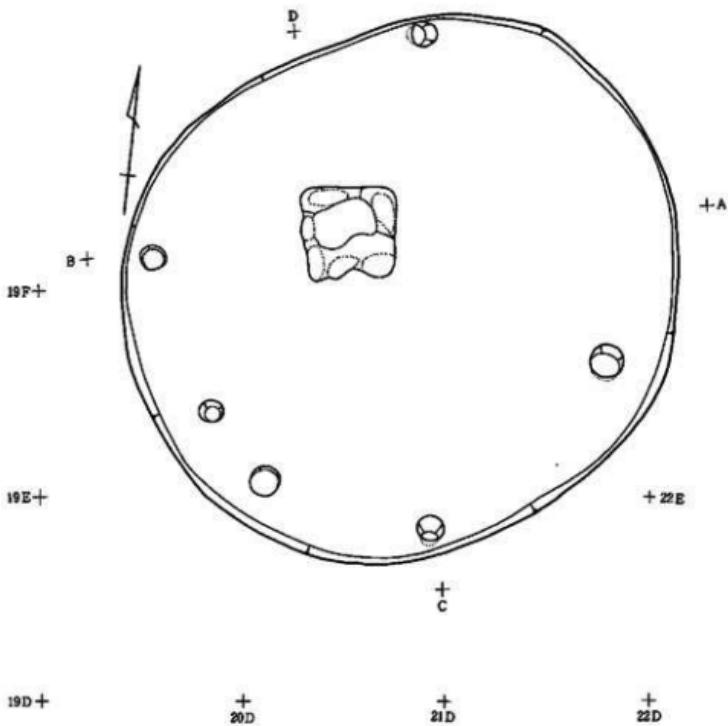
第6図 J-1 住・実測図



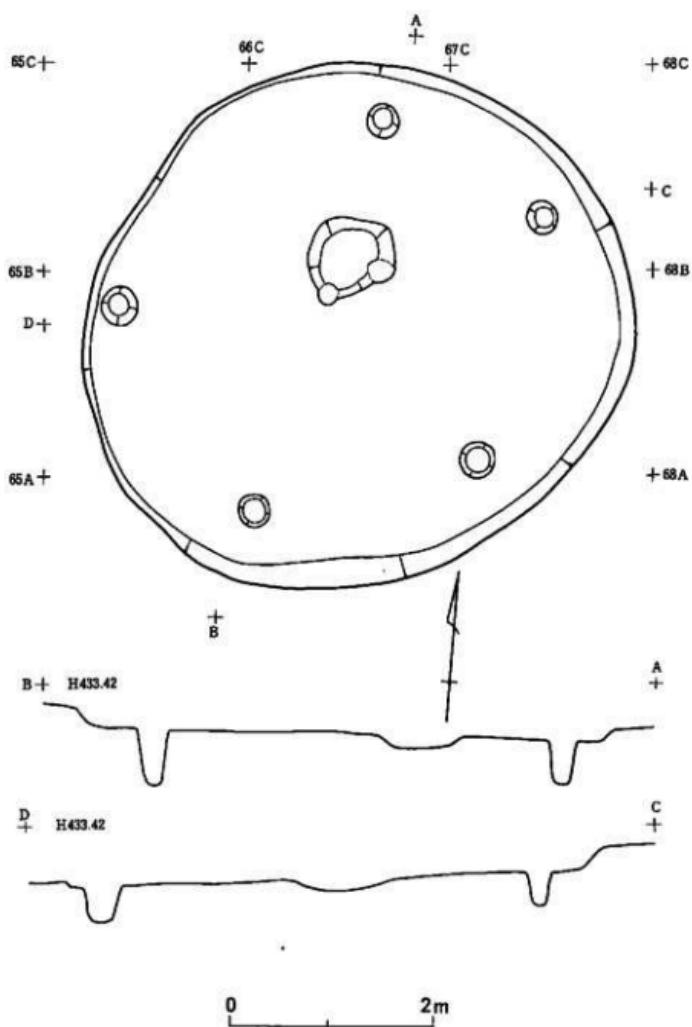
第7図 J-2住・実測図



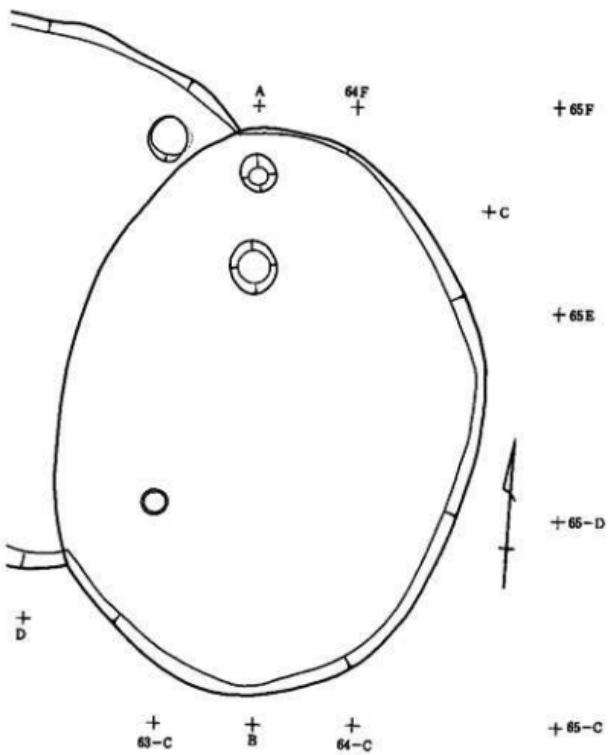
第8図 J-3住・実測図



第9図 J-4住・実測図

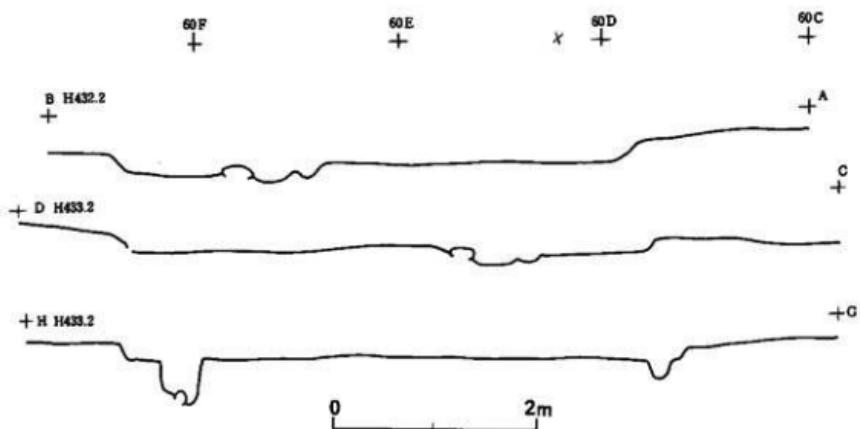
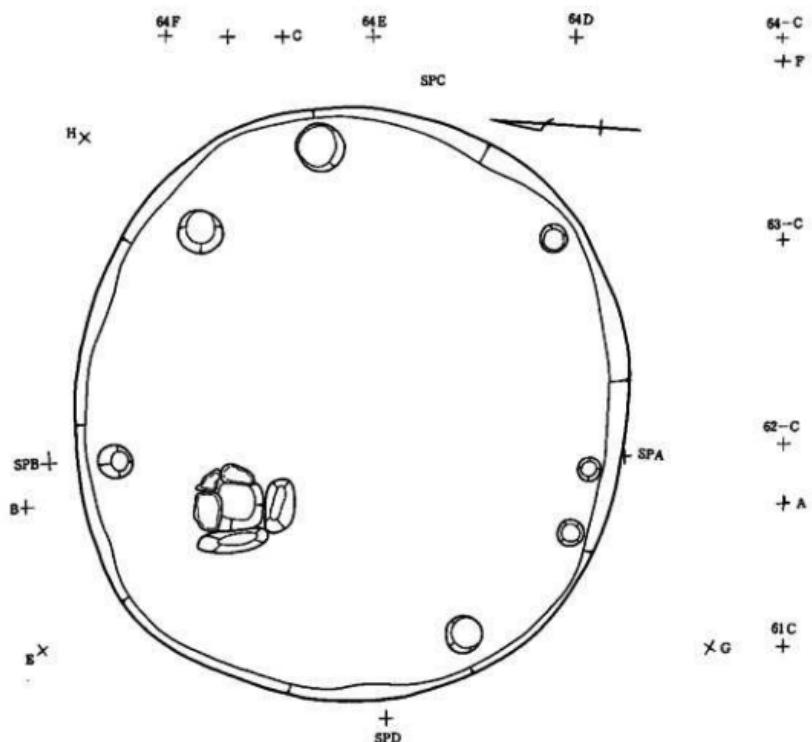


第10図 J-5住・実測図

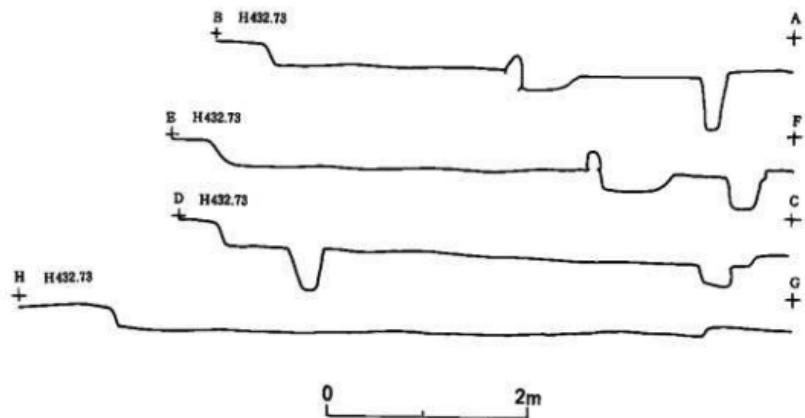
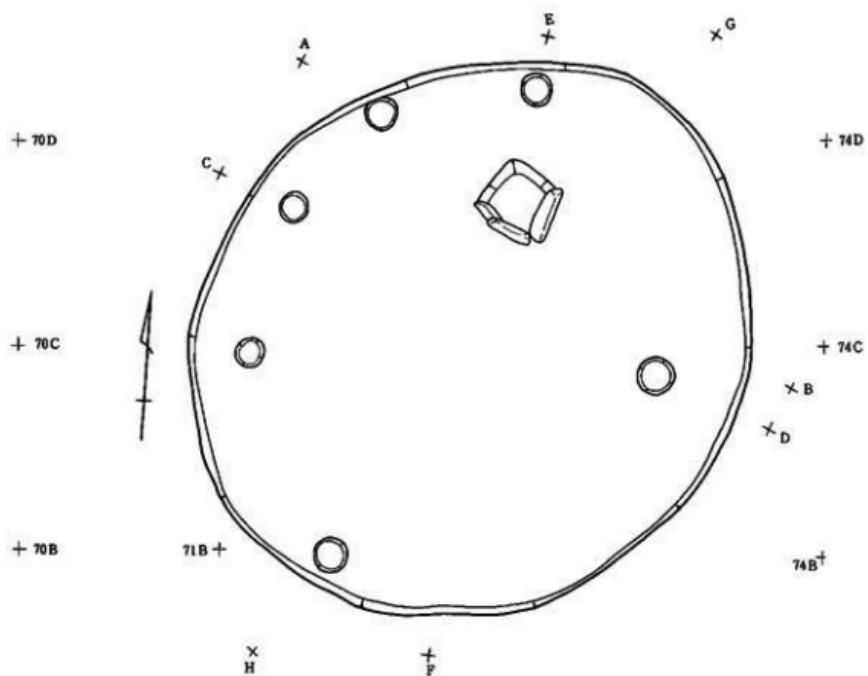


0 2m

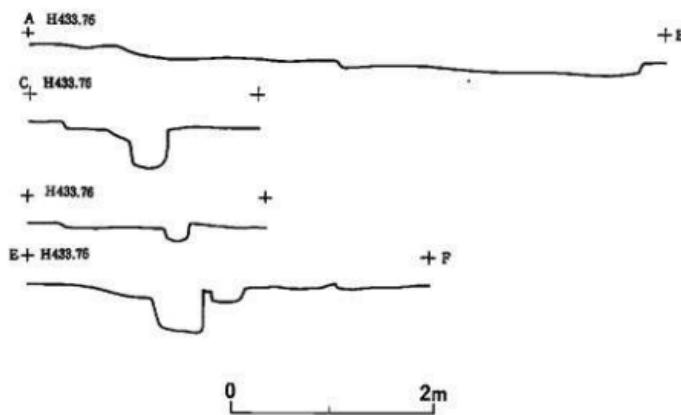
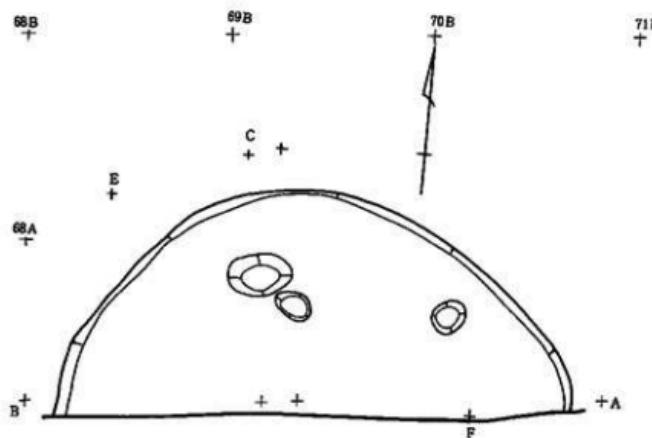
第11図 J-6住・実測図



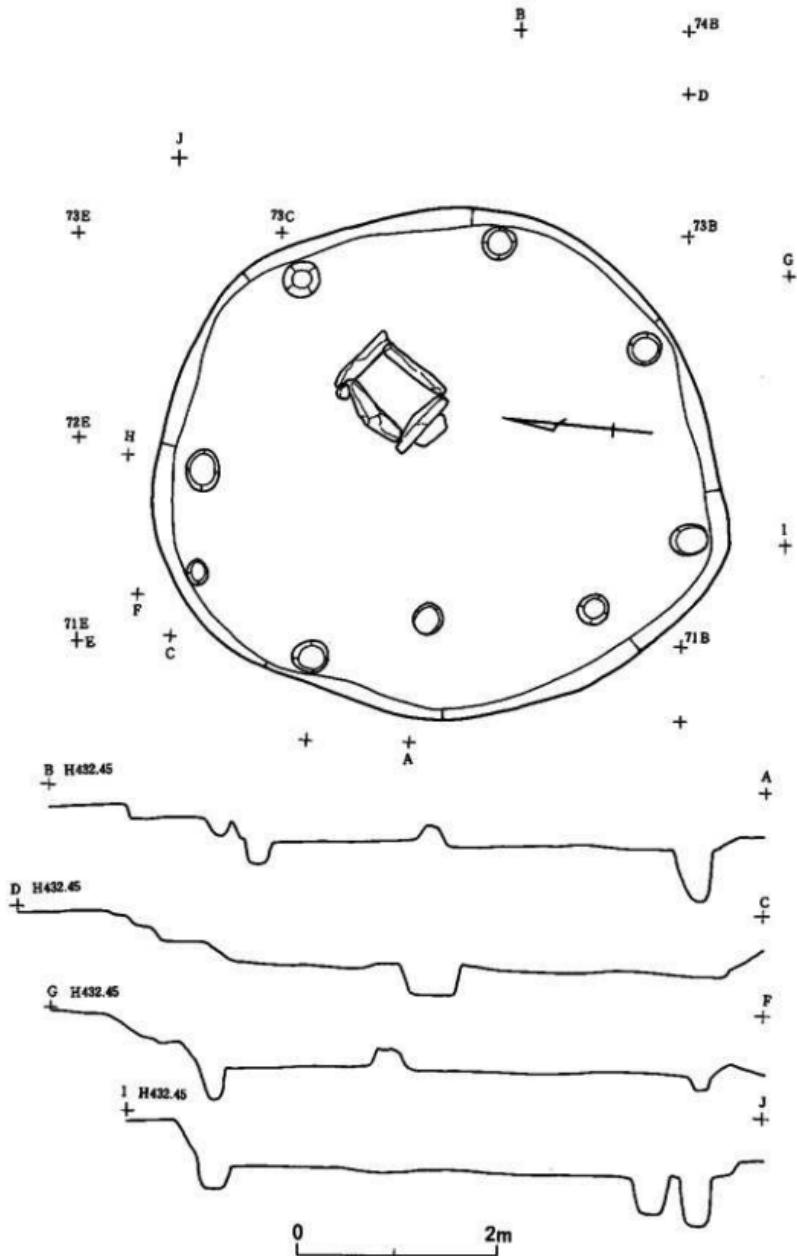
第12図 J - 7住・実測図



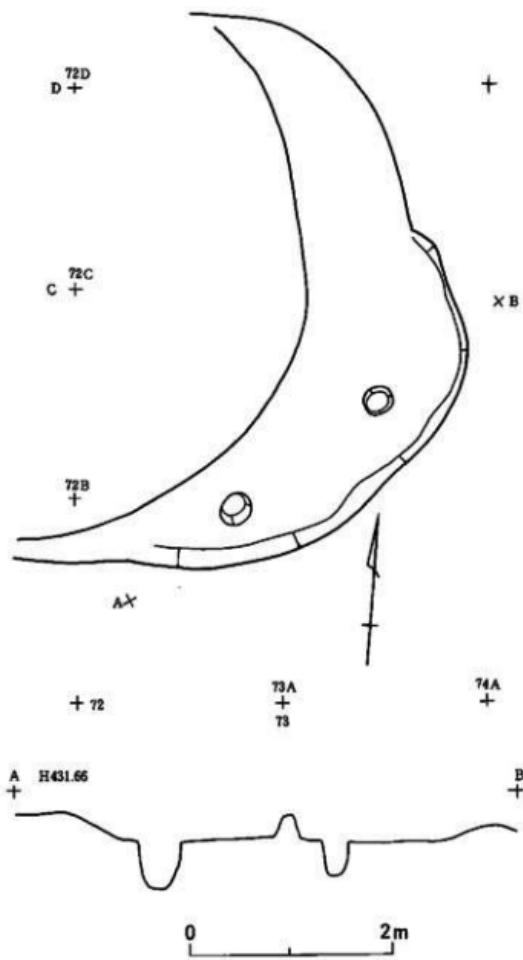
第13図 J-8住・実測図



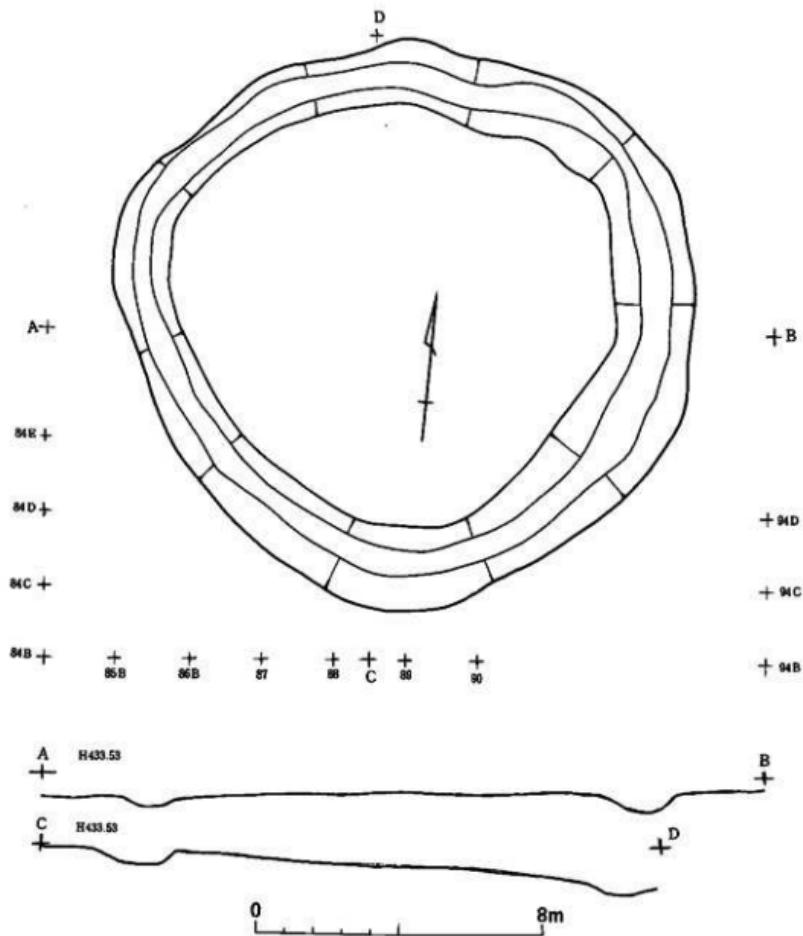
第14図 J-9住・実測図



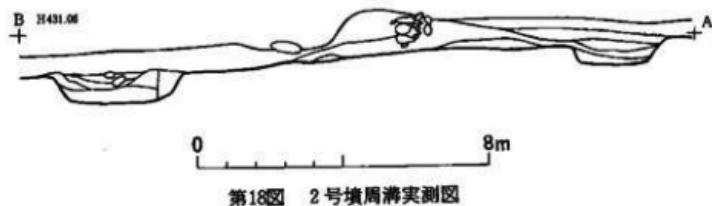
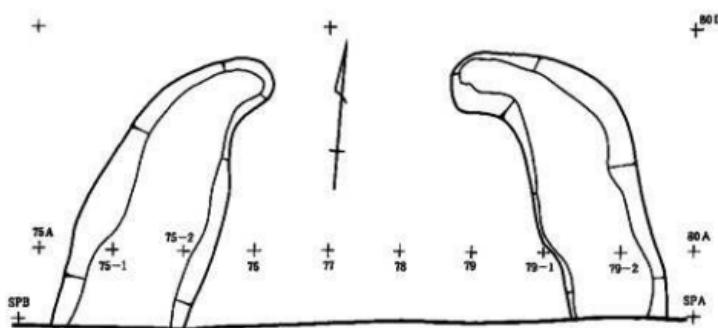
第15図 J-10住・実測図



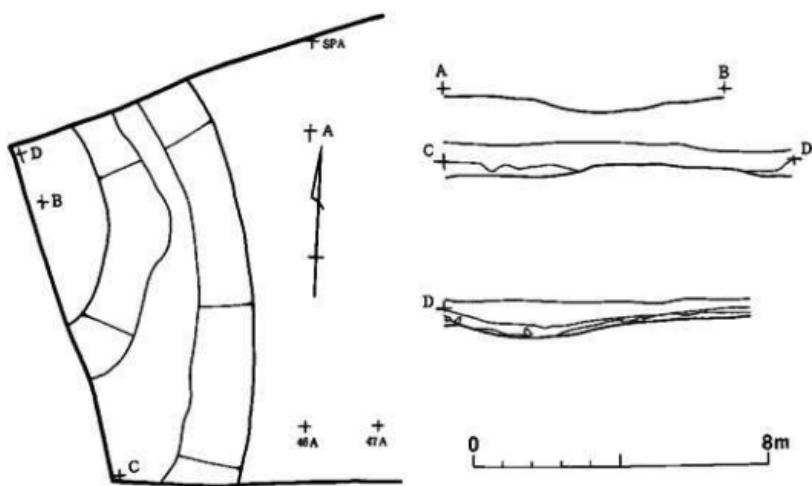
第16図 J-11住・実測図



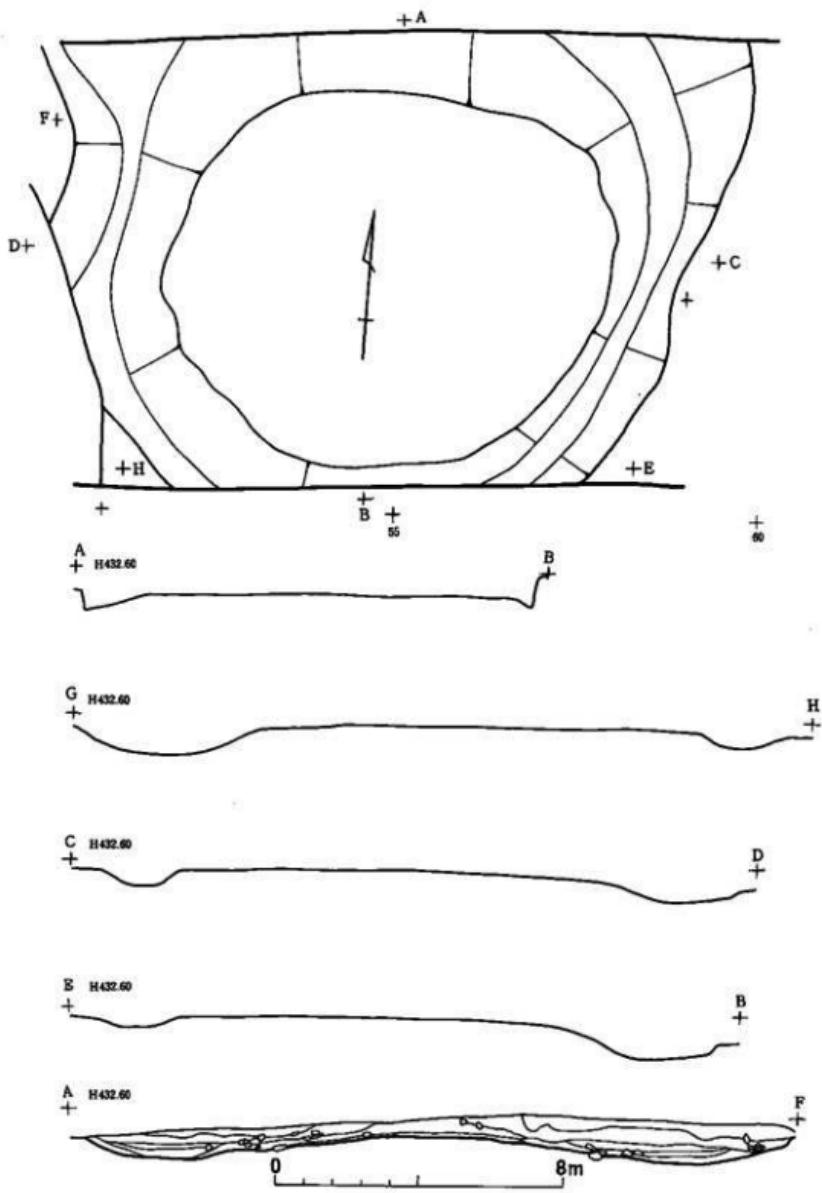
第17圖 1号墳局部測量図



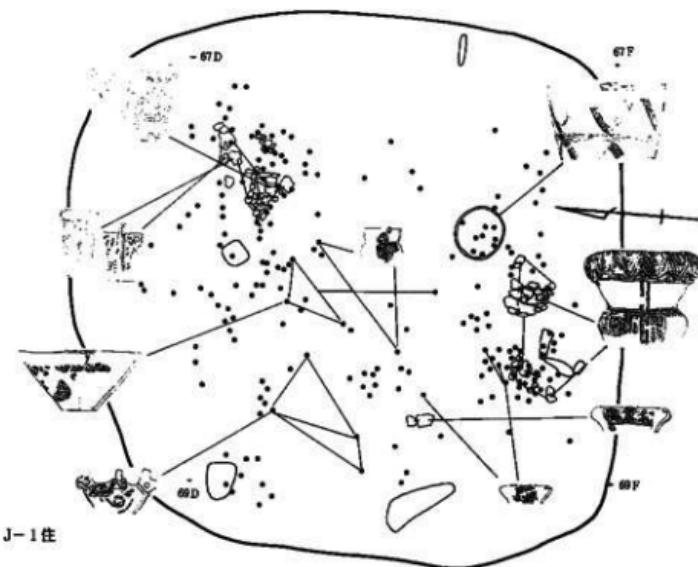
第18図 2号墳周溝実測図



第19図 4号墳周溝実測図



第20図 3号墳周溝実測図



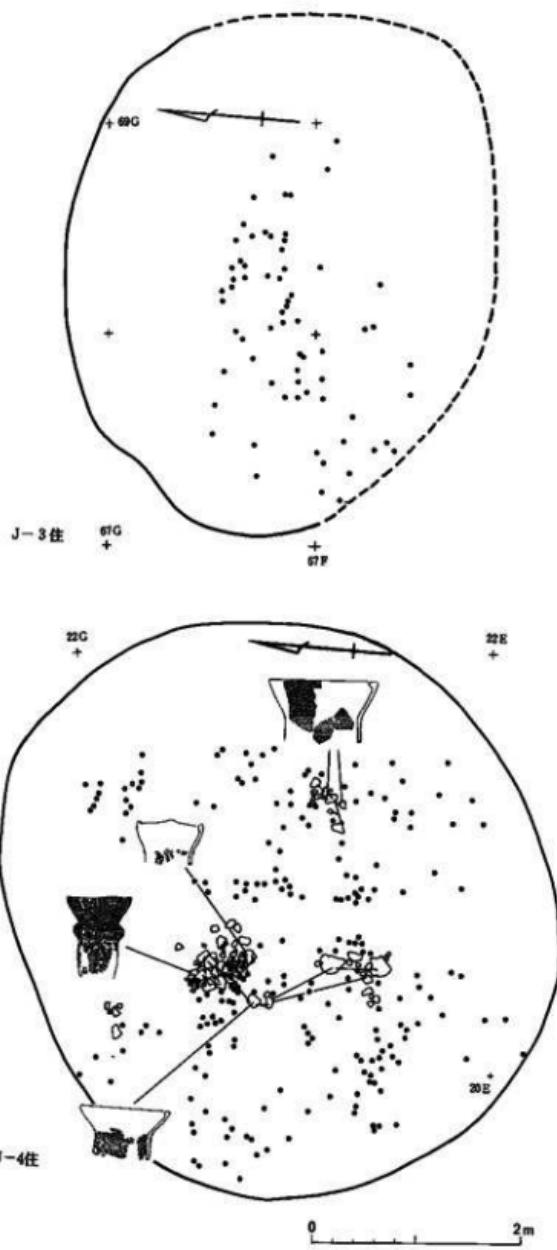
J-1住



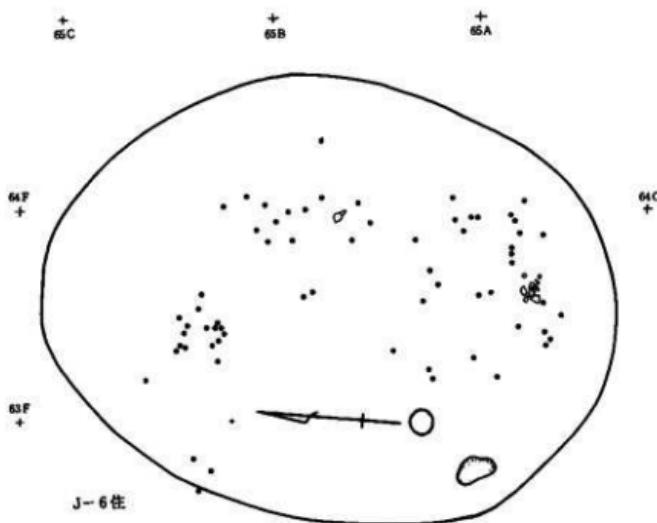
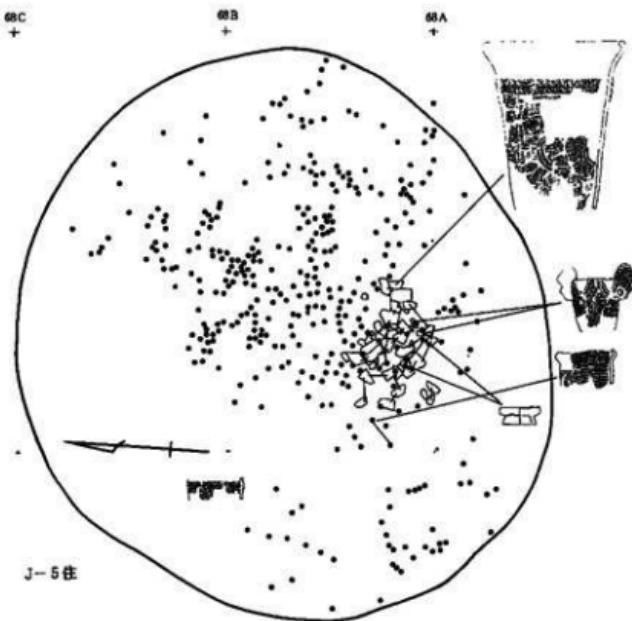
J-2住

0 2m

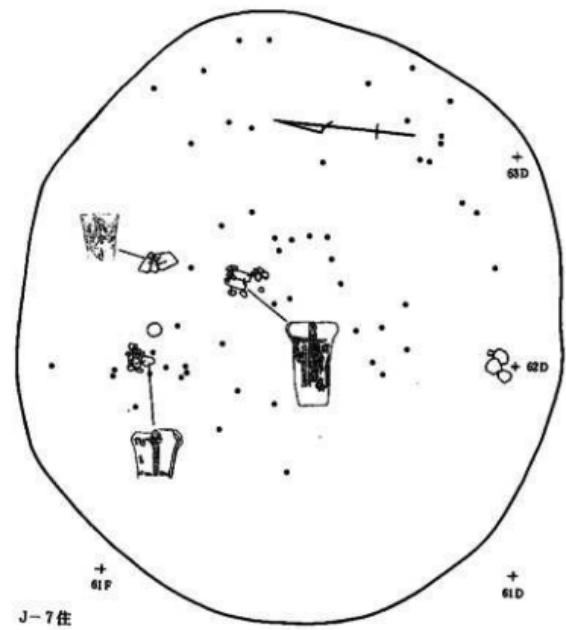
第21図 J-1住・2住遺物出土分布図



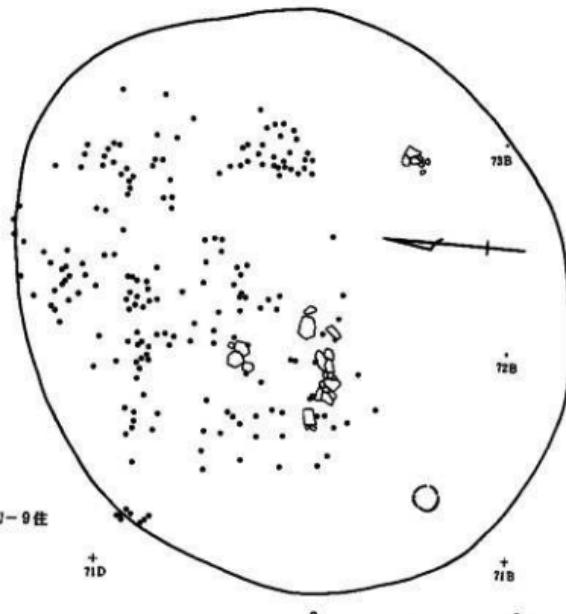
第22図 J-3住・4住遺物出土分布図



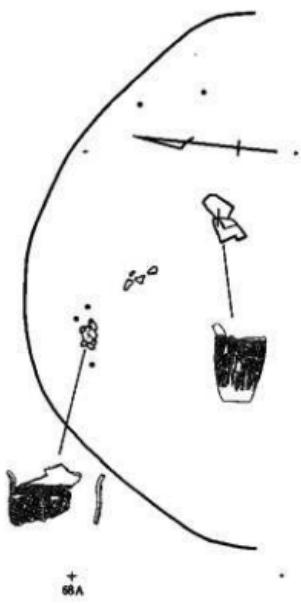
第23図 J-5住・6住遺物出土分布図



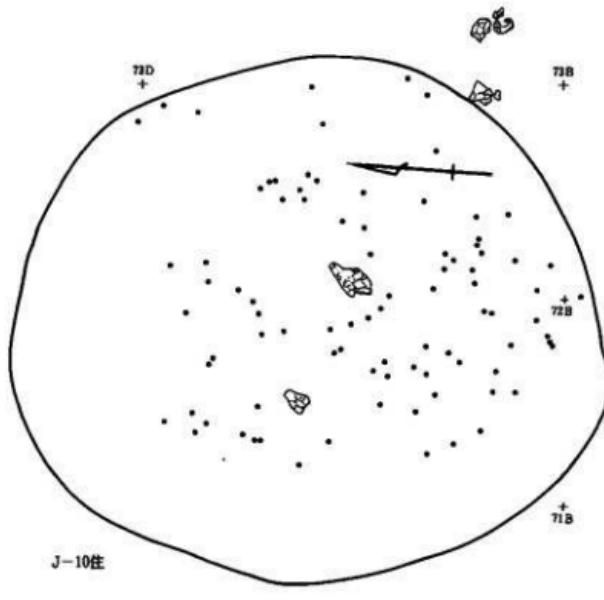
J-7住



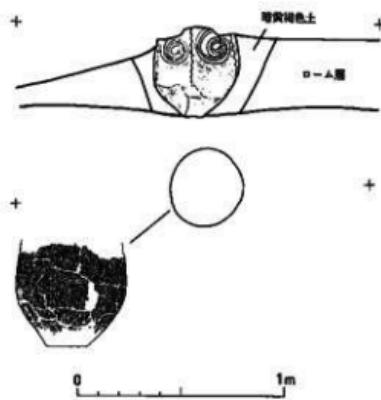
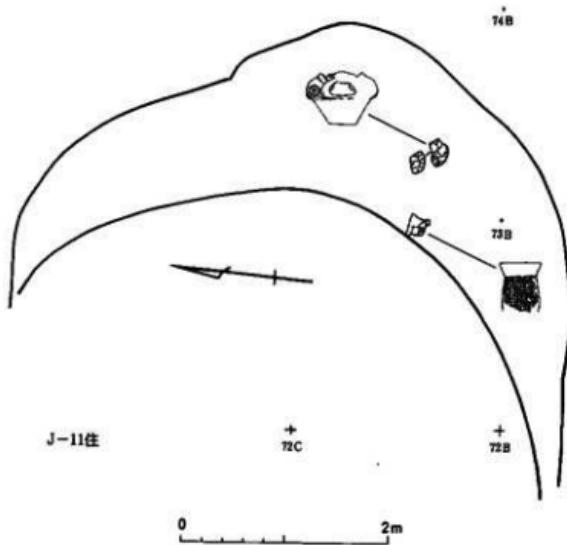
第24図 J-7住・8住遺物出土分布図



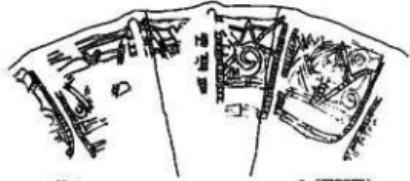
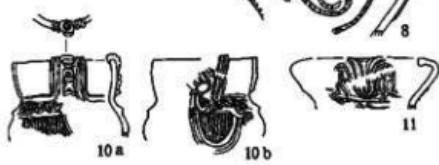
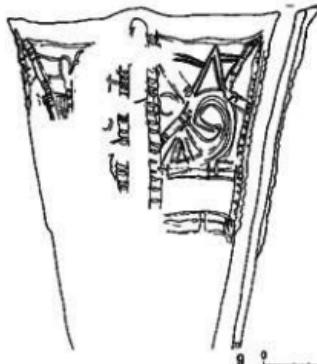
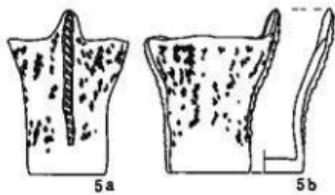
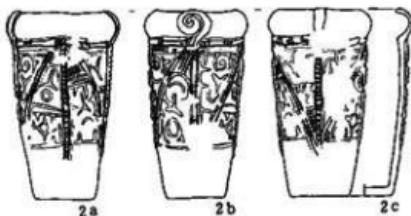
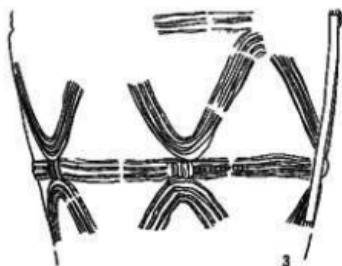
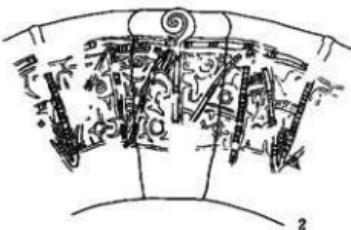
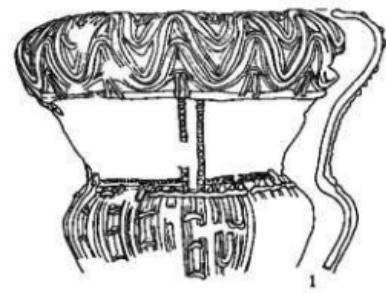
J-9住



第25图 J-9住·10住遗物出土分布图



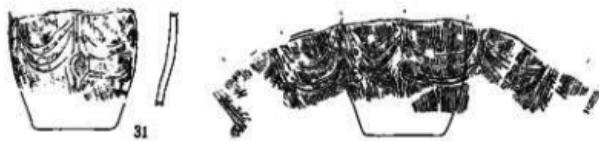
第26図 J-11住遺物出土分布図・単独埋甌



第27図 一の沢出土土器実測図 (J-1住)



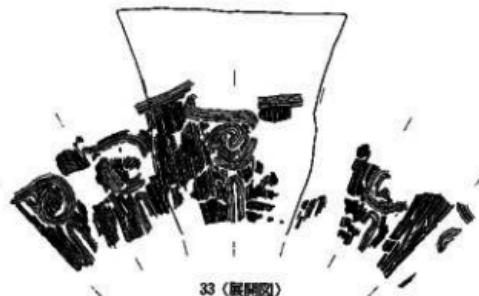
第28図 一の沢出土土器実測図 (J - 2住)



31 (展開図)



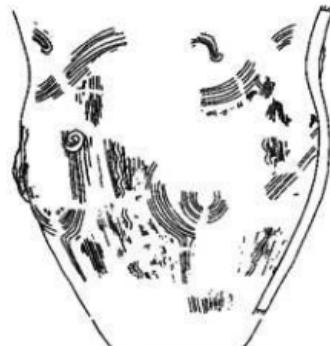
32 (展開図)



33 (展開図)

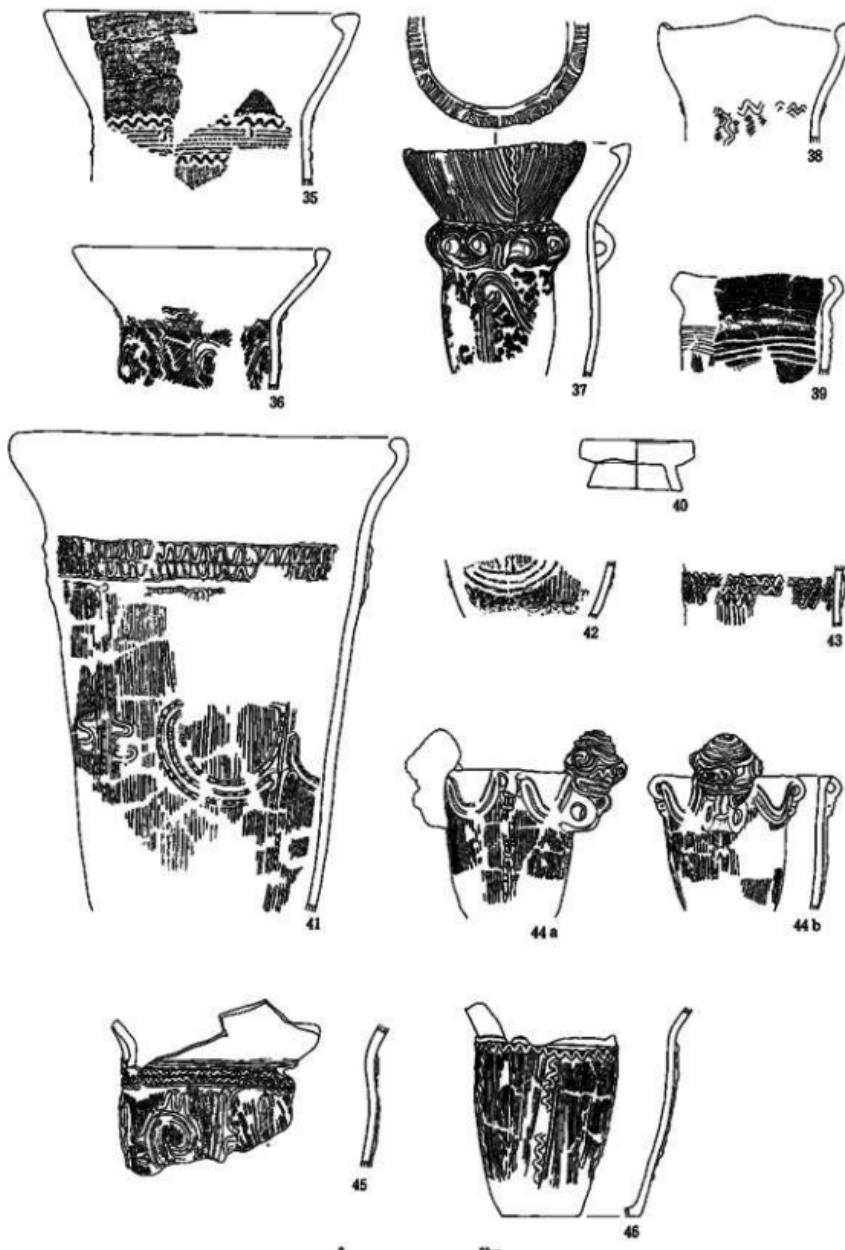


33

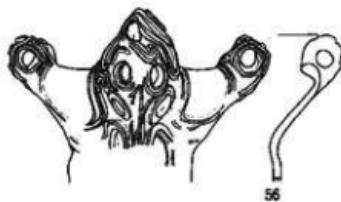
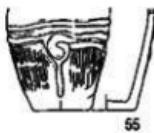
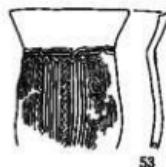
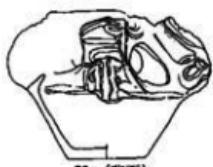
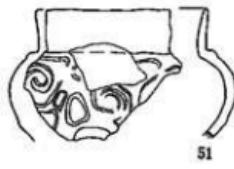
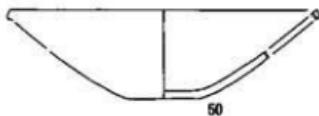
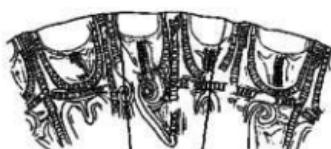
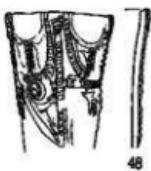
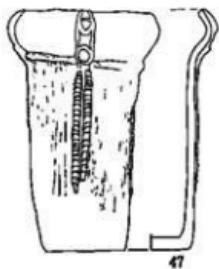


34

第29図 一の沢出土土器実測図 (J-2住)



第30図 一の沢出土土器実測図 (J - 4住 : 35~38 J - 5住 : 39~44 J - 9住 : 45, 46)



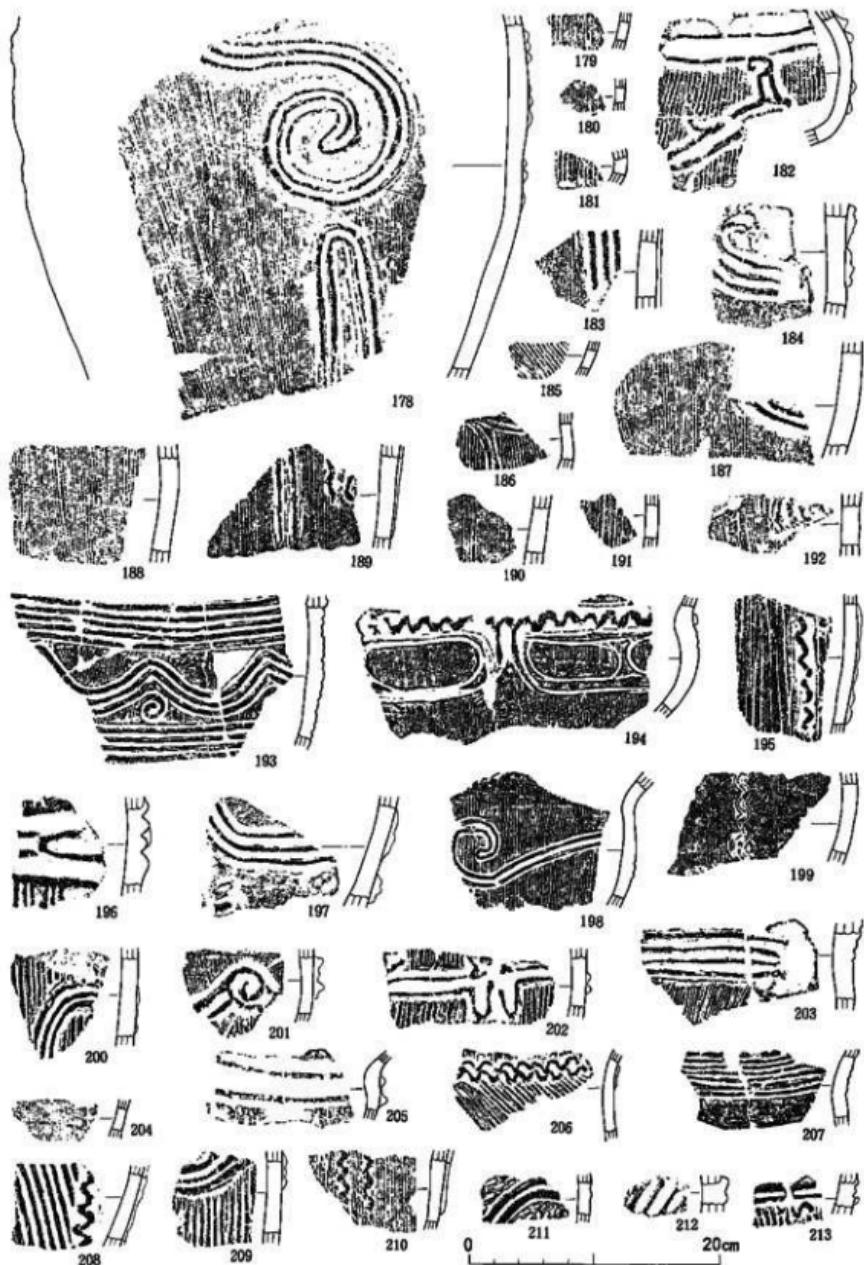
第31図 一の沢出土土器実測図 (J-7住: 47~50 J-8住: 51, 54, 55 J-11住: 51, 52単独埋立: 57)



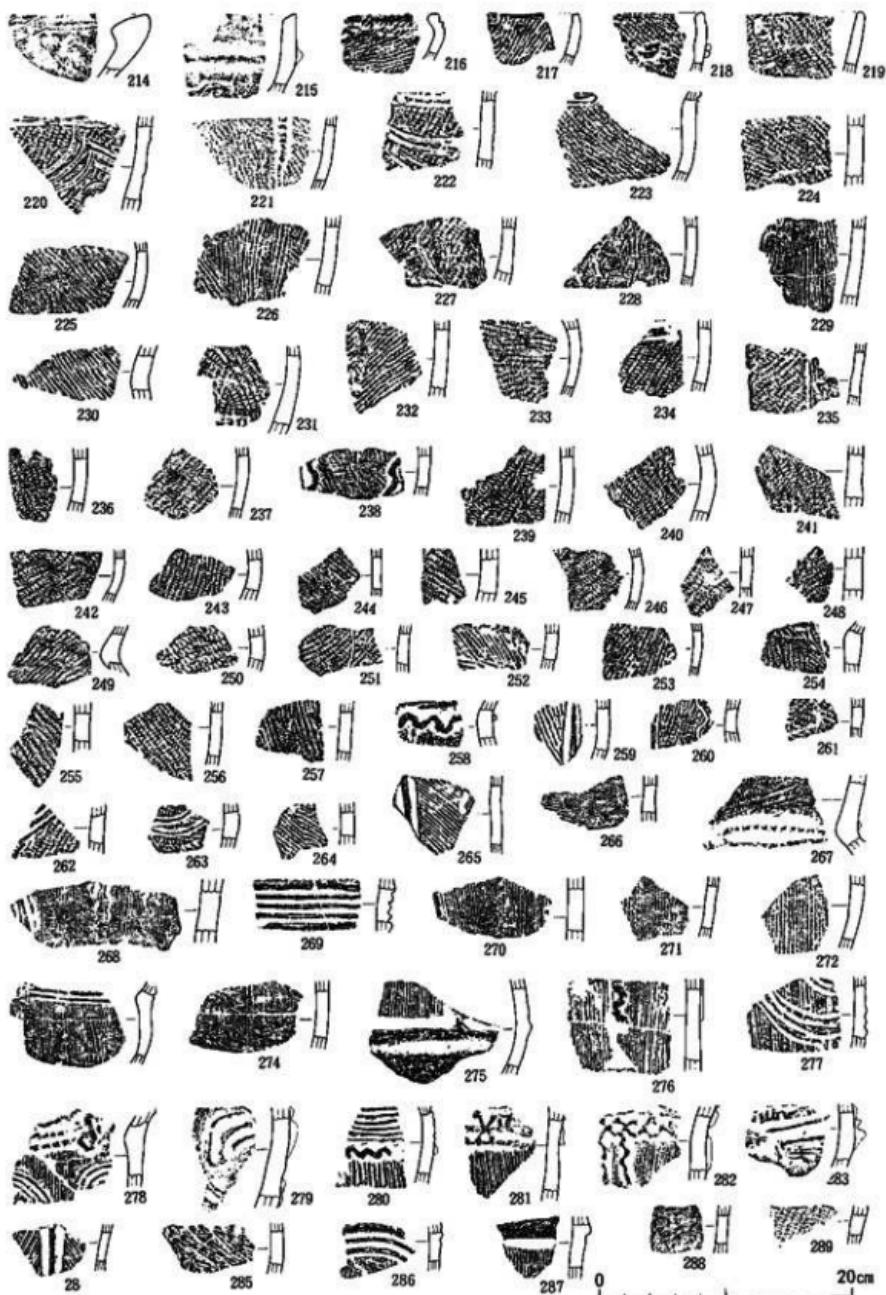
第32图 J-1 住土器拓影



第33圖 J-2 住土器拓影



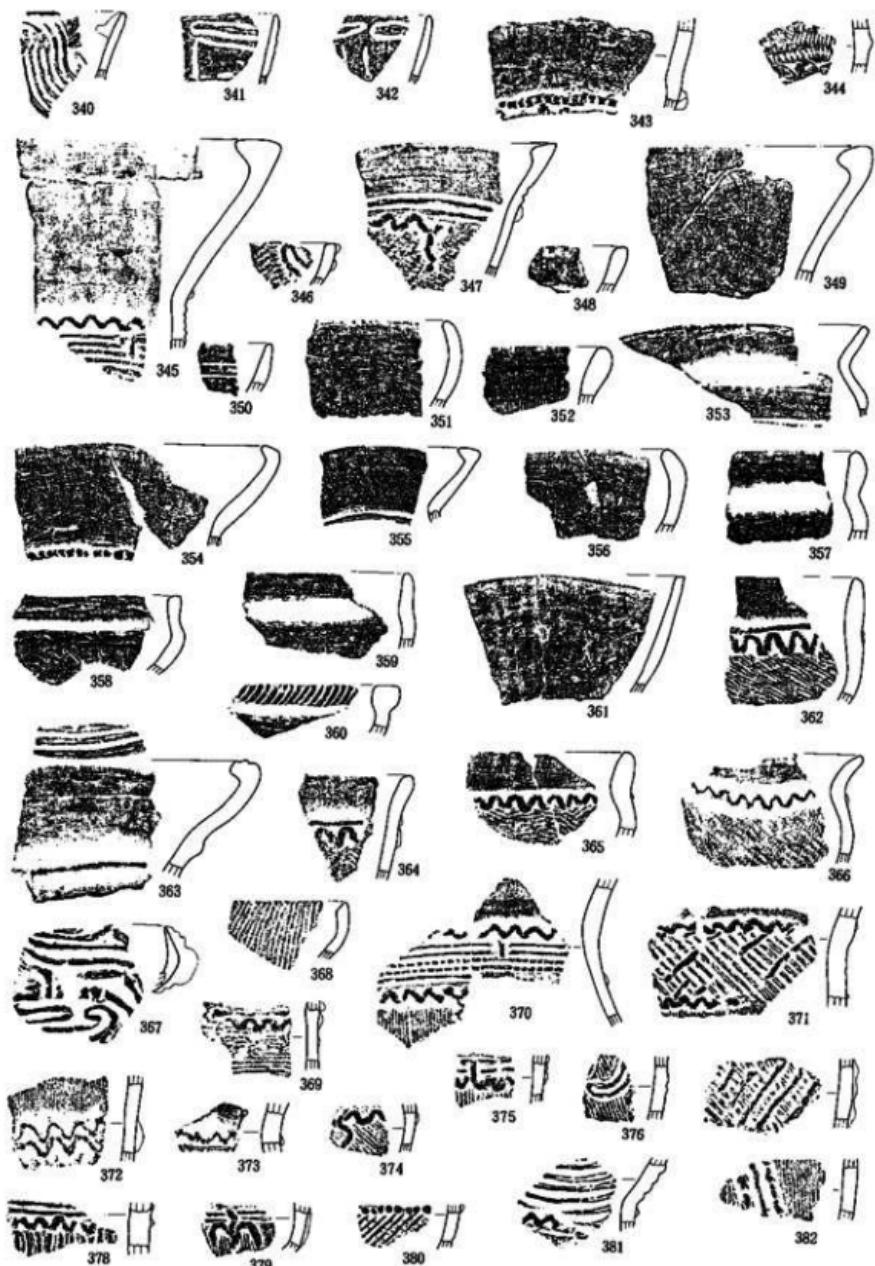
第34図 J-2 住土器拓影



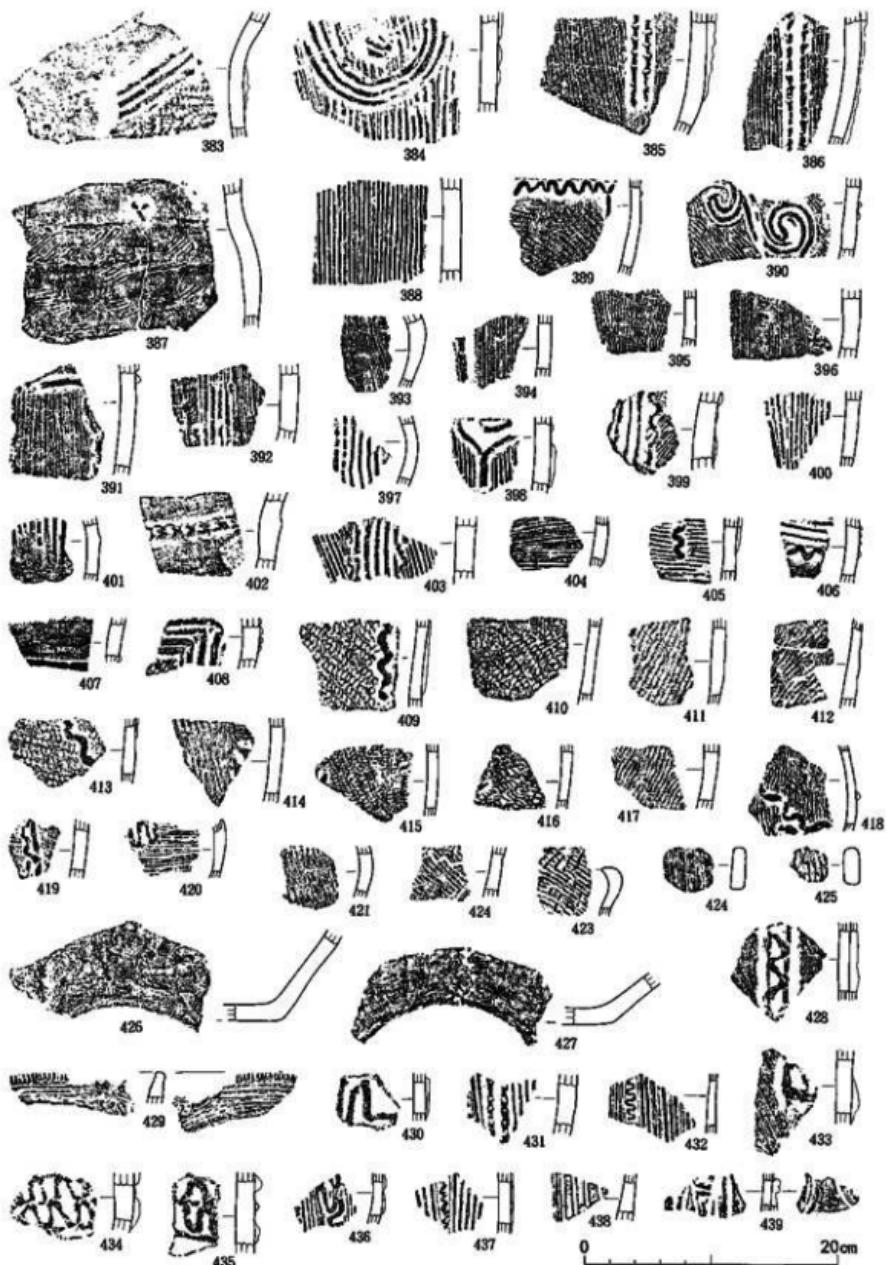
第35図 J-2 住土器拓影



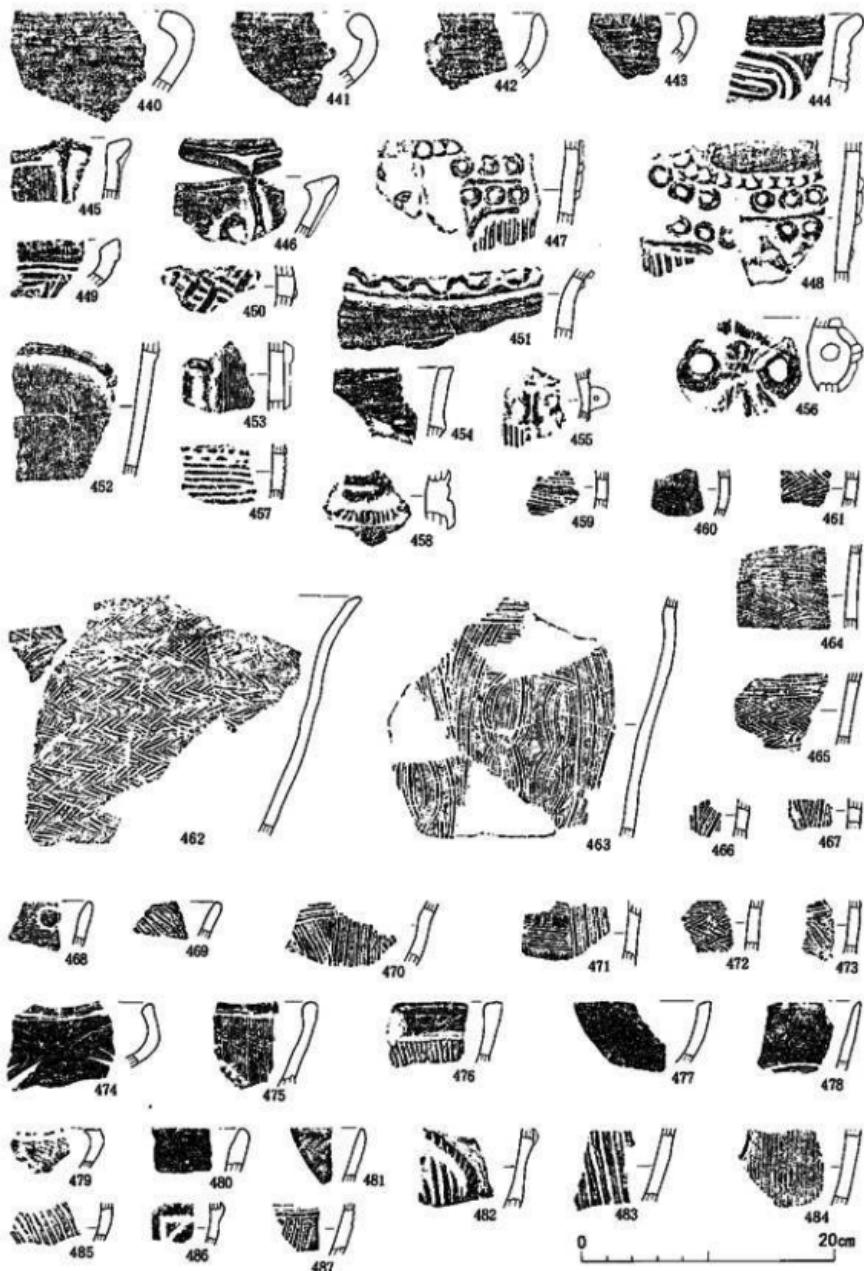
第36図 J-2住(290~341)、J-3住(315~339)土器拓影



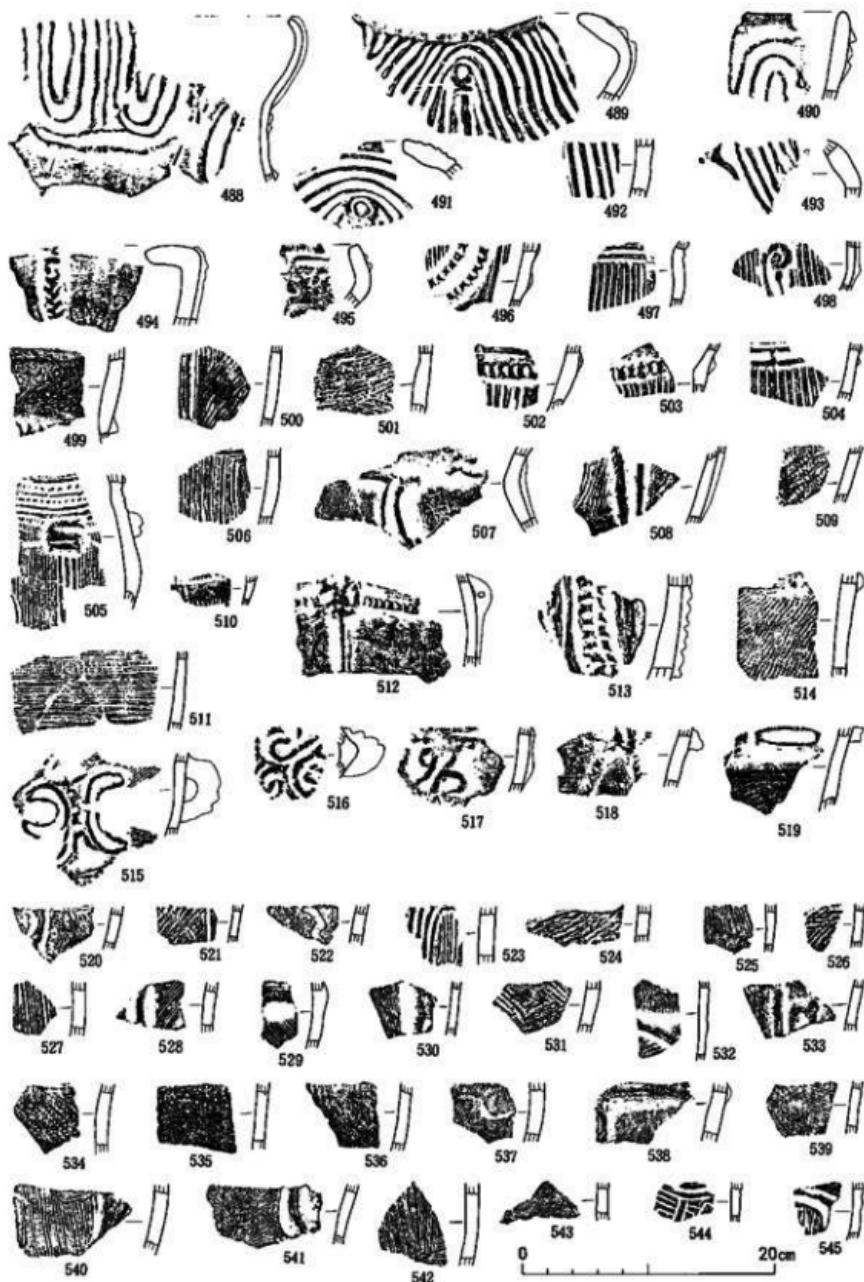
第37図 J-3住(340~334)、J-4住(345~382)土器拓影



第38図 J-4 住土器拓影



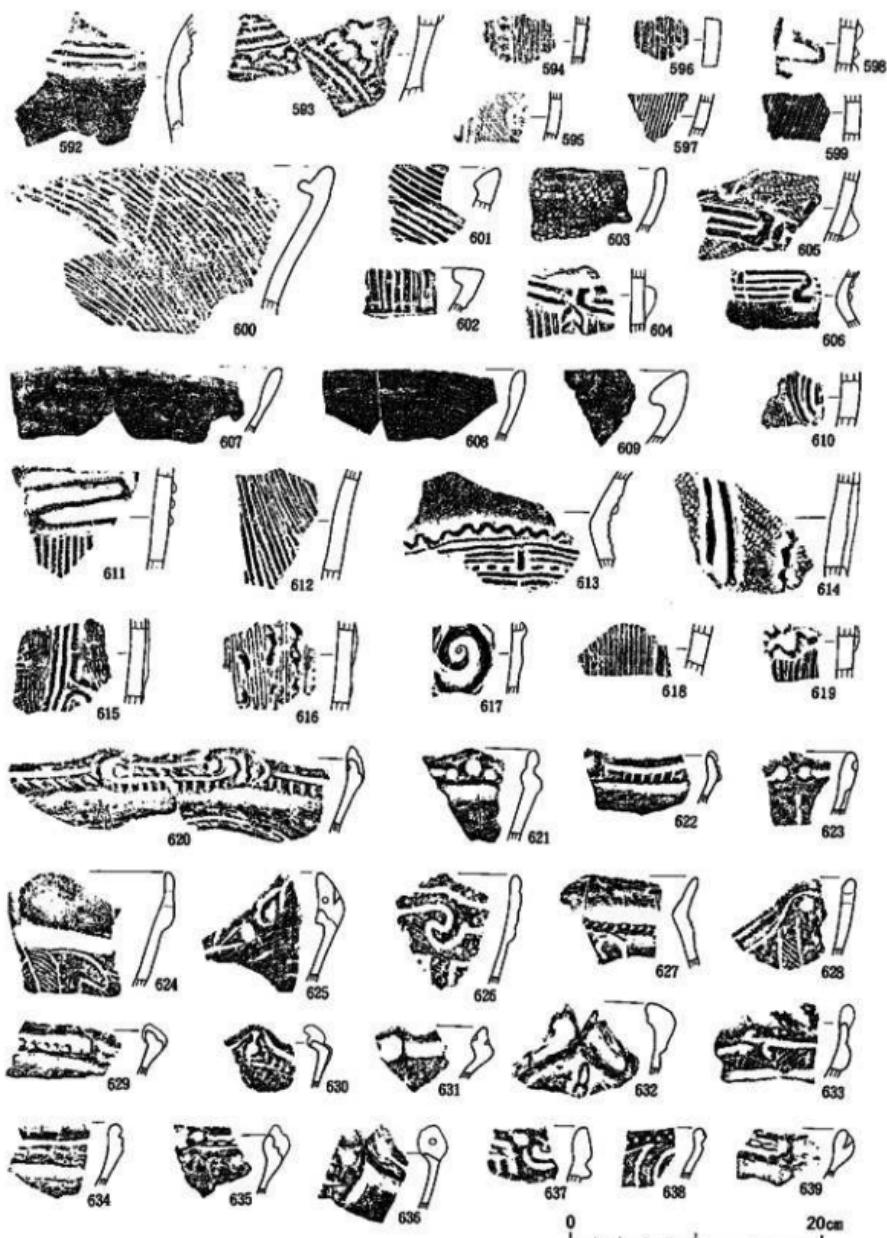
第39圖 J-5・J-6・J-7住土器拓影 (J-5. 440~458 J-6. 459~473 J-7. 474~487)



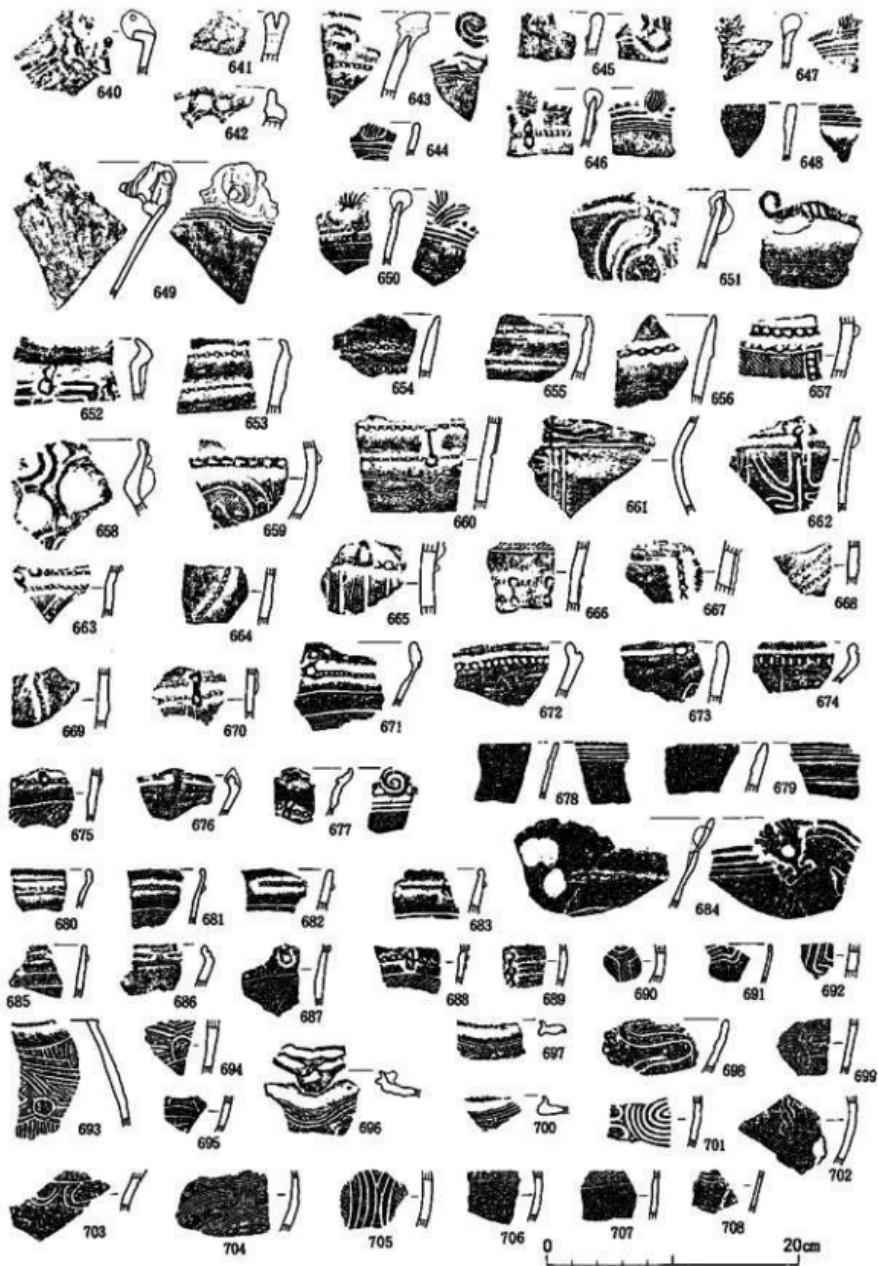
第40図 J-7住(488~519) J-8住(520~545)土器拓影



第41図 J-8住 (546~576) J-9住 (577~591) 土器拓影



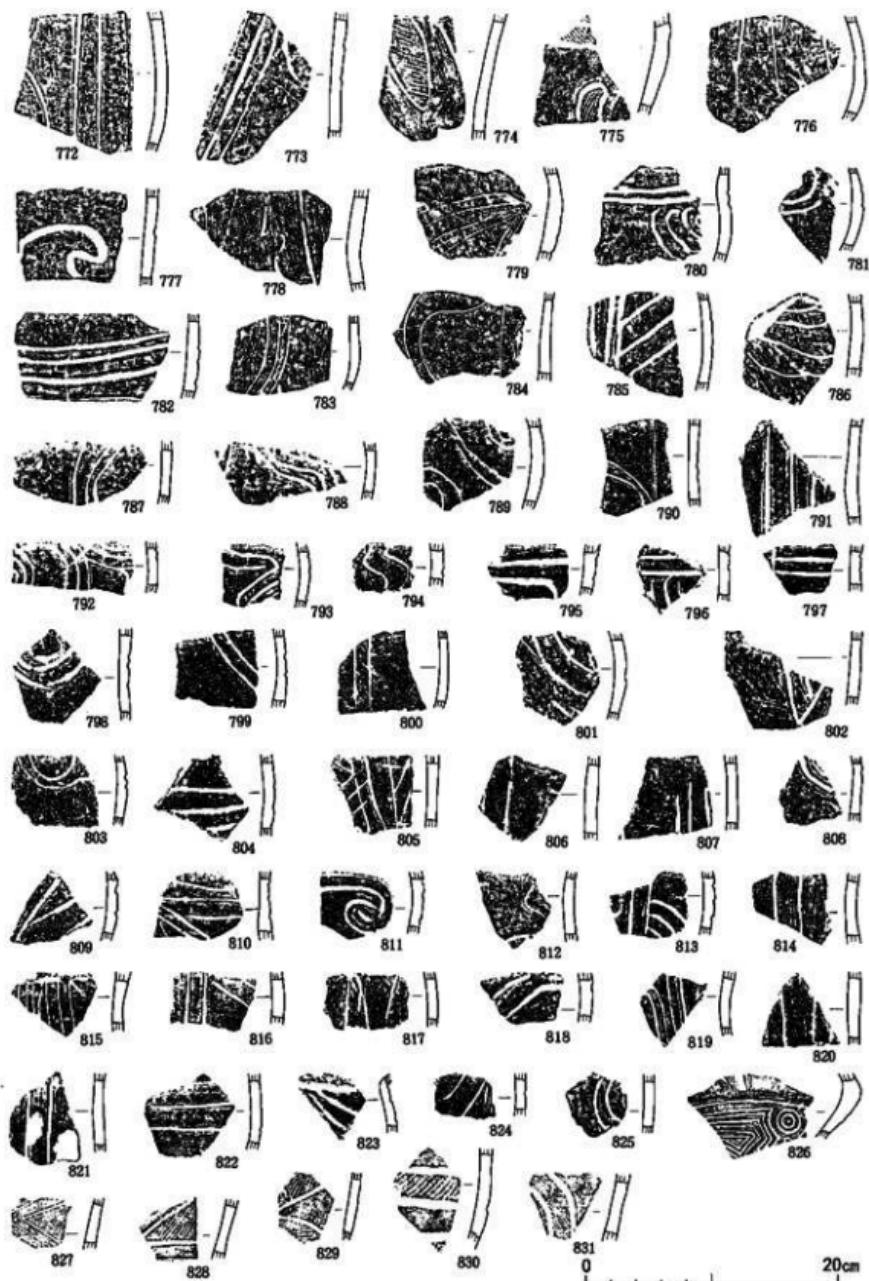
第42図 J-9住 (592~599) J-10住 (600~619) B区 (620~639) 土器拓影



第43图 B区出土土器拓影



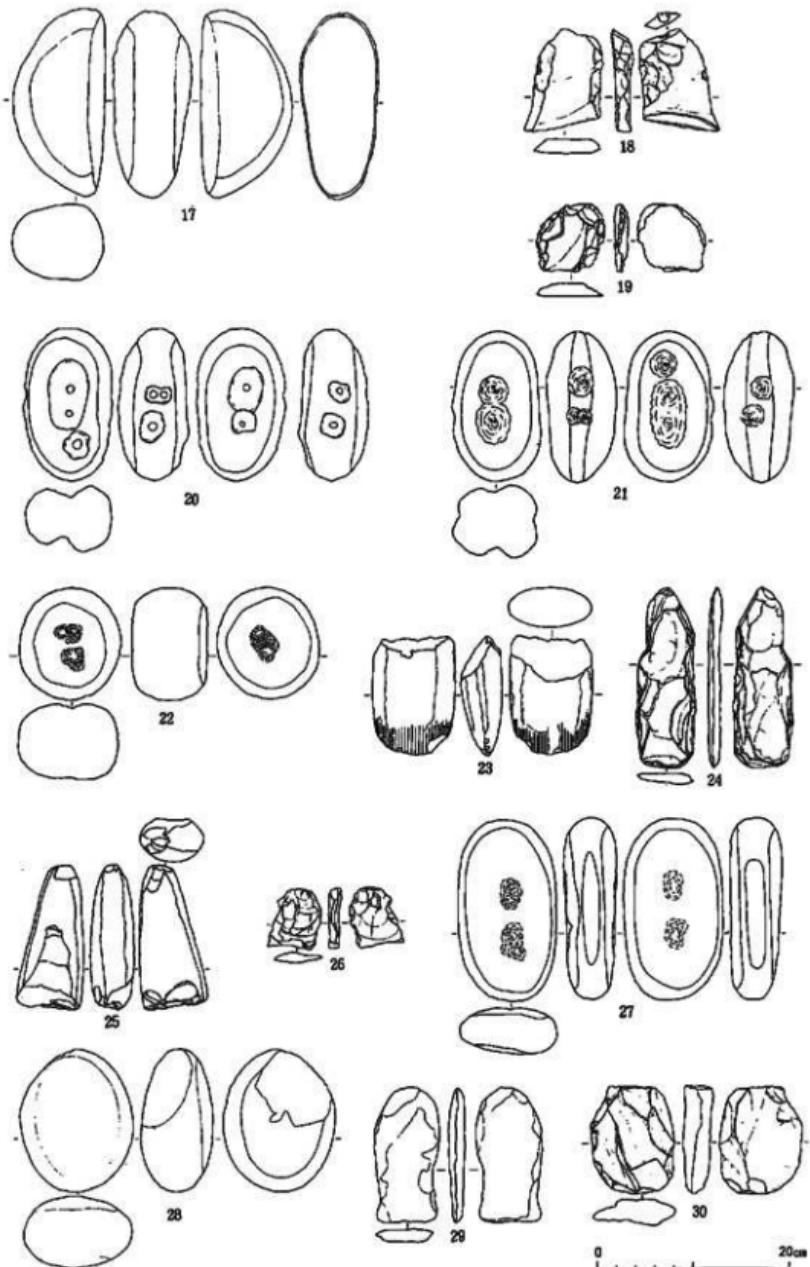
第44図 B区出土土器拓影



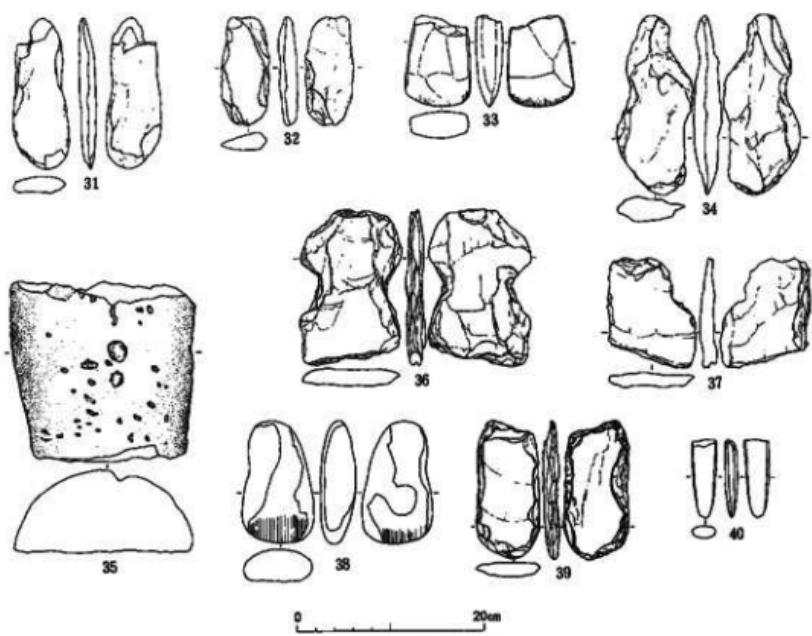
第45図 B区出土土器拓影



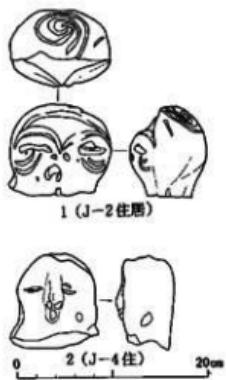
第46図 一の沢出土石器類（その1）



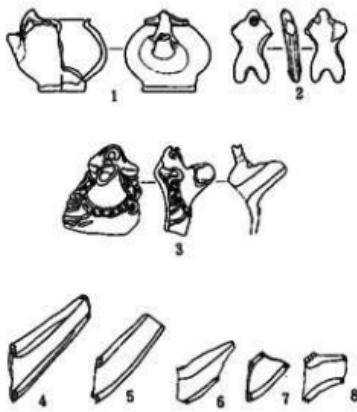
第47図 一の沢出土石器類（その2）



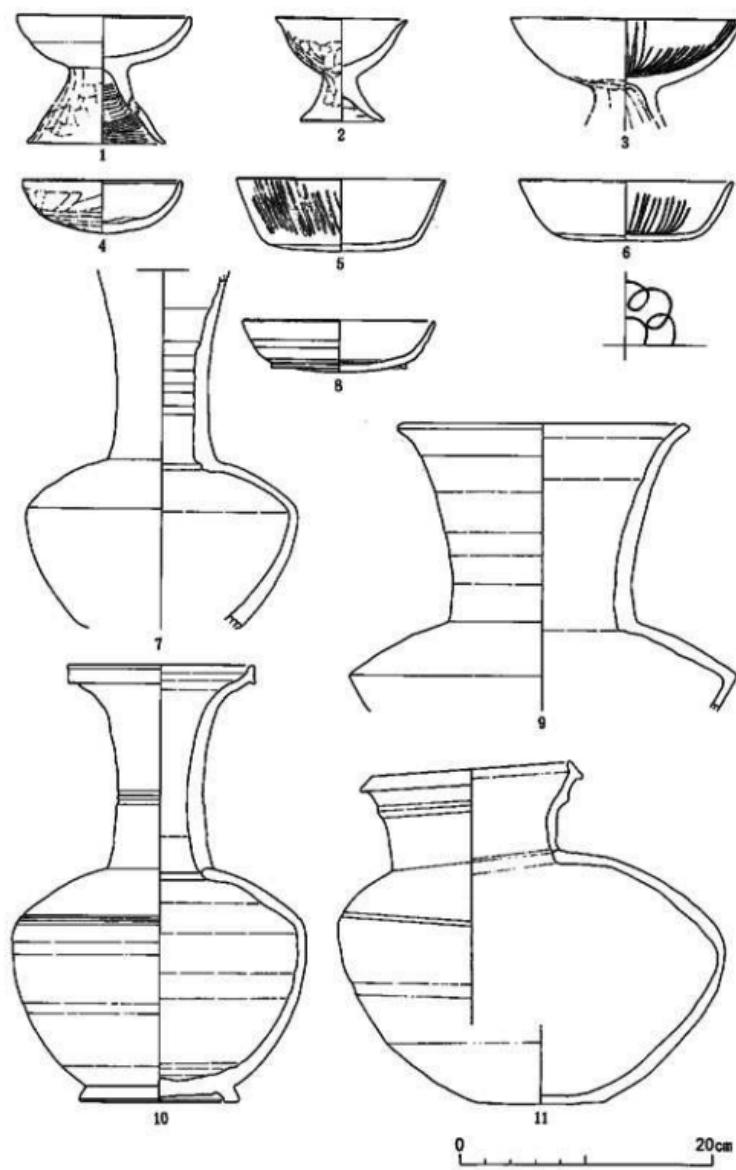
第48図 一の沢出土石器類



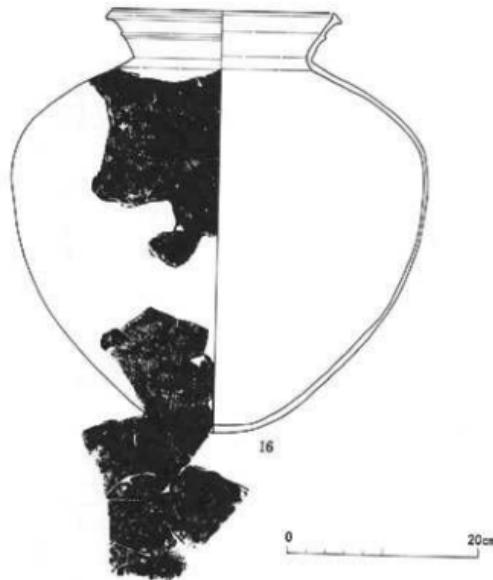
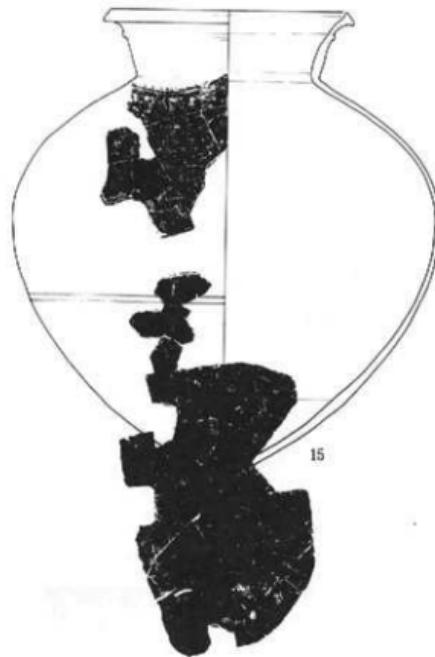
第49図 土偶実測図



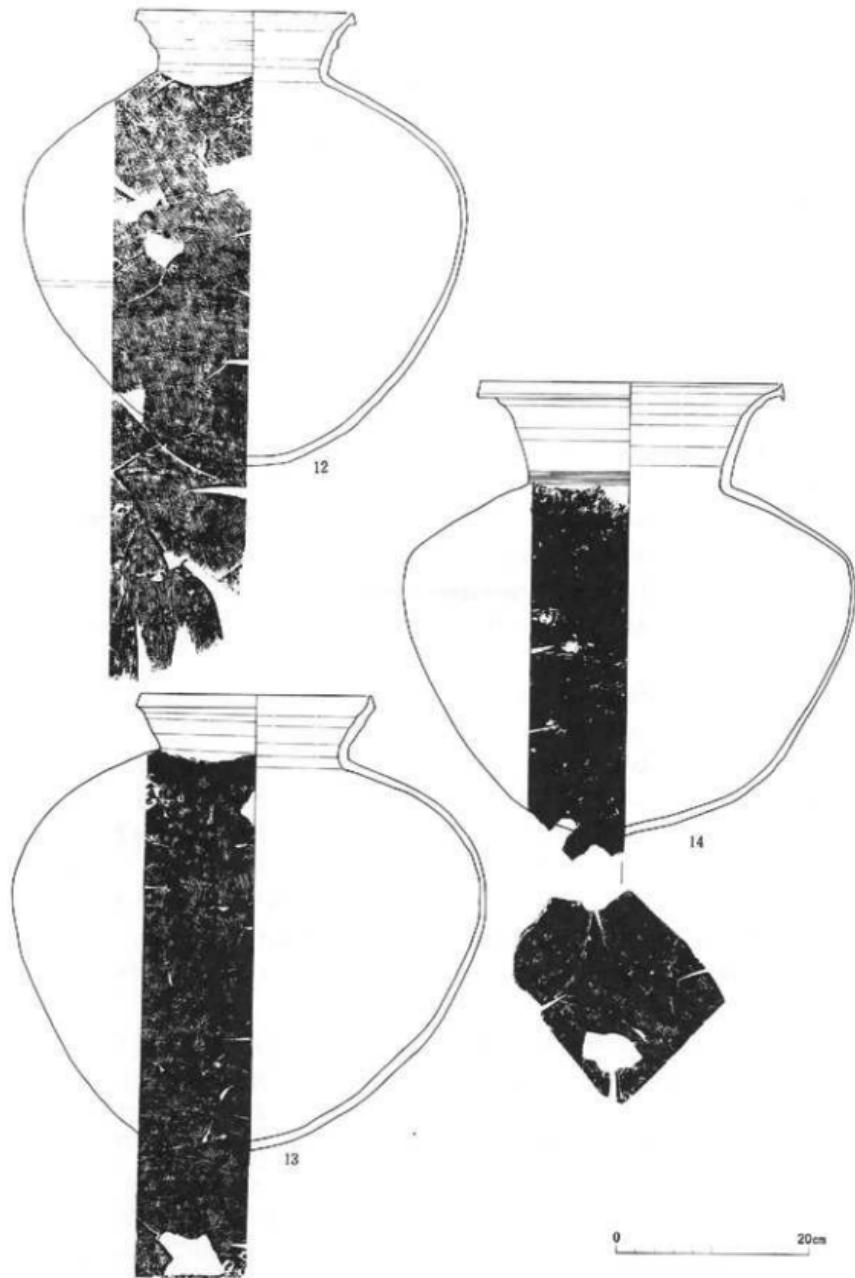
第50図 B区出土特殊遺物



第51図 一の沢古墳周溝内遺物（3号墳1～3、5～11 1号墳4）



第52図 一の沢古墳周溝内遺物（3号墳）



第53図 一の沢古墳周溝内遺物（3号墳）

ま　　と　　め

一の沢遺跡は狐川西岸部に広がる一の沢遺跡群の一つであり、西側は一の沢西遺跡、その北側は一の沢北遺跡と称されるが、調査区は連続し、調査年度の違いで分けられた部分もある。

ここでは既に報告されている一の沢西・北遺跡も含め一の沢遺跡群全体として遺跡の変遷・特徴についてふれてみたい。遺跡の名称が煩雑となるため、一の沢西遺跡・一の沢北遺跡は、それぞれ西遺跡・北遺跡とし、住居址等の遺構には頭に西・北を付け、西1号住居址・北1号住居址とし、何もつかない場合を一の沢遺跡のものとして区別して記述を進める。

第1節 繩文時代遺物・遺構

縩文前期

6号住居址から諸磧C期の土器片が検出されているが、7号住居址との重複により遺物の量は少ない。また6号以外からの前期の土器片は皆無に近い状態で、今回の調査区域内では唯一の遺構である。ただ、前期の遺構そのものの検出例が限られ、特に盆地南部地域では、一の沢遺跡と至近距離にある小黒坂遺跡群の寺平遺跡に資料がまとまっている。

一の沢6号では、連続「く」字状の沈線文を主体にボタン状の貼付文が認められ、諸磧C期でも古い様相を示す。

住居址は長軸5.5mの楕円形を呈するが、重複関係にあり不明な部分が大半を占める。西遺跡・北遺跡でも諸磧期の住居址が各一軒調査されている。西遺跡の例は調査区の西端に位置する3号住居址がそれである。一の沢6号より西に200m以上の隔たりをもつが、西3号寄りの中間部に若干の該期の土壙が存在する。西3号は台形状のプランで長軸4.7m、中央に地床炉が確認されている。竹管による沈線文・縩文が地文となる土器片が僅かに残るにすぎず、諸磧b～c式の時期とされている。北遺跡2号住居址は、一の沢6号と西3号の中間で、やや北に寄る位置である。長軸5.2mの円形のプランで中央部に2ヶ所地床炉が確認されている。遺物は豊富で、諸磧b式の新段階の土器が主体で、一括資料として標識的なものであるという。また、すぐ南側にも同期の住居址が確認されているが、削平が著しく内容が不明な点がおしまれる。

この様に一の沢遺跡群では、前期の諸磧b～c期に3～4軒の住居址と土壙の存在が認められ、西遺跡・北遺跡は中間部に土壙群が位置し、共に諸磧b期であることからすれば、該期の集落の一端を示す可能性もある。一方、一の沢遺跡は中間部に土壙は存在せず、地形的にも谷状の窪地を挟み、時期も諸磧c期に属することから分離される。しかし、諸磧b式の新段階と諸磧c式の古段階と土器型式的に近似した時期にあり関連する可能性もある。

一の沢遺跡群の該期の住居址は、いずれも長径5mを越える規模を有する。一方、小黒坂南遺跡群の寺平遺跡では、該期の住居址が5軒検出されている。2～3軒が南北方向に連続する2群に分離されるが、4軒が諸磧c期で残る1軒が十三善台式で、一の沢遺跡群に近い。しか

し、住居址の規模は径4mを越える小型の例と、最大は6mを越える大型の住居址が隣接し、いずれも同一土器型式に属することから、大小の住居址を組合せた単位の存在を窺わせる。一の沢遺跡群では東西方向に長く調査区域が設定され、南北方向は幅10m前後と制限されたため寺平遺跡の様な南北に連続する住居址群の検出は望めないが、北遺跡の2軒の連続は、本遺跡群の該期の住居群の配置を示すものであろう。

寺平遺跡も含め一の沢遺跡群の住居址のプランは不整円形・多角状が多く、一の沢6号の様な長円形のプランは土器型式にも見られるように新しい様相を示すものであろう。

盆地北部八ヶ岳南麓の天神遺跡では諸磯b期40軒・c期7軒が環状に検出され、盆地東部の駅迦堂遺跡群では、諸磯a期3軒・b期5軒の住居址が調査された。今回の調査を含めた本地域の住居址例を加え資料が増加したが絶対数が少なく、一地域で複数の遺跡の内容が判明した本地域の遺跡群の意義は大きいものであろう。

摘要中期

井戸尻期末葉

1号住居址の土器群のセットは井戸尻Ⅲ式に属する資料で、同時期に属するものの中で西遺跡4号・北遺跡4号の土器群は内容が近似し、同一時期の所産と考えられる。

1号のセットは井戸尻期と次の曾利期の二様相を示す井戸尻末葉の例である。

区画内の抽象文類似の文様は抽象文最終末に位置する資料で、藤内期より井戸尻期まで続く長い文様構成であるが、1号の例では区画を構成する隆帯文が、下部では、粘土の量が僅かであったり、施文方法が一定化せず、ついには沈線を施すことにより区画を意識した程度になるなど、隆帯文の面影を残すにすぎない状況が認められる。一方、褶曲文も一部の土器の口縁部を飾るが、文様の特質から施文される土器の器形は限定される。

区画文系の土器と褶曲文系の土器は1号住居址内では、出土位置が明瞭に分離し、前者は住居址の南寄りに重なる様に検出され、区画文は施文されないが、同様の筒状の器形の土器が1個体伴っている。一方、褶曲文は住居址の北側で重なることはないが、一ヶ所に集中して3個体が検出される。いずれも容量の差は著しいが、文様構成・器形は同じである。この区画文系と褶曲文系の土器群の両者に挟まれるかの様に、多くの土器片が検出されている。

西遺跡・北遺跡では把手付の深鉢が主体を占めたが、一の沢1号のセットの中では一例しか認められない。

1号住居址は埋甕炉を有する多角形状のプランで長軸6.1mの規模を有し、西遺跡・北遺跡の該期の住居址中でも最大級のものである。本址や西1号・西4号・西5号は長軸6m前後で、他は5m前後の二つにグルーピングできる。炉址は存在が判明するものは小型の石囲炉か石囲埋甕炉で、一の沢1号の様な埋甕炉は他に例はない。西遺跡では入口部が残る住居址で、平石の存在が顕著となるが、北遺跡や本遺跡には類例はなく、西遺跡でも他の時期には認められない特徴的なものである。

曾利I式期

5号住居の土器は渦巻文による大型把手付土器・大型深鉢形土器が認められ、曾利I式の典型的な資料である。図示できる土器は住居址の中央部に集中し、器台を含み特殊な土器が多い。特に大型土器の破片が一面に敷き詰められた様に広がる。その中に渦巻把手・器台の破片が混入する状況が見られ、これらの破片は50cm以上隔たって接合した。このことは、大型土器の内部に把手付土器や把手部を納める土壤は曾利I期には安道寺遺跡を初めとして類例が増加しており、井戸尻期でも土壤内では把手類は特殊な位置を占めるものが多く、本址の例も一般的な廐棄とは異なる可能性もある。

井戸尻III期の1号と5号の中間に位置するのが、7号の土器群である。区画文は下半部の隆帯文が消失し、内部は連弧文が認められるようになる。褶曲文は破片であるが量は多くなり、新しい様相を示すが、渦巻文からの垂下する文様構成が新旧両者の特徴を示す土器に共通して認められる。この文様構成は一の沢遺跡周辺では類例が多く、一種のモチーフとして井戸尻期終末を主に盛行した様である。7号の土器の様相は1号に近く、区画文も残るが5号では完全に消滅する。

住居址は5号・7号とも石囲炉がその痕跡を残し、いずれも小型で北に寄って設置されている。西7号も同様に炉址は北寄りであるが、石囲埋壠炉で前時期の井戸尻III期の伝統を受け継ぐかのようである。7号と西7号は長軸5.8mの大型例で、5号は井戸尻III期の大小のグループの中間の長軸5.4mの規模となる。

曾利II式期

3号・4号・9号・10号・11号と5軒が曾利II期に属し、住居址数では本遺跡の中心的な位置を占める。5軒すべてが一ヶ所に集中し、3号と4号・10号と11号に重複関係が認められ、前者は4号が3号を切り、後者は曾利IV期の8号が途中に入るため、直接の新旧が判明せず、いずれも8号の存在により旧状をとどめない。

重複からも新旧二時期には分離できそうであるが、土器の量が少なく遺物から判断することは困難である。全容の判明する4号も図化できるものは4点でいずれも深鉢の上半部で器種が偏在する。9号も重複は認められないが部分的な調査となつたこともあり、深鉢胴部と胴部破片の2点しかない。11号は残存部が僅かであり、深鉢の上半部と吊手形土器が認められる。

曾利II期の出土品全部を集めても1セットには不足するようで、該期の全容は明らかにし得ない。4号・9号は曾利I式に近い内容を示し、4号のNo.35は地文の条線が細かく浅く、括れ部の隆帯文の存在から曾利II式の範疇に属する。No.37は重弧文土器で括れ部の連続渦巻把手文が一周するのが特徴で、盆地内では稀である。重弧文土器ではないが、括れ部に連続渦巻把手文が巡る例は大泉村天神遺跡に見られる程度である。一方、No.38は口縁が波状で貼付文が簡略化され、武川村の真原遺跡等の曾利II式の典型的なものに近い。9号も曾利I式に近い土器が認められ、No.45は曲線に波状の粘土紐を貼付ける文様で胴部を一周させる。この文様構成は曾利I式期に見られる深鉢土器の懸垂文の頭部に認められたものに近似する。

住居址の規模は6m近くの大型例は認められず、5.5m前後に集中する。炉址が明らかな3軒は、いずれも石囲炉で4号・10号は大型化し、特に10号の炉址は板状の石材を組合せた例で、

これまでに見られなかったものである。

曾利III式期

2号住居址1軒であるが、図化した22個体をはじめ大量の土器が検出された。量的にも通常の住居址とは異なるが、本址より検出された土器群は盆地南部を代表する曾利III式の資料となる。

口縁に渦巻区画文を有する一群の土器には、No.25の様な曾利系の地元の土器と、No.30に代表される加曾利E式の関東系の土器の併存が認められる。重弧文土器は曾利系の一群で、No.12は重弧文の粘土が薄くなり簡略化されている。大型深鉢ではNo.29が「X」字状把手と列点文で曾利III式の典型とされるもので、X字状把手の痕跡の残る例も認められ、土壤等に使用されることが多い土器である。その他ではNo.17・19・31は関東系の連弧文が施文される例で、盆地内では東端部に多く、安道寺遺跡・釈迦堂遺跡・北堀遺跡に例がある。No.15・16・18は地元の土器で、No.18は胴部を条線で埋め、懸垂文に刻み目を有し曾利III式では古相である。また、No.20～22は伊那谷の歟手文の影響を感じさせる。20は有孔鈎付土器の退化したもので、孔は鈎に垂直にあけられる。

住居址は長軸6.5mで、本地域では最大の規模で、住居内の土壤の存在等特殊な用途が考えられる。

曾利IV式期

8号住居址2軒であるが土器は純粋な渦巻文で、曾利V式とは明瞭に分離される資料である。曾利IV式土器は盆地南部では例が少ない。

逆「ハ」字状文が伴わない土器群である。施文方法は口縁を隆線の渦巻きで区画するもの。口縁から隆線の渦巻きが懸垂するもの。口縁の渦巻きが沈線で区画されるもの。胴部に隆線の渦巻文を有するものに四大別され、曾利III期の伝統を引き継いでいる。いずれも口縁から胴部にかけての文様が一体化したシンプルな文様構成が特徴であり、No.547は口唇部から渦巻きによる区画文で、懸垂区画文の祖形をなすものである。

曾利IV期は、釈迦堂遺跡・北堀遺跡・盆地北西部の柳坪遺跡で検出例がある。

縄文後期

遺構に伴うものではないが、中期末葉～後期中葉にかけての土器片がB区で集中して検出された。

中期末～後期初頭にかけての資料の中には胎土が明らかに異なる例が含まれ、非在地系の土器の存在が確認できる。これらは東海系の土器と考えられ、愛知県知多郡林ノ峰遺跡の出土品に近いもので、遠方より搬入されたものであろう。

西遺跡では柄鏡型敷石住居址1軒が検出されているが、本遺跡のB区より300m隔てた位置で関連は薄いようである。

第2節 縄文時代集落の変遷

一の沢遺跡の調査では幅10m、長さ50mの範囲内で11軒の住居址が検出されている。時期別に記せば

諸磯C期	6号
井戸尻III期	1号
曾利I期	5号・7号
曾利II期	3号・4号・9号・10号・11号
曾利III期	2号
曾利IV期	8号

に時期区分され、曾利I・II期を除けば各時期に一軒しか存在しない。曾利I期の7号の土器は井戸尻III期の1号に近いもので、両者の中間に位置づけることも可能である。曾利II期では10号・11号・と3号・4号の重複が見られ同時に存在できる最大数は2軒となる。

調査区域の幅の狭さに拘ることもあるが、遺跡全体の地形が北に張り出した平坦面に、調査区域が東西方向をとることに起因するところが大きいものであろう。各時期とも単独ないしは2軒程度の住居址が断続した結果にすぎないが、全体の住居址群の方向は北西—南東方向に流れが認められ、東側は狐川の谷に続くことから、環状の集落の一部であるとすれば、その北端部から東側に相当する部分であろう。

本遺跡に続く西遺跡も含めれば、東西方向は400m弱にも及ぶ。また北遺跡では北西方向に調査区が連続し、総合すれば一の沢遺跡群の集落の概容は把握できるであろう。

西遺跡と本遺跡は調査年次の相違による便宜上の区分で、遺跡の境界は村道の西側で、北遺跡が西遺跡に接合する地点の中間部の谷状の窪地と考えられる。

前期 諸磯b～c期

6号住居址が諸磯c期に属するが、西遺跡3号、北遺跡2号・5号は諸磯b期と若干時間が存在した。西遺跡・北遺跡では西3号と北2号・5号の中間に該期土壤が点在し、両者は北東—南西方向に100~120m隔たる。一の沢遺跡群の南側の一段上位の段丘上の寺平遺跡では、尾根状の平坦面に沿って南→北に連続する住居址の配置が認められており、北遺跡の2号・5号の状況も傾斜に沿って連続している。しかし、八ヶ岳南麓の天神遺跡では環状の集落構成が認められ、一の沢遺跡群でも、北遺跡と西遺跡の住居址の中間部の土壤の存在、さらには地形の広がりを考えれば環状の集落の一部と考えることも可能である。

一の沢6号は時期的にも、地形的にも北・西遺跡の住居群と分離され、別個の集落の一部と考えられる。遺跡が尾根状の高まりを主とし、6号はその西側に位置し、周辺に土壤の存在も確認できないことからすれば、寺平遺跡に近い集落構成をなす可能性もある。この様に諸磯期は、一の沢遺跡群内では西と東の二ヶ所に集落の存在が想定された。西は諸磯b期で大型の環状集落が存在したとすれば、諸磯c期の住居址は現状では検出されないが、諸磯c期に連続した可能性は高い。とすれば東に一部が分散して併存していくことになる。ただ、その場合両者の距離が100m前後と近すぎることから、西が諸磯b期範囲内で廃絶し、東に移動したとな

れば、その規模の縮少は著しいものとなろう。

中期前半

藤内期の住居址は一の沢遺跡では認められない。西遺跡の11号住居址が一の沢遺跡群の調査区域では唯一の例である。この住居址の西側に数基の該期の土壙が検出されるが、東側や北遺跡方向へは広がらない。諸古墳b～c期に続く中期初頭と藤内期に続く井戸尻I～II期には遺構は確認されず、西11号は時期的にも孤立した存在である。

中期中葉

井戸尻期のI～II式では遺構が検出されず、III期は一の沢遺跡では1軒であるが、西遺跡では6軒、北遺跡でも1軒の住居址が検出され、本地域の調査区内では最大となる。中期は藤内期の一時期に僅かに存在するが、空白部分が多く、井戸尻III期の集落の内容の充実ぶりからも突如出現したという感はいなめない。

西遺跡の東端の西10号・西12号は、一の沢1号と対になる住居址であり、両者の間は70m前後である。西10号・西12号は古墳で切られ、さらに道路、別の古墳と続くため中間部に土壙の存在が認められない。逆に西遺跡側で西10号・西12号の西方の土壙群中に、該期の土壙が若干含まれる。

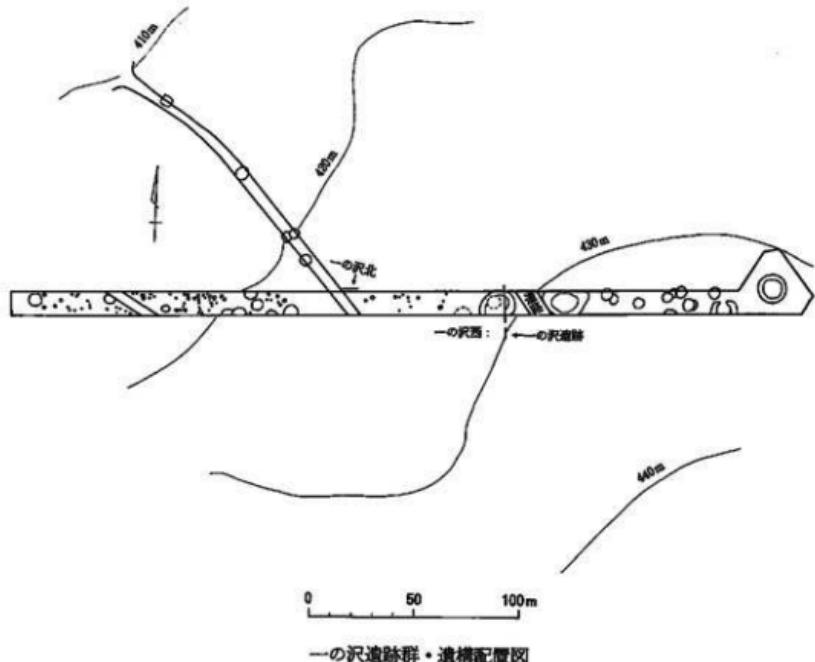
西遺跡の西寄りの住居址群は、多数の土壙を挟んで住居址が集中し、西端の住居址は50m前後隔たっている。この東側は4軒が近接し、同時に併存することは困難なほど密集するが重複は認められない。また、この住居址の集中区の北に50m前後で北遺跡の北4号が位置し、同一の集落を構成するものと思われる。この西側の集落は径100m弱の環状が広がる可能性が高く、西遺跡の調査区が集落の南端に近い位置となろう。この部分は土壙の集中が著しく、住居址の内側10～15m離れて密集する。集落内の全域に調査区と同様に多数の土壙が連続するものとは考えられず、特殊な区域を形成したものであろう。

東側の一の沢遺跡の集落内部は、後続する遺構の存在が障害となるが、土壙は皆無であることから、西10号・西12号の西側の土壙が集落に付属するものであるとすれば、環状の住居址群の外部に土壙群が存在したことになり、東・西の集落で様相を異にする。この東・西の両集落は谷状部を隔てて100mしか離れておらず、両者の併存の可能性には問題が残るが、一の沢1号の土器と西4号・北4号の土器の内容が極めて近似し同時性が強いことからすれば、二つの集落が併存した可能性が高い。

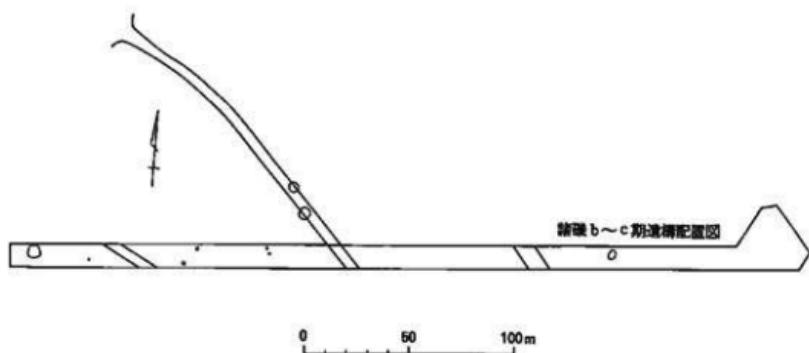
井戸尻III期は部分的な調査であるが、本地域の集落の最盛期であり、一部は集落構造を窺う手掛りを見せるが、前時期との脈絡は認められない。

中期後葉

曾利I期は一の沢遺跡では5号・7号の2軒で、西遺跡は西7号の一軒で、両方を合せても3軒にすぎず、前時期の井戸尻III期より半減する。さらに5号と7号は土器の内容に差が大きく、7号は井戸尻III期に近い様相を示し独立する可能性がある。ただ、西遺跡では該期の土壙

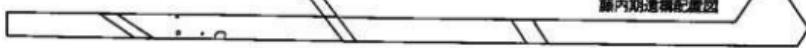


—の沢遺跡群・遺構配置図



集落変遷図（その1）

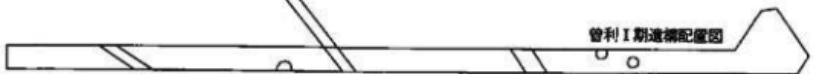
藤内期遺構配置図



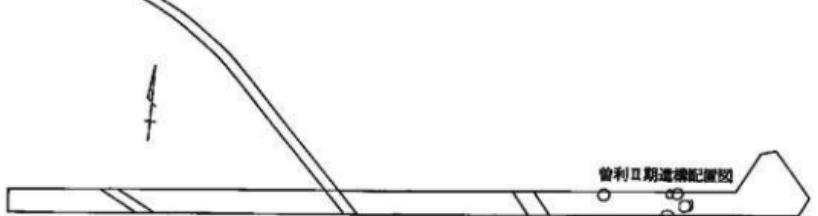
井戸武期遺構配置図



曾利Ⅰ期遺構配置図

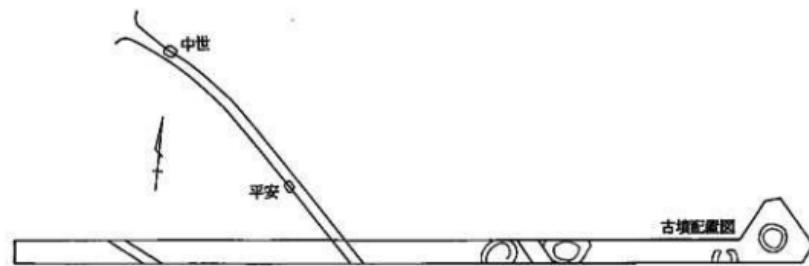
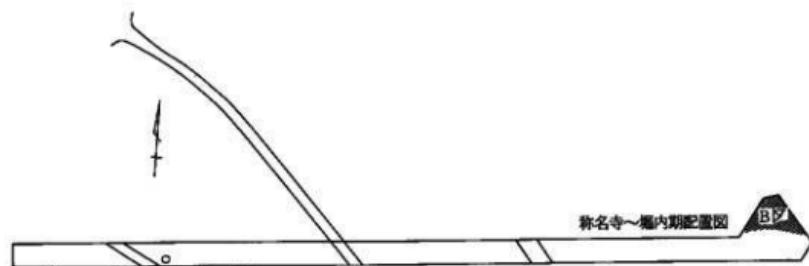
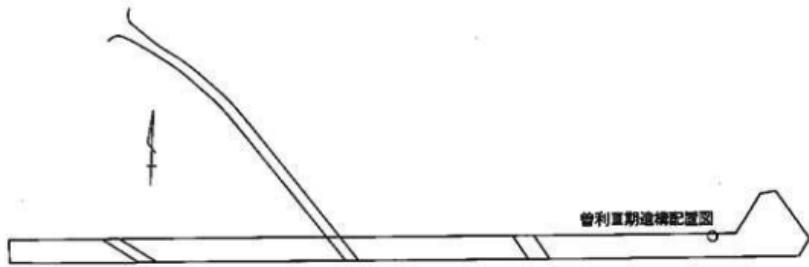


曾利Ⅱ期遺構配置図



0 50 100m

集落変遷図（その2）



0 50 100m

集落変遷図（その3）

が点在し集落の存在を予想させるが、北遺跡の調査区には及ばず、井戸尻Ⅲ期との差が著しい。しかし、東西両地域に住居址群の存在が確認できる点は、前時期を引き継いでおり、この様な状況は曾利Ⅱ期以降には認められない。

曾利Ⅱ期は一の沢遺跡では5軒が検出されている。一の沢遺跡の調査区でも東寄りの地域に集中し、西遺跡・北遺跡では該期の住居址・土壌は確認されない。

本遺跡では3号・4号と10号・11号に重複が認められ、9号も至近距離に位置する。これらの住居址の集中する範囲は井戸尻Ⅲ期の西遺跡の住居址の集中区域よりも狭いため、当然二時期以上に細分され、同時に併存するのは2軒程度ということになり、曾利Ⅱ期の集落は連続性が高いが規模は小さいものであろう。

この様な曾利Ⅱ期の状況はⅢ・Ⅳ期にも引き継がれ、本遺跡で各期とも1軒にすぎず、曾利Ⅲ期の2号も曾利Ⅳ期の8号も、本遺跡の調査区では東端部に位置する。

後期

西遺跡に1軒の住居址が検出されるが、柄鏡型敷石住居址と特殊な例で、一の沢遺跡はB区の土器片の散布地と限定される。両者は300m近く隔たり関連は薄い。中間地域にも若干の土壙が存在するにすぎない。

縄文期以降

後期古墳が一の沢遺跡で4基検出されるが、該期の住居址は西遺跡・北遺跡を含めても確認されない。北遺跡では平安時代・中世の住居址が各一軒検出されるにすぎない。

以上のように一の沢遺跡群の集落の変遷は、縄文前期末から後期前半に及ぶ。前期～中期前半は諸磯Ⅰ～Ⅲ期と藤内期に限られ、連続して集落が営まれない。しかし、諸磯Ⅳ期は大型の集落が存在した可能性も求められるが、他は小規模なものであろう。

中期中葉の井戸尻Ⅲ期に突如盛期を迎え、二つの集落の併存の可能性も考えられる。しかし、それ以後は、再び規模は縮少傾向にあるが、曾利Ⅰ・Ⅱ期は細分されるため連続性が高く、曾利Ⅲ～Ⅳまで継続する。この中期中葉よりの連続性は中期末で一端途切れるが、後期の一時期復活する。それ以降に集落は営まれず、古墳時代を迎えて墓域に移行する。

集落の中心は前期～中期中葉までは西側に存在するが、中期後半は東側に移動し、西側では集落自体の存在も可能性が低くなる。この様に集落の位置にも変化が認められる。

第3節 縄文時代土壙について

一の沢遺跡では土壙が極端に少ないことが特徴である。連続する西遺跡では113基の土壙が検出される。北遺跡では2基にすぎないが、これは調査区域の幅や位置的なものもあり、本遺跡と同列に扱えるものではない。本遺跡では西遺跡に多数認められた土壙は皆無で、僅かに3号墳の周溝付近に部分的に残った例と2号住居址内から検出された2例であり、他の遺構との

重複がない土壙は認められなかった。

2号住居址は22個体の土器が図化され、その中には地元の曾利系の土器の他に関東系・伊那谷の影響下にある例が混在し特異な状況にあった。住居址の規模も長軸6.5mと最大であり、さらに内部に土壙を伴った訳である。

この2号住居址内土壙については、県内の土壙を集成した際に、土壙の機能を考える上で重要な役割を果たす例である点についてふれた。その段階では縄文中期前半が主となったため、現在中期後半の資料の集成作業中であり、後日報告する予定であるが、ここでは資料の豊富な西遺跡とともに2号住居址内土壙を中心に考えてみたい。

土壙は2号住居址の炉址の東側に1m弱の位置で検出され、炉址は石材が完存する。土壙と炉址の主軸が一致せず、土壙のすぐ北に柱穴の存在が認められ特異な状況であった。100×60cmの隅丸長方形を呈する土壙で、南側で幾分狭まり幅50cmとなり、底面は全体が湾曲し内部は梢円形をなす。中央部に土器の小破片が点在し、北側の広い方の端部には大型土器片が外面を下に敷かれた状態で検出され、反対側の端部は人頭大の石材が2個置かれていた。土壙の底面は住居址の床面より10cmに満たない掘り込みしかなく、住居址廃絶後に堅穴内部がある程度埋まっていた段階で掘られたことは明らかである。また、土壙の上部にあたる炉址周辺では、曾利II～III期に多く認められる一括廃棄とされる平面状の土器片の密集が認められている。この土壙上部の土器片と、土壙底面に敷かれた土器片が接合し、一個体となることが確認された。この土器の底部が完全に欠損し、口縁部の1/5と胴部に部分的に欠損部が認められ、胴部片の一部が土壙床面に、他は土壙上部の土器群とに別れていた。これは上部の一括廃棄現象と土壙の同時性を強く示すものに他ならない。

他の土壙上部の土器群は20個体を越えるが、完形品は無文の浅鉢一点のみで、それ以外は口縁部・底部のいずれか、もしくは両方が欠損するもので、大型破片状に土壙上部に敷かれた様な状況が認められる。

以上から本土壙の成立過程を復元すれば、

- ①住居の埋没が進行した段階で土壙を掘る。
- ②土器の破片を土壙床面の一端に敷き、他端に石材を置く。
- ③土壙上部を多量の土器を破片状にして被う。

という作業が考えられる。当然、①の前には土壙を掘る要因が発生している訳であり、土壙床面と上部の土器群との空間は、要因となった物が納められる行為を想定することができる。それは、上部の土器片で密閉された隔離性を有することから埋葬の可能性が高いものである。

ここでは、同じく曾利III期の大泉村山崎遺跡例からも、2号住居址内土壙を埋葬施設という前提で、一の沢遺跡群の土壙についてふれてみたい。

本土壙の場合、調査中は住居址に付属する土壙と考えていたため、特別な調査方法を実施せず、整理作業の段階で特殊性に気づいた。もし住居址の床面まで土壙の掘り込みが到達していなければ、住居内の堆積土内で土壙のプランの検出は困難であるため、恐らく土壙の存在は確

認出来なかつたであらう。その場合は土壤内の遺物は一括廃棄として同一に扱われたことになり、たまたま上部の土器が多量であったため、平面的な押えが徹底したこと、土壤の底面が住居の床面に達したことなど偶然が重なった結果検出できたものである。逆に上記の様な状況がなければ廃絶された住居址内の土壤は検出しにくく、住居址内の一括廃棄とされた土器群の中には本土壤の様な二次的な土壤に伴なうものや、土壤の存在はなくとも、本土壤形成の要因と推定した埋葬等に関連する施設であった可能性も考えてみる必要があらう。

本遺跡では5号住居址の炉址の周辺部の土器片の密集部は、径1m前後で大型破片が面的な広がりを見せる。床面に土壤の掘り込みは認められないが、土器群の周辺部に石材が点在し、2号住居址内土壤に近いものであらう。本例の場合は曾利I期に属し、器台や渦巻把手付土器が、大型深鉢の多量の破片の中に混在した。特に渦巻把手付土器は把手部と胴部が別個の場所から出土し、把手部は石材で挟まれ、上部には別個体の土器片が置かれ特別の扱いを受けたことが窺える。

把手部が特殊な扱いを受ける土壤の代表例の一つは西56号土壤である。この西56号土壤は井戸尻Ⅲ期の土器が、土壤の底面より10cm上位から開口部まで石材とともに充填されたもので、土器群の上面のレベルに合せて20~30cmの石材を巡らせ、石材を欠く部分では石材と同大の筒状の土器で埋められる。長軸1.1mの長円形のプランで深さは60cmの規模であるが、その中に4個体に復元された土器が存在し、2個体は幅だけで60cmを越える大型品で、破片の状態でなければ土壤内に納まらない。

西遺跡の井戸尻期の土壤群には他にも特徴的なものが多く、同時期の土壤のプラン内に重複する西37号・西65号、石材は少ないが大型の石材を蓋状に土壤中央部に配した西42号、横位に埋設された土器の口縁部の下に石材を枕状に置いて傾斜させた西37号・西48号では有孔鍔付土器が大型土壤の隅に存在し、広い空白部が認められている。

土壤に付属する石材には、土壤の開口部に位置する偏平な石材や大型の石材は、土壤に対して蓋状の位置・形態をなす例が多い。西42号は大型の石材を用いるが、土壤も大型であるため石材で開口部を完全に塞ぐことはできない。西76号も同様の例である。

土壤内部で石材を組み合せて造構状に配置されたものとして西65号があげられる。この土壤は重複した土壤が埋没後に掘られていたらしく、壁面が判明しない部分も多い。把手付の土器の上半部が正位で位置し、その上部に40cm近い細長い石材を2個直角に配し石團炉状にしたものである。

土壤内で検出される土器の中には、完形もしくは形状が復元できるほど破片が存在するにしかかわらず、土器片が面的に広がっているものがある。土器の外面を上部または下部に揃えて置かれたり、土壤上位では外面を上部に下位では外面を下部に向ける場合が多く認められる。西93号は後者の例である。

土器と石材の併存する例は先述の西56号で、胴下半部の欠損した2個体の土器を横位と正位に配し、底部片や他の土器片でこれを覆っている。主体部上に横長の石材を乗せ、さらに周囲に石材を配して囲い、途中の一石分が小型土器と置き換えられている。

石材は認められないが安道寺遺跡では、完形土器を横位に埋設し、この土器を囲む様に把手部を配置し、上部には他の完形土器で覆うように乗せ、最後に底部破片を被せたものである。上部を覆った完形土器は破壊を前提としなければ土壌内に配置できない大型品で把手が付くが、内部を囲んだ一個体分4個の把手と同型式で、土壌内部には合計8個の把手が存在した。

一の沢遺跡群の土壌を主に関連するものにも若干ふれてきたが、盆地全域を集成すればさらに多くの類型が考えられるが、土壌の性格を示す特徴的な例の大部分は本地域の調査例の中に認められた。土壌の用途を推定する有力な資料となるのは、土器・石材の併用例を代表する複合した施設を持つ土壌である。しかし、土壌内は腐敗しない土器・石材に限られ、埋葬であったとしても遺骸そのものも残らない酸性土壌の地域である。当然、他の有機物も残らない訳であり、埋葬施設と考えた石材・土器はその一部にすぎないため、石材や土器の果たした機能が他の物に置き換えられる場合も想定できる。そこで、より多くの類型を導き出しておくことが重要となる。

土壌内部は狭い密閉された空間となることが多く、検出された遺物の同時性も把握しやすい。さらに、土壌内部で行われた行為の復元もある程度可能である。一方、一の沢2号住居址例の様な土壌の場合は土壌そのものの存在の確認が困難となり、閉塞性も調査では充分追求できない。しかし、住居址との関連・一括廃棄土器との関係等の単独土壌では対処できない多くの問題点を解決する緒を開くものであり、類例の増加を期待するとともに、既報の資料の再検討を進めていきたい。

第4節 古墳時代

一の沢遺跡の調査では4基の古墳が検出されている。西遺跡では1基、北遺跡では確認されていない。西遺跡の例は調査区の東端部の本遺跡と連接する位置にあたり、本遺跡西端部に僅かに周溝の残る4号墳の西側に相当し同一の古墳であった。そのため一の沢遺跡群の調査区域内では4基の古墳が存在したことになり、いずれも東側の100m前後の区域に集中し、西側の200mの区域や北東側100m前後続く調査区では古墳が存在せず、古墳の築造された地域は限られた様である。

古墳の占地は標高430mを中心とし、東端部の1号墳と近接する2号墳は標高434mで、西側の3号墳と4号墳は標高432m～430mと差があり、西端の4号墳の西側は急に低くなり谷状の窪地に続いている。さらに西方の西遺跡の中心部は標高420mと差が大きく、北遺跡の北東端は標高410mとさらに下る。

1号墳の北側は狐川の流れる谷が北西方向に続くため平坦部は狭ばまり、2号墳付近が尾根状の頂部となり北西に伸びている。しかし、西側は北西方向に広がらず、平坦部は台形状を呈し、調査より北側の低い地域では多くの古墳が存在する余地はなさそうである。

また、南側の高所は1号墳の南側で狐川が再び西寄りに流れを変えるため若干狭くなるが標高440m付近までは傾斜の一様な平坦面が続いている。その南方部は標高450m前後まで緩斜面であるが、谷がさらに西に寄り、西側は背後の山より続く斜面が迫り、平坦面は僅かとなり大

黒坂の集落の北端に至る。

この様に本遺跡の調査区は、狐川西岸の台地上の最大幅を測る部分に当たり、検出された4基の古墳は墓域の北端に近い位置である。しかし、南側は平坦面が縮少し古墳の立地条件が悪化することから、古墳が存在しても多くは望めないであろう。

4基の古墳はいずれも周溝部が主に検出されたもので、調査開始前は地表に墳丘の存在はまったく認められず、全城が平坦に耕地として利用されていた。墳丘部は大部分が削平されていたが、4号墳の西邊跡の調査では基底部に近い部分の版築が一部に残っていた。周溝内は多量の石材が残り、墳丘部の葺石の存在を窺わせる。1～3号墳も周溝内に石材が認められるが、墳丘部は残らず一部は周溝上部まで削平が及んでいる。

周溝は浅く、30～60cmが残り、古墳の内側の壁面が急傾斜をなす例が多く、外側の壁は底面より緩く連続し不明瞭となることから、本来深い周溝は存在せず墳端を区画する程度にすぎないものであろう。4基とも墳丘径20m前後の円墳で規模の差が若干認められる。

主体部は1・3号墳ではまったく痕跡も残さないが、2号墳は調査区外の耕作土中に石材が残り、4号墳では石室の基底部や一部の裏込め石が認められ横穴式石室の存在が考えられる。

1・3号墳も残存部は2・4号墳と大差がないことから同様の横穴式石室の存在を推定してよさそうである。2号墳は周溝が北側で途切れ、西側の周溝先端部は多量の石材が認められるが、大型の石材も多いことから葺石だけでなく、石室前庭部に関連する施設に用いられたものである。しかし、他の3基は一部該当する部分が調査区外となるが、周溝は全周しブリッジ部は存在しない。1号墳では周溝の幅が狭まる部分が認められ、3・4号墳は不明であるが、いずれの周溝も墳端部の浅いもので墳丘の内外を隔離するような性格のものではないことから、開口部を設けるための障害とならず、先の横穴式石室とした推定を覆す必要はない。

開口部の方位は2号墳ではブリッジ部の北側にあたることは明確である。他も北西に下る斜面であることから、北側に開口部を求めることができる。1号墳はプランの形状から北東に、3号墳は北西・北東の周溝が広がりをみせることから中間の北に、4号墳は石室の痕跡から北東方向に開口部は求められる。北西に下る斜面に対し、北～北東に開口することになり、北東方向は狐川の流れに面する方向である。

この様に開口部は北が2基で北東が2基と同数となり、近接する1号墳と2号墳・3号墳と4号墳は開口方向が異なり内側の2基が北、外側の2基が北東ということになる。

開口部に統く墓道の存在を前提とすれば、3号墳と4号墳は墓道が開口部より主軸方向に伸びればすぐ接続する位置関係にあたり、近接することからも一単位のグループに属するものである。一方、1号墳と2号墳では墓道を接続するためには、きわめて不自然な墓道となることから、別個のグループという可能性もある。

いずれも後期の群集墳を構成する古墳の規模・内容となるが、古墳群の内容を解明するには少なすぎる。しかし、地形上は墓域の中核となる区域であることから、全体の見通しは得ることができるよう。

狐川流域は「境川村誌」によれば、古墳の分布は狐川沿いに西岸に継列をなす様にドットが

記入され、東岸では古墳の存在は認められていない。位置は大黒坂の集落と小黒坂の集落の中間部で、狐川の西岸に続く村道の西側に及んでいない。さらに小黒坂の集落の下位から小山・下小山付近まで連続し、標高300m付近まで続いている。

村誌の地名表によれば、一の沢1～4号墳の名称が見られ、分布のドットも本地域では4～5基が記入される。いずれも円墳で、墳丘・横穴式石室の破壊の記事が掲載されるが、出土品は不明である。この4基と今回の調査の4基は分布する方向が直交し、全く同一のものとは考えられないが、村誌の北寄りの一基と、今回調査したもののはずか一基は一致する可能性が高い。

本県の後期古墳の調査は近年の開発によって増加の一途をたどるが、古墳・古墳群を主体とした調査は少なく、集落の調査に付随して実施されるものが大部分である。そのため単独もしくは数基程度で、古墳群の一部の調査にとどまっている。その中では本地域の東方5km前後を流れる金川の扇状地上に位置する四ツ塚古墳群は、22基の古墳が確認され、そのうち21基が調査の対象となったため、群集墳の内容・構造を探究する資料が得られている。

金川流域は四ツ塚古墳群を始めとして、いくつかの群集墳の存在が確認されている。いずれも金川の流れに沿って、幅100～200mで1km前後続く範囲に古墳が確認され、大規模な墓域を形成する。金川の西岸を中心とするが、扇状地が大きく広がるため、金川から離れた地域にも墓域は存在する。四ツ塚古墳群は金川の西岸沿いに続く古墳群で、金川の対岸の東側でも上流寄りに金川原古墳群が四ツ塚古墳群と同規模で続いている。これらの古墳群の墓域内は、全域に古墳が均一に分布せず部分的に集中する個所が偏在する。いずれも標高330～400mで、一の沢遺跡より低い位置である。一方、さらに高い位置に立地する例は、金川の東側の京戸川扇状地に分布する千米寺古墳群で、扇頂部の標高500m付近から古墳が確認され、400m付近まで続いている。

四ツ塚古墳の調査では、墳裾を接する様な至近距離で古墳が密集する部分と、古墳が存在しない部分とに分けられる。古墳の集中部を単位としてグルーピングすれば、2～3基の小支群となり、小支群が集合して支群を形成することが明らかとなっている。

一の沢遺跡も川沿いに占地し、各古墳が近接する状況は四ツ塚古墳群に近い。一の沢例の東西の各2基はいずれも小支群程度の単位となりそうであるが、東側の2基は開口部の方向から同一支群として括ることを躊躇させる。四ツ塚古墳群では近接する古墳は開口方位が一致する例が多く、異なっても本遺跡の西側の2基の様に開口部を主軸上に延長すれば接合する例しか認められないことから、本遺跡の東側の2基は別個の小支群に属した可能性が考えられる。

北・北東に想定される墓道は、古墳の開口部に至る墓道である。地形に合せば、北～北西に向くのが自然であるが、東に寄った要因は墓域内を北東～南西に流れる狐川の存在が大きく、川のすぐ傍に主要な通路が想定される。開口部より続く墓道を合せた枝道は東に向かい、1号墳の東の谷に接した先述の通路に繋がったとすれば、谷沿いに幹道が走ったことになり、墓域と集落を繋ぐ根道も、谷沿いの幹道の延長であることから集落の位置は墓域を下った現在の小黒坂の集落付近と考えられ、狐川の刻んだ谷が深いため古墳・集落は狐川東岸には広がらない。

また、西遺跡・北遺跡では古墳・住居址も存在しないことも先の墓道の復元結果と一致している。

埋葬主体部が残らないため副葬品は皆無で、墳丘部の削平も著しいが、周溝内から須恵器・土師器の破片が検出されている。須恵器の大甕が中心となり、2号墳以外から検出されている。

3号墳は須恵器の大甕が5個体分とまとまっているが、1号墳・4号墳は僅かの量である。開口部方向の周溝内では3号墳で高坏が検出され、6世紀後半の年代から古墳の築造期を示すものである。四ツ塚古墳群では6世紀後半～7世紀前半に築造期があり、須恵器の大甕に示された祭祀行為がその後行われたもので、開口部付近に集中して検出されるのが常であった。

本遺跡の大甕の出土位置は、1号墳が周溝南～東部で、3号墳は西部に集中し、4号墳は西遺跡の調査によって検出されたもので北～西となる。この様に開口部とズレが認められることが特徴で、他の古墳群では周溝内から検出されることはない。

四ツ塚古墳群では、石室の奥壁に向って左側の前庭部に出土位置が収束し、前庭部の設置されない古墳でも羨門部の奥壁に向って左側で検出され、何らかの規制が存在したかの様である。この傾向は盆地北西部の赤坂台古墳群で認められ、共通した祭祀が実施されたことが窺える。

大甕はいずれも10～20cmの破片で検出され、破片の大きさが揃っていることから人為的に破碎されたものと想定できる。

本遺跡では1号墳・4号墳は破片の量が僅かであり、墳丘部より崩れ落ちた可能性もあるが、3号墳は5個体分が一ヶ所に敷き詰められた様な状況が認められ、四ツ塚古墳群と同様の祭祀が行われたことであろう。ただ、5個体という数は他に例がなく、四ツ塚古墳群では3個体が最大で2基を数え、2個体検出された1基を除くと他は1個体しか認められていない。

2号墳を除く4基中3基に大甕は検出され、2号墳も北部の開口部に調査が限定され、本遺跡で大甕の出土例の多い西～南は調査の対象とはなっていないため、大甕の出土の確率は高い。しかし、祭祀の痕跡が窺えるものは3号墳のみで、四ツ塚古墳の場合も大甕の出土は21基中9基と半数以下となり、支群中でも限られた小支群に集中し、その中でも検出されない古墳も存在し多様である。

四ツ塚古墳出土の大甕は、口径40cmを越え、胴部中央部径70cm前後の大型例と、口径20～30cm、胴部径40cm前後の大小二つのグループに分けられた。本遺跡3号墳の5個体はすべて先述の大型のグループに属するもので、四ツ塚古墳群では複数の大甕が検出された3基はすべて、大型と小型の両者の組合せであった。

この様に一の沢3号墳の大甕は、斉一な四ツ塚古墳群の大甕の状況と異なり、周溝内で開口部と隔たり、個体数が最大で、すべて大型品という差が認められた。

しかし、大甕そのものは本遺跡例も四ツ塚古墳群も赤坂台古墳群の例も、胎土・焼成・施文に至るまで近似しており、同一の生産地の製品である可能性が高く、静岡県の湖西市付近に生産地が求められている。

県内で大甕の出土する古墳の分布は笛吹川水系に多く、釜無川水系では現在まで確認できない。笛吹川を中心にその支流の古墳群を繋ぐように、古墳群築造後に共通した祭祀の存在が窺

えるが、一の沢遺跡では石室の前庭部が削平され他の古墳群と同一レベルで比較できないが、周溝部の大甕の様相は若干異なる部分も認められ、祭祀の様相も変化が窺えるが、具体的な内容はさらに資料の増加を待ってからにしたい。

この大甕が遠方よりの搬入品であったとすれば、盆地内へのルートが問題となろう。後期古墳時代には後の律令期の官道である御坂峠を越えるルートが有力視されている。御坂峠を下り金川沿いに北上すれば、国府・国分寺の所在した一宮町に至り、途中に四ツ塚古墳群も位置する。しかし、大甕の分布の中心が笛吹川沿いにあり、遺物の特徴からしても、峠越えの後で笛吹川の水運を利用したとするよりは、富士川を遡上し笛吹川に至るルートの方が可能性は高いであろう。

富士川一笛吹川のルートは単に大甕という大型物資の大量輸送という経済面だけでなく、その背後の共通した祭祀を含め有力な存在となろう。
(小林広和・里村晃一)

参考文献

境川村	『境川村誌』	1978	境川村誌
藤森栄一	『井戸尻』	1965	中央公論美術出版
萩原三雄	『京原』	1974	山梨県教育委員会
松村恵司	「井戸尻編年」諸問題	1975	『Circum pacific』2
小林・里村	『安道寺遺跡調査報告書』	1978	山梨県教育委員会
"	『牛奥遺跡調査報告書』	1984	山梨県教育委員会
武藤雄六	『曾利』	1978	富士見町教育委員会
村田文雄	『縄文集落』	1985	ニューサイエンス社
日本考古学協会	『縄文時代集落の変遷』	1984	昭和59年度大会資料(山梨)
長沢宏昌	『一の沢西遺跡』	1986	山梨県教育委員会
末木健・八巻与志夫	『一の沢北遺跡』	1988	山梨県教育委員会
小野正文	『釧迦堂遺跡』I	1986	山梨県教育委員会
"	『釧迦堂遺跡』II	1987	山梨県教育委員会
長沢宏昌	『釧迦堂遺跡』III	1987	山梨県教育委員会

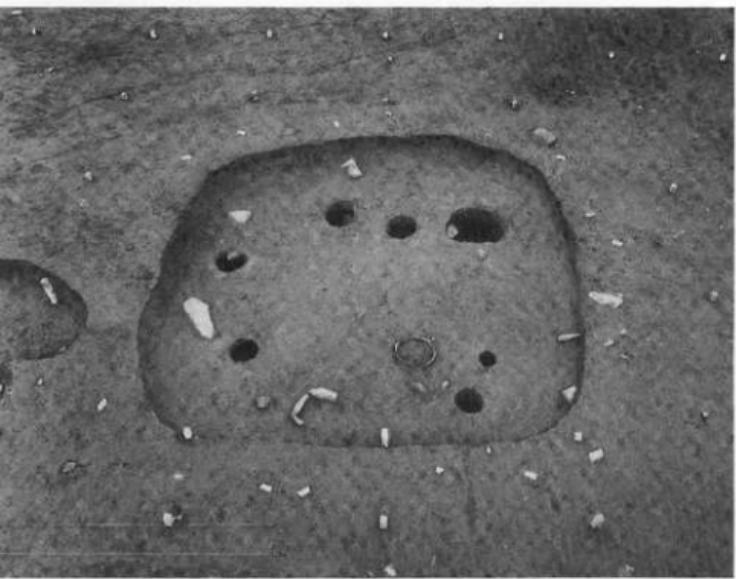
図 版



一の沢遺跡全景



手前より J-1, J-4, J-8, J-2住・2号墳



J-1 住全景



J-1 遺物出土状況



J-1住 No. 9 出土状況



No. 2 出土状況



No. 1, 6 出土状況



J - 2 住・遺物出土状況



同 上



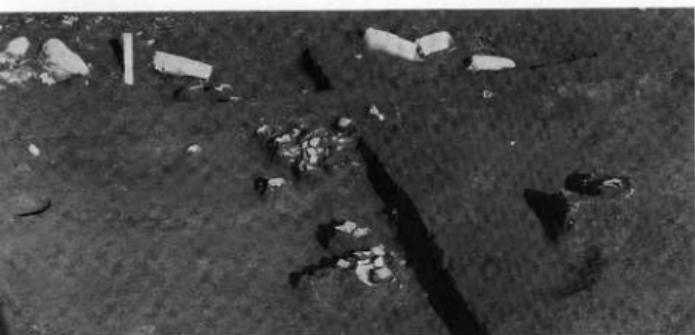
J-2住全景



J-2住と住居内土壤



土壤上面土器群



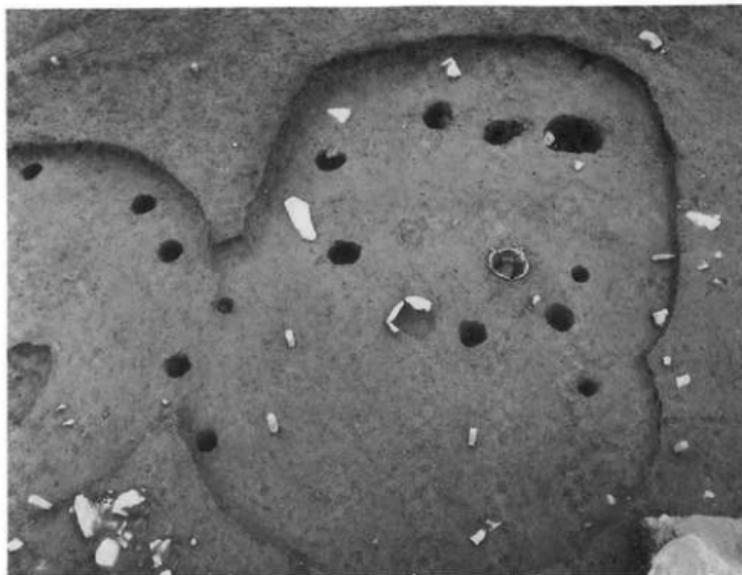
J - 4 住・遺物出土状況



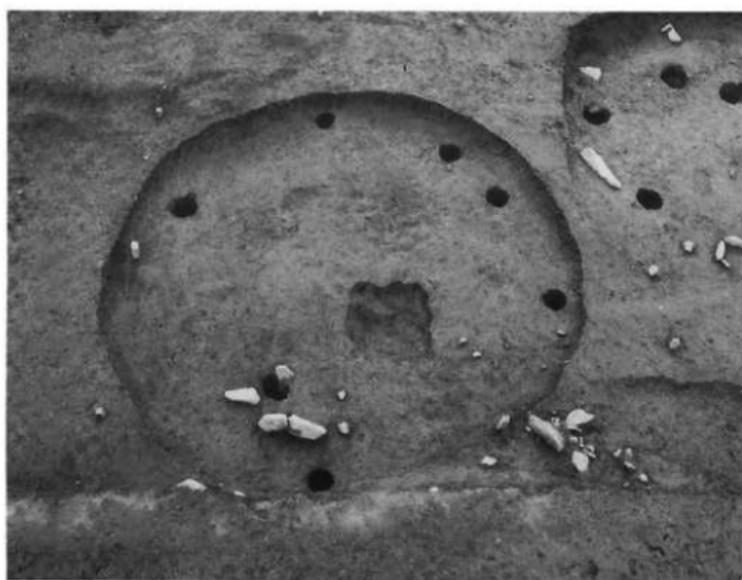
同 上



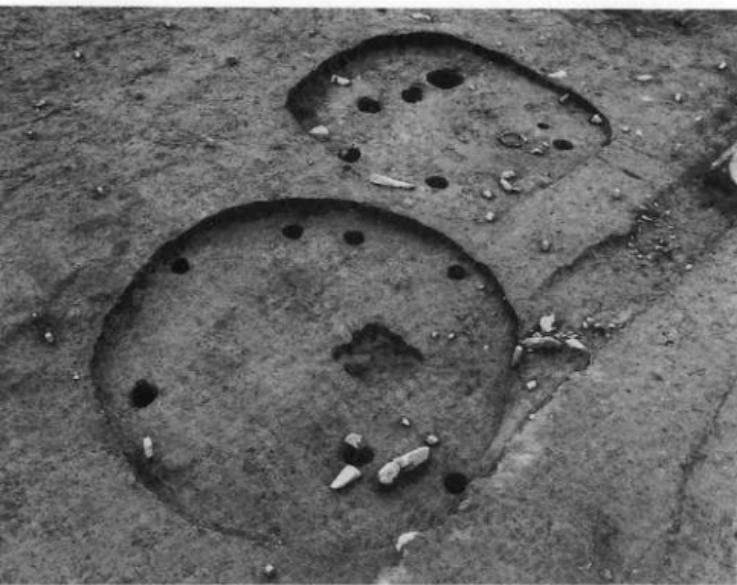
No.37, 38 出土状況



左 : J-4住 右上 : J-1住 右下 : J-3住



J-1住 • J-4住



上：J-1 住 下：J-4 全景



J-4 住と発掘区



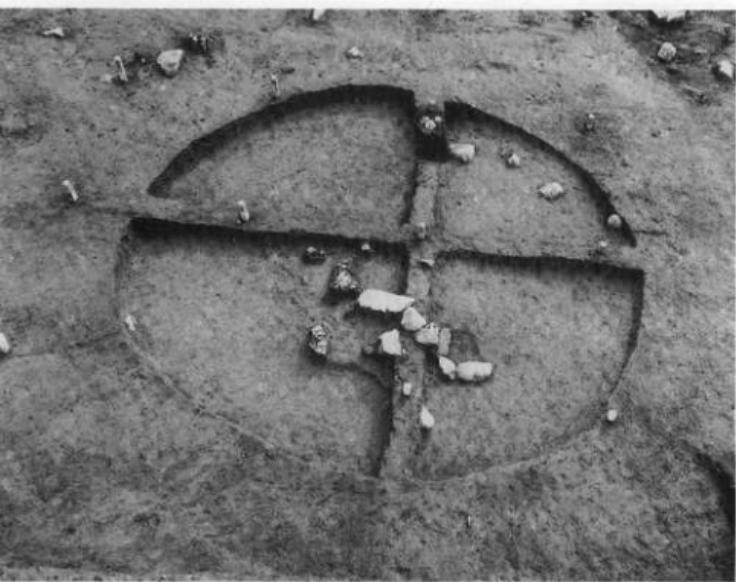
J-5 住全景



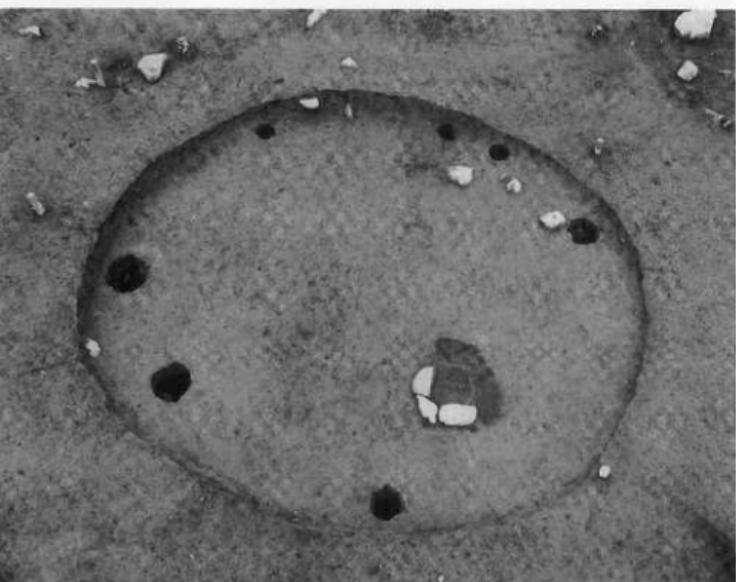
J-5 住全景



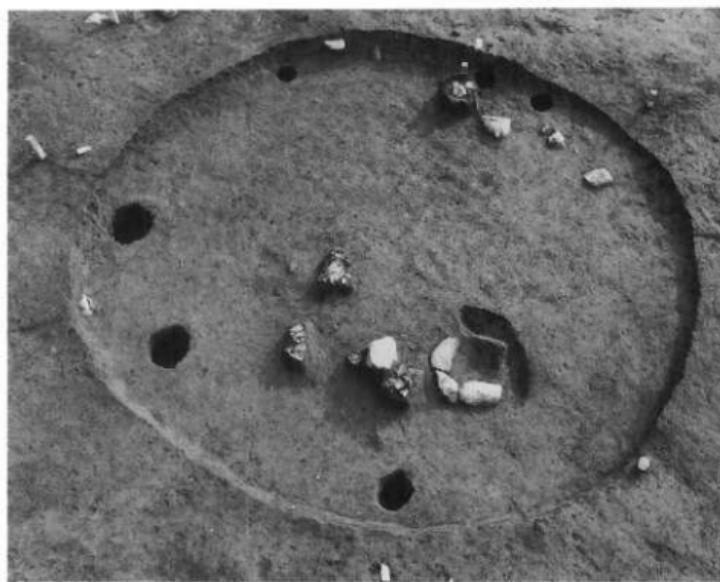
出土状況



J-7住（セクション・ベルト付）



J-7住全景



J - 7 住出土状況



No.47出土状況



No.49出土状況

圖版 12



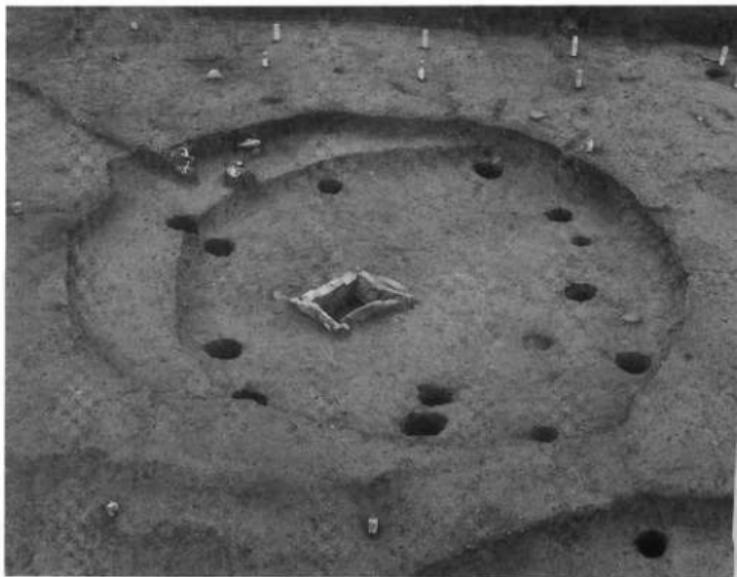
J-9住全景



J-9住 No.46出土状况



J-8住全景



J-10住全景



J-11住と出土状况



单独埋甕



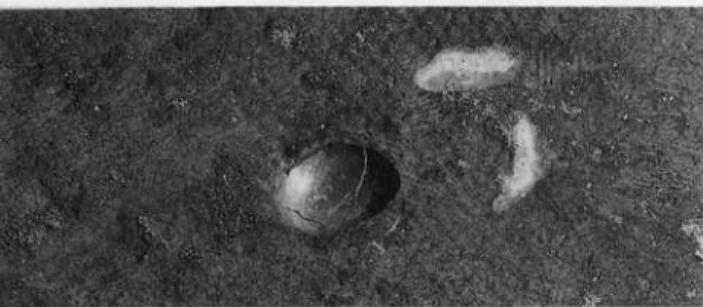
B区（後期土器出土状况）



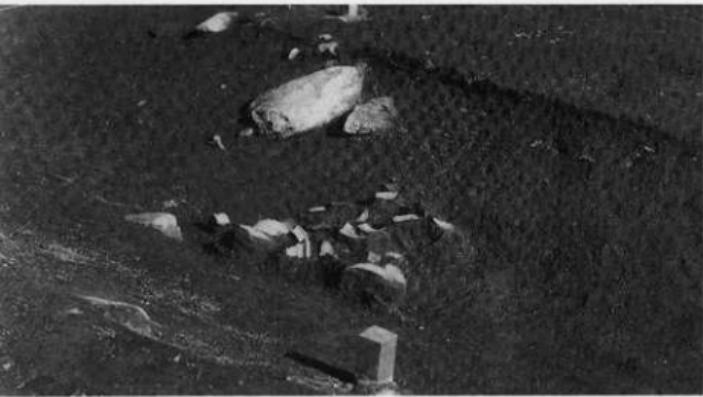
同上



1号古墳全景



周溝內出土狀況



同上



2号古墳全景



セクション（左）



セクション（右）



3号古墳全景



周溝内、須恵器出土状況



3号墳セクション



3号墳出土状況



4号古墳全景



(J-1住・出土土器)

(炉体)



(J - 1 • №.2)



(J - 1 • №.5)



(J - 7 • №.48)



(J - 7 • №.49)



(J - 7 • №.47)



(J - 8 • №.55)



(J - 9 • №.45)



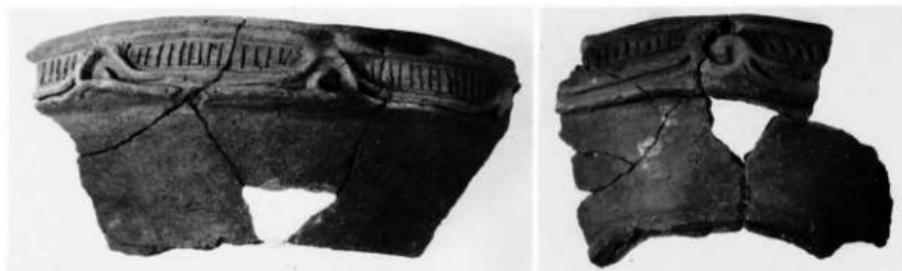
(J - 9 • №.46)



(J - 2 • №33)



(J - 2 • №34)

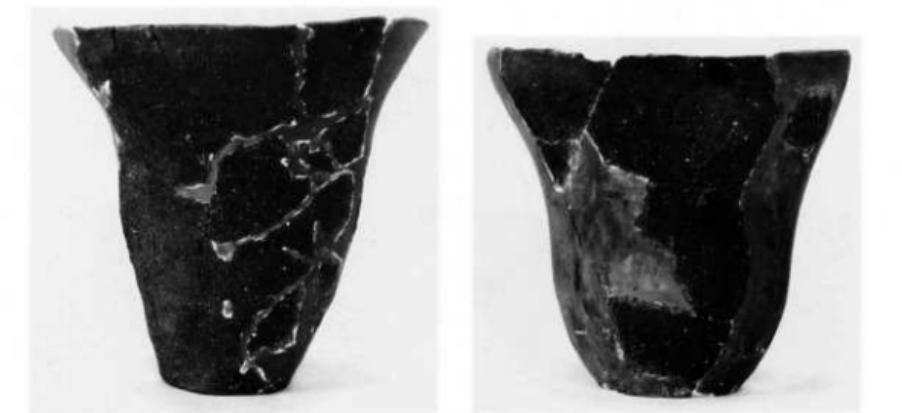


(J - 2 • №30)



(J - 2 • №27)

(J - 2 • №25)



(J - 2 • №31)

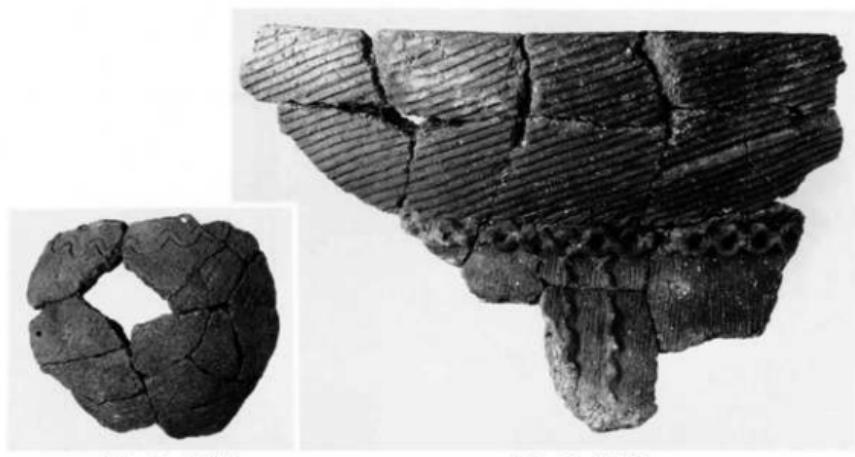
(J - 2 • №15)



(J - 2 • №16)



(J - 2)



(J - 2 • №24)

(J - 2 • №12)



(J - 2 • №26)



(J - 2 • №28)



(J - 2 • №17)



(J - 2 • №32)



(J - 2 • №23)



(J - 2 • №18)



(J - 2 • №21)



(J - 2 • №22)



(J - 4 • №37)



(J - 4 • №)



(J - 11 • №53)



(J - 4 • №38)



(J - 11 • №52)



(J - 11 • №52)



(J - 5 • №41)



(J - 5 • №44 a)



(J - 5 • №39)



(J - 5 • №44 b)



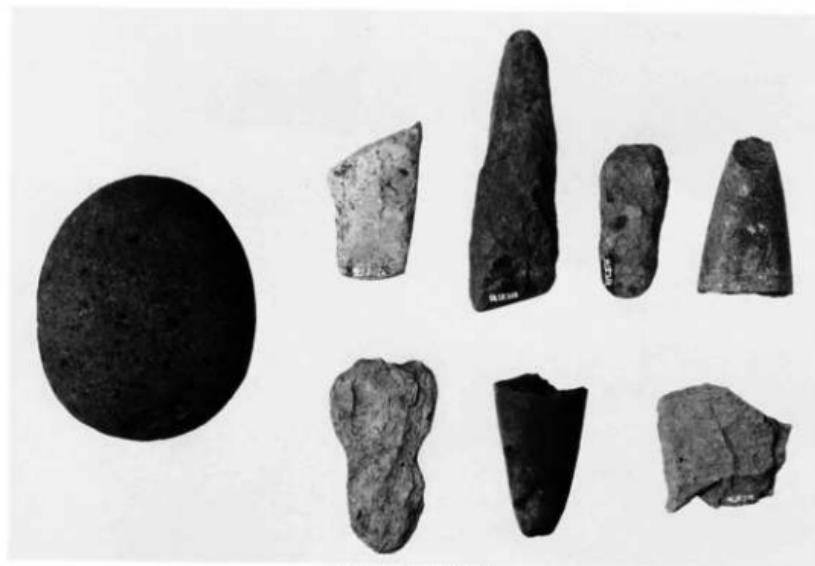
(J - 5 • №40)



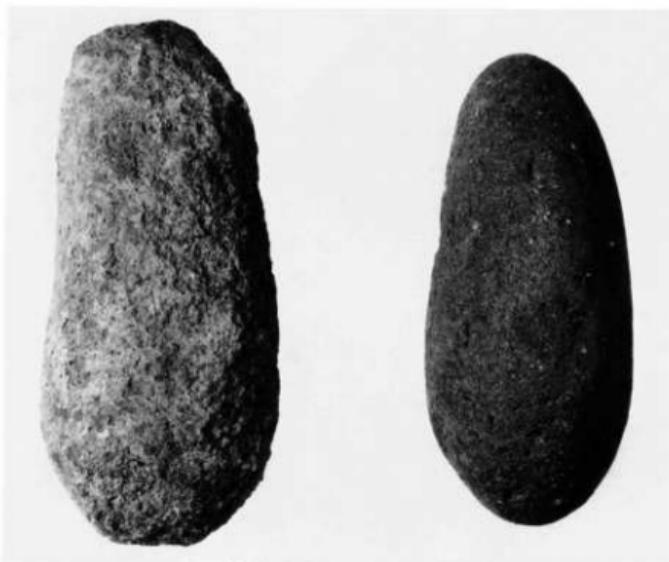
遺構外出土



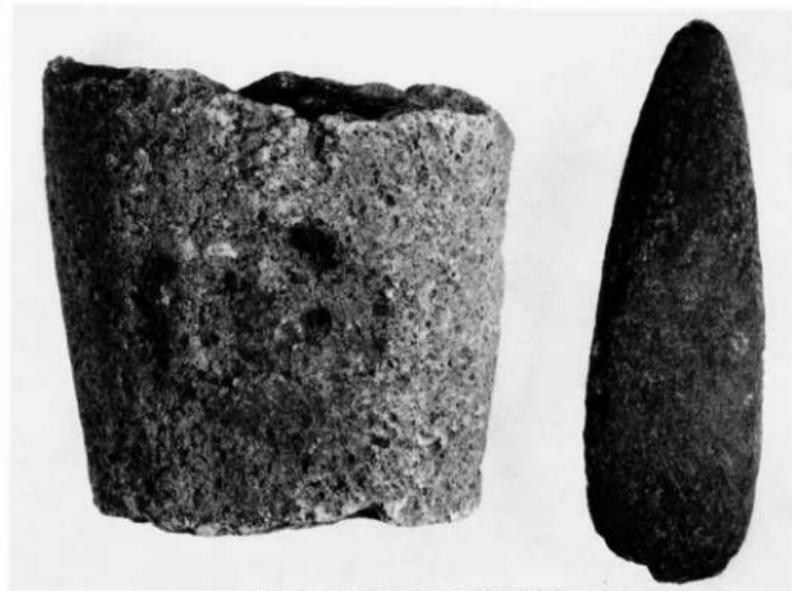
遺構内出土石器類



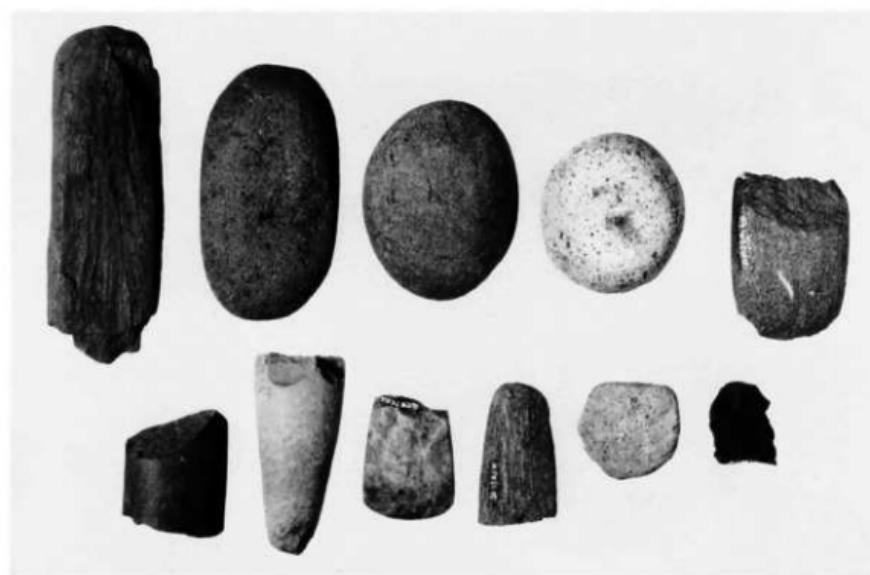
遺構内出土石器類



遺構內出土石器類（磨石）



遺構內出土石器類（凹石・磨製石斧）



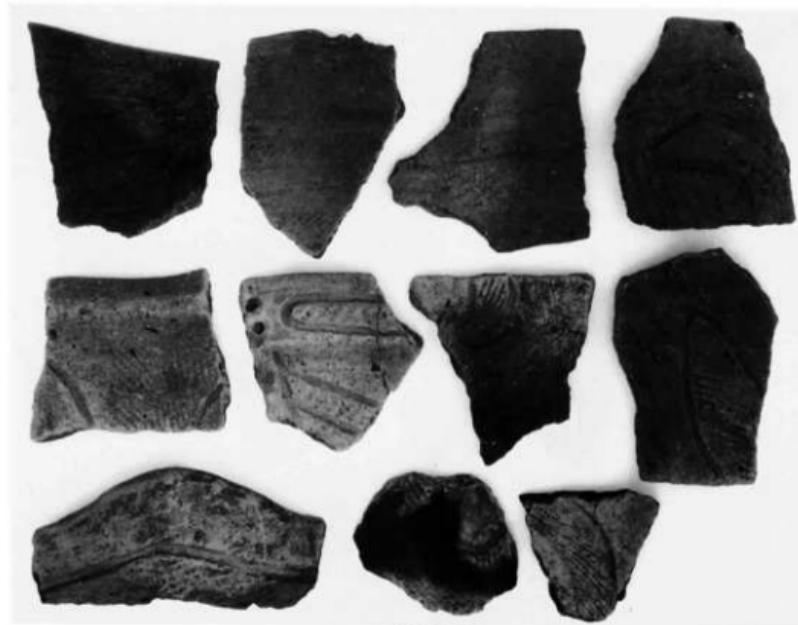
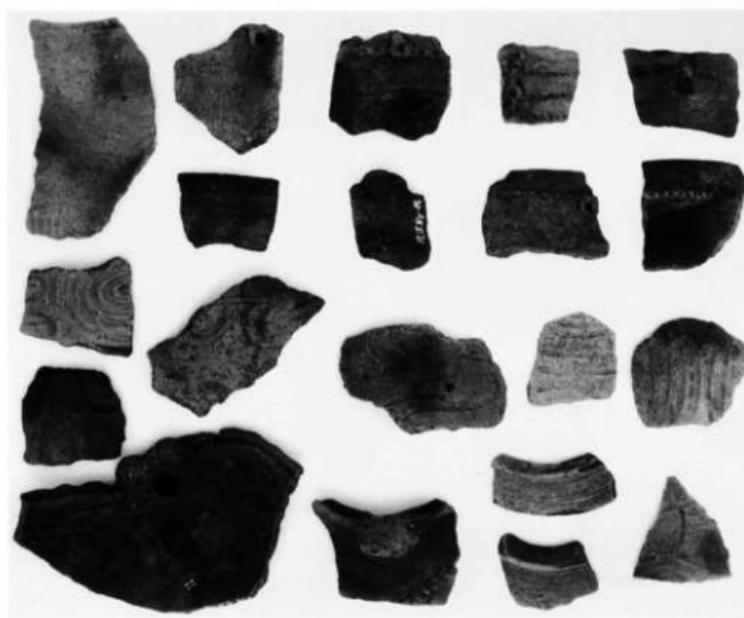
遺構内出土石器類



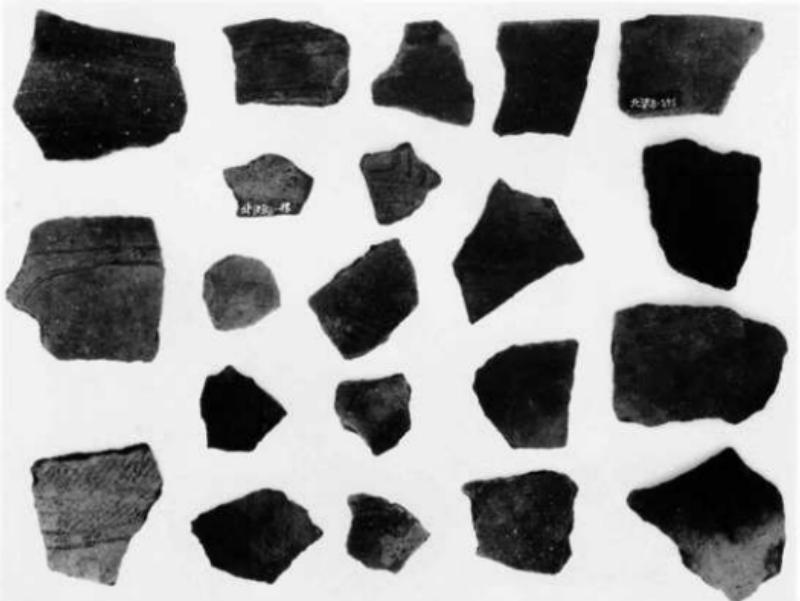
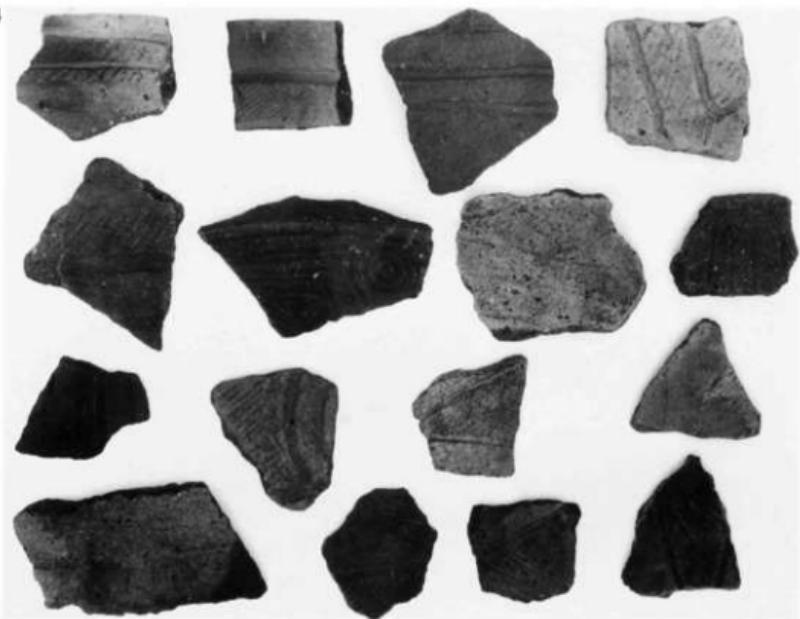
B 区・出土遺物



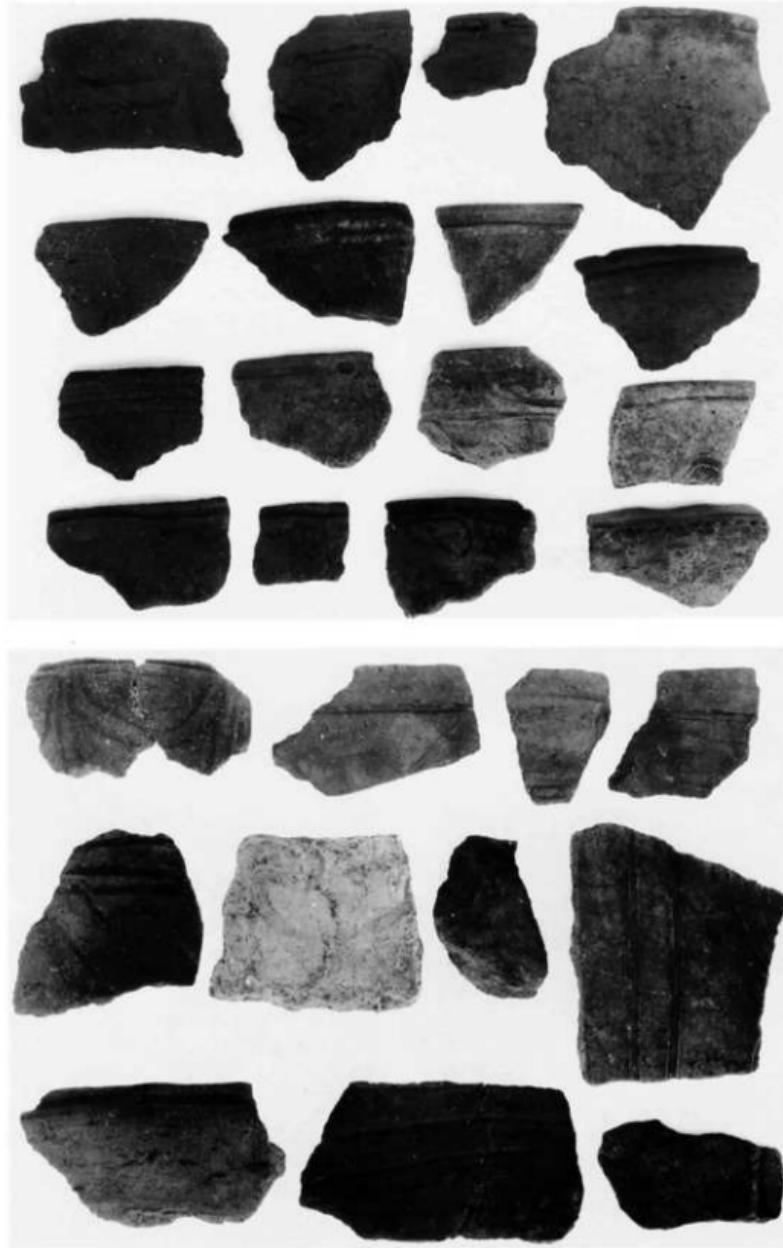
B区出土遺物



B区出土遺物



B区・出土遺物



B区・出土遺物



3号墳・周溝出土



1号墳北周溝出土



3号墳周溝



3号墳周溝



3号墳周溝



3号墳周溝



3号墳周溝出土遺物

山梨県埋蔵文化財センター調査報告 第42集

一の沢遺跡調査報告書

印刷日 平成元年3月10日
発行日 平成元年3月15日
編集 山梨県埋蔵文化財センター
発行所 山梨県教育委員会
印刷所 横浜南堂印刷所

